



TOKIO MARINE
ASSET MGT

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド

2035／2045／2055／2065

追加型投信／内外／資産複合

愛称：年金コンパス

投資信託説明書
(請求目論見書)

2025年4月

東京海上アセットマネジメント

この「投資信託説明書（請求目論見書）」は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035/2045/2055/2065」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年4月25日に関東財務局長に提出しており、2025年4月26日にその効力が生じています。

発行者名	東京海上アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 横田 靖博
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書・有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所	該当なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065

※愛称を「年金コンパス」とします。

※上記のそれぞれをまたは総称して、以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

※「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035」は「2035」、「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045」は「2045」、「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055」は「2055」、「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065」は「2065」ということがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

●委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（営業日の9時～17時）

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

(5)【申込手数料】

無手数料とします。

(6)【申込単位】

① 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

② 申込単位は販売会社が定めます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

③ 分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7) 【申込期間】

2025年4月26日から2025年10月24日まで

※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金（発行価格に取得申込口数を乗じて得た申込時の支払総額をいいます。）を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

② 基本的性格

当ファンドは、追加型投信／内外／資産複合に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産(投資信託証券 (資産複合(株式・債券) 資産配分変更型))		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング		

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われず、その後の追加設定は一切行われず。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
		不動産投信	目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他資産	目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年1回		目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回		目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回		目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）		目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

③ 信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより各1兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

④ ファンドの特色

1

主として、以下のマザーファンドへの投資を通じて、実質的に国内外の株式および債券に分散投資を行います。

資産	マザーファンド	指数
国内株式	TMA日本株TOPIXマザーファンド	TOPIX (配当込み)
国内債券	TMA日本債券インデックスマザーファンド	NOMURA-BPI (総合)
外国株式	TMA外国株式インデックスマザーファンド	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ヘッジなし・円ベース)
外国債券	TMA外国債券インデックスマザーファンド	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2

当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポートフォリオを構築します。

<当初設定時>

ファンド	資産配分比率			
	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035	31%	28%	31%	10%
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045	32%	26%	32%	10%
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055	34%	22%	34%	10%
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065	35%	20%	35%	10%

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3

資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごとに変更します。

- ターゲットイヤー（2035年／2045年／2055年／2065年）の10年前（2025年／2035年／2045年／2055年）に近づくにしたいが、リスク性資産（国内外の株式）の比率をゆるやかに減少させ、安定性資産（国内外の債券）の比率をゆるやかに増加させる運用をめざします。
- ターゲットイヤーの10年前からターゲットイヤーに近づくにしたいが、リスク性資産の比率を大きく引き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運用をめざします。

<2025年4月時点>

ファンド	資産配分比率			
	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035	30%	30%	30%	10%
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045	31%	28%	31%	10%
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055	33%	24%	33%	10%
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065	34%	22%	34%	10%

<ターゲットイヤーの10年前>

ファンド	資産配分比率			
	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035	30%	30%	30%	10%
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045				
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055				
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065				

※2035はターゲットイヤーの10年前に到達したため、ターゲットイヤーに近づくにしたいが、安定性資産の比率を大きく引き上げる運用に移行しました。

※上記は、資産配分のイメージであり、実際のファンドの資産配分比率と異なる場合があります。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

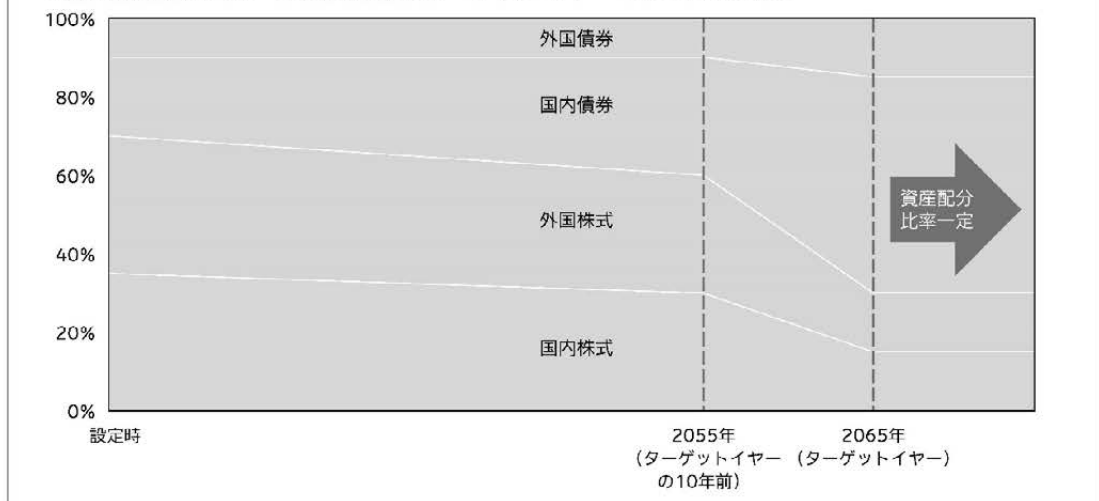
4

ターゲットイヤーの資産配分比率見直し実施日以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への当該比率を一定とします。

<ターゲットイヤーの資産配分比率見直し実施日以降>

ファンド	資産配分比率			
	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035	15%	55%	15%	15%
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045				
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055				
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065				

<資産配分比率のイメージ(例:東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065)>



※上記は、資産配分のイメージであり、実際のファンドの資産配分比率と異なる場合があります。

<各マザーファンドが対象とする指数について>

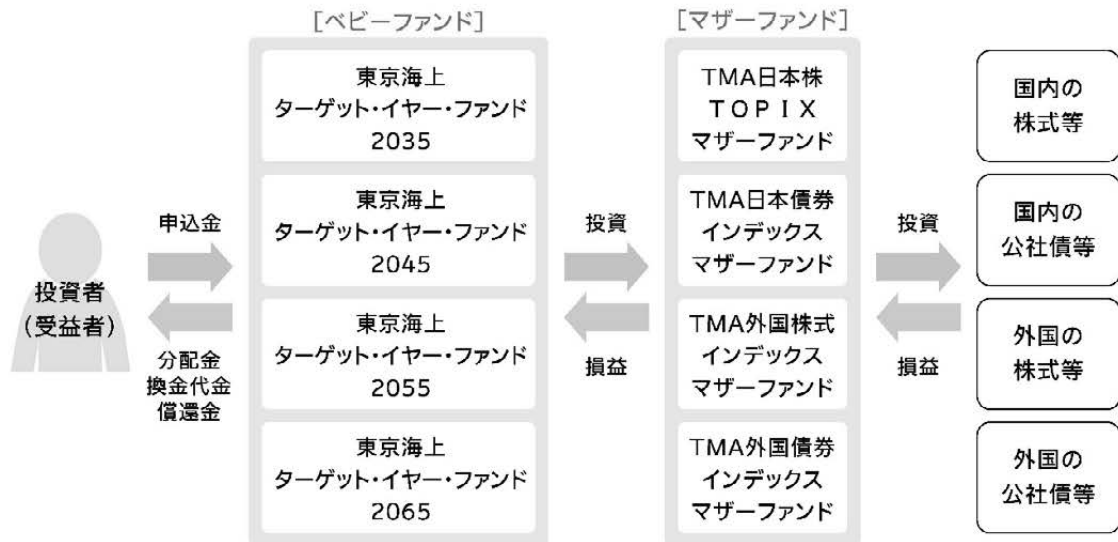
- 配当込みTOPIX(以下「TOPIX(配当込み)」といいます。)は、株式会社J P X 総研が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。TOPIX(配当込み)の指数値およびTOPIX(配当込み)にかかる標準または商標は、株式会社J P X 総研または株式会社J P X 総研の関連会社(以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIX(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(配当込み)にかかる標準または商標に関するすべての権利はJ P X が有します。J P X は、TOPIX(配当込み)の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、J P X により提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P X は責任を負いません。
- NOMURA - BPI(総合)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社(以下、NFRFCといます。)が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。NOMURA - BPIは、NFRFCの知的財産です。NFRFCは、ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。
- MSCIコクサイ指数とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしに、インデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

主な投資制限

株 式	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブ等	デリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

◎年1回決算を行います。

- 1月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配												

①上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

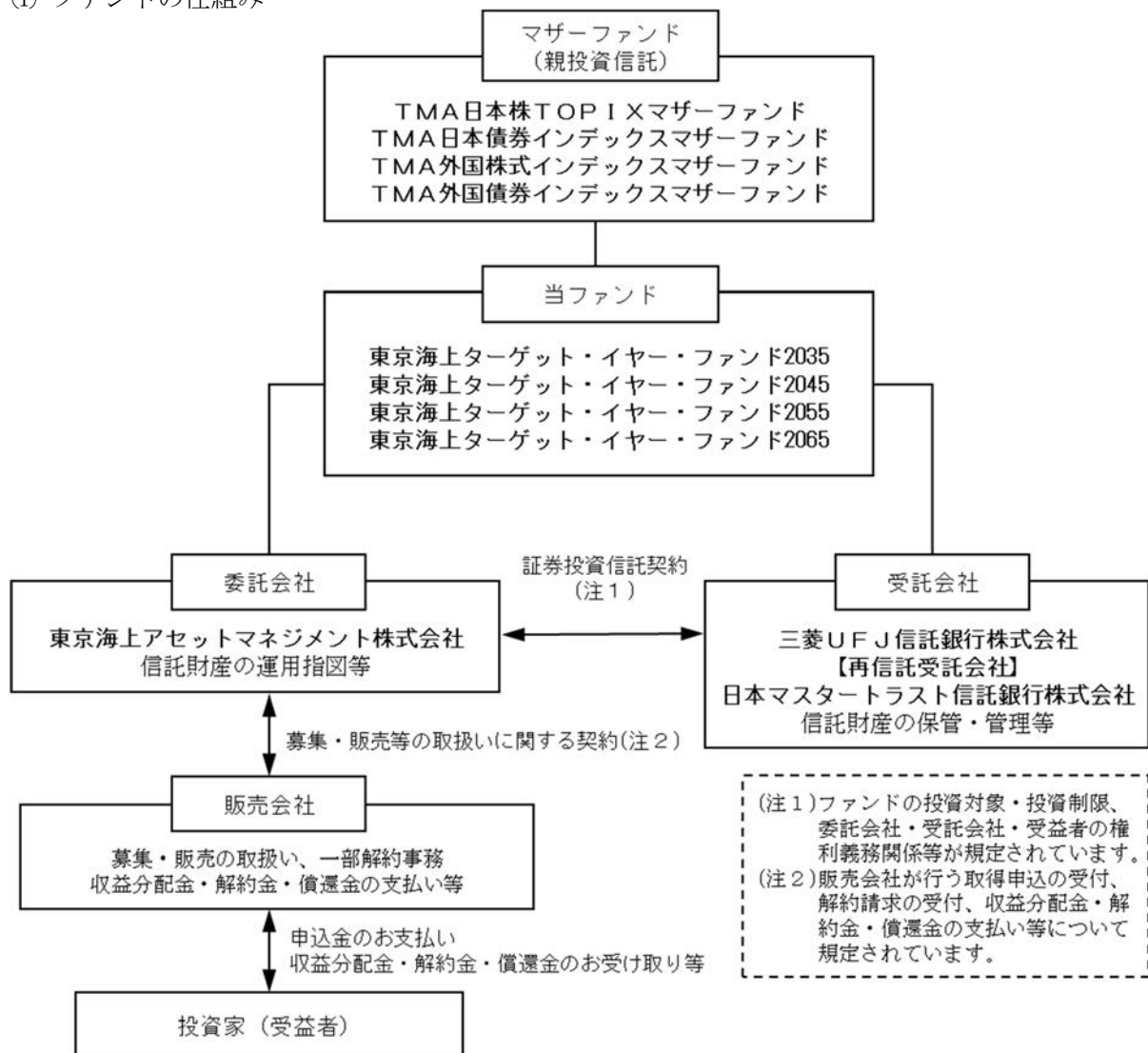
資金動向および市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2019年9月20日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円（2025年1月末日現在）
- ・会社の沿革

1985年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

1987年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

1991年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

1998年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

2007年9月 金融商品取引業者として登録

2014年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

2016年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

- ・大株主の状況（2025年1月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

1. 基本方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主として以下の親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

TMA日本株TOPIXマザーファンド

TMA日本債券インデックスマザーファンド

TMA外国株式インデックスマザーファンド

TMA外国債券インデックスマザーファンド

(2) 投資態度

●東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035

①主として、以下の各指数に連動する投資成果をめざして運用を行う各マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式および債券に分散投資を行います。

資産	マザーファンド	指数
国内株式	TMA日本株TOPIXマザーファンド	TOPIX（配当込み）
国内債券	TMA日本債券インデックスマザーファンド	NOMURA-BPI（総合）
外国株式	TMA外国株式インデックスマザーファンド	MSCIコクサイ指数 （配当込み、円ヘッジなし・円ベース）
外国債券	TMA外国債券インデックスマザーファンド	FTSE世界国債インデックス （除く日本、ヘッジなし・円ベース）

②当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポートフォリオを構築します。

国内株式：31%

国内債券：28%

外国株式：31%

外国債券：10%

③資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごとに変更します。

イ. 2035年（ターゲットイヤー）の10年前となる2025年に近づくにしたいが、リスク性資産（国内外の株式）の比率をゆるやかに減少させ、安定性資産（国内外の債券）の比率をゆるやかに増加させる運用をめざします。

ロ. 2025年からターゲットイヤーに近づくにしたいが、リスク性資産の比率を大きく引き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運用をめざします。

④2035年の資産配分比率見直し実施日以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への当該比率を一定とします。

⑤当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

⑥実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045

①主として、以下の各指数に連動する投資成果をめざして運用を行う各マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式および債券に分散投資を行います。

資産	マザーファンド	指数
国内株式	TMA日本株TOPIXマザーファンド	TOPIX（配当込み）
国内債券	TMA日本債券インデックスマザーファンド	NOMURA-BPI（総合）
外国株式	TMA外国株式インデックスマザーファンド	MSCIコクサイ指数 （配当込み、円ヘッジなし・円ベース）
外国債券	TMA外国債券インデックスマザーファンド	FTSE世界国債インデックス （除く日本、ヘッジなし・円ベース）

②当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポートフォリオを構築します。

- 国内株式：32%
- 国内債券：26%
- 外国株式：32%
- 外国債券：10%

③資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごとに変更します。

- イ. 2045年（ターゲットイヤー）の10年前となる2035年に近づくにしたい、リスク性資産（国内外の株式）の比率をゆるやかに減少させ、安定性資産（国内外の債券）の比率をゆるやかに増加させる運用をめざします。
- ロ. 2035年からターゲットイヤーに近づくにしたい、リスク性資産の比率を大きく引き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運用をめざします。

④2045年の資産配分比率見直し実施日以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への当該比率を一定とします。

⑤当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

⑥実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055

①主として、以下の各指数に連動する投資成果をめざして運用を行う各マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式および債券に分散投資を行います。

資産	マザーファンド	指数
国内株式	TMA日本株TOPIXマザーファンド	TOPIX（配当込み）
国内債券	TMA日本債券インデックスマザーファンド	NOMURA-BPI（総合）
外国株式	TMA外国株式インデックスマザーファンド	MSCIコクサイ指数 （配当込み、円ヘッジなし・円ベース）
外国債券	TMA外国債券インデックスマザーファンド	FTSE世界国債インデックス （除く日本、ヘッジなし・円ベース）

②当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポートフォリオを構築します。

- 国内株式：34%
- 国内債券：22%
- 外国株式：34%
- 外国債券：10%

③資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごとに変更します。

- イ. 2055年（ターゲットイヤー）の10年前となる2045年に近づくにしたい、リスク性資産（国内外の株式）の比率をゆるやかに減少させ、安定性資産（国内外の債券）の比率をゆるやかに増加させる運用をめざします。
- ロ. 2045年からターゲットイヤーに近づくにしたい、リスク性資産の比率を大きく引き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運用をめざします。

- ④2055年の資産配分比率見直し実施日以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への当該比率を一定とします。
- ⑤当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。
- ⑥実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑦資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065

- ①主として、以下の各指数に連動する投資成果をめざして運用を行う各マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式および債券に分散投資を行います。

資産	マザーファンド	指数
国内株式	TMA日本株TOPIXマザーファンド	TOPIX（配当込み）
国内債券	TMA日本債券インデックスマザーファンド	NOMURA-BPI（総合）
外国株式	TMA外国株式インデックスマザーファンド	MSCIコクサイ指数 （配当込み、円ヘッジなし・円ベース）
外国債券	TMA外国債券インデックスマザーファンド	FTSE世界国債インデックス （除く日本、ヘッジなし・円ベース）

- ②当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポートフォリオを構築します。
 - 国内株式：35%
 - 国内債券：20%
 - 外国株式：35%
 - 外国債券：10%
- ③資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごとに変更します。
 - イ. 2065年（ターゲットイヤー）の10年前となる2055年に近づくにしたがい、リスク性資産（国内外の株式）の比率をゆるやかに減少させ、安定性資産（国内外の債券）の比率をゆるやかに増加させる運用をめざします。
 - ロ. 2055年からターゲットイヤーに近づくにしたがい、リスク性資産の比率を大きく引き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運用をめざします。
- ④2065年の資産配分比率見直し実施日以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への当該比率を一定とします。
- ⑤当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。
- ⑥実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑦資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<参考情報>マザーファンドの運用の基本方針、主な投資対象と投資制限（要約）

◇TMA日本株TOPIXマザーファンド

1. 基本方針

TOPIX（配当込み）に連動する投資成果の達成を目標とします。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

TOPIXに採用されている銘柄を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①TOPIXに採用されている銘柄を中心に、TOPIX（配当込み）との連動性を考慮し組入を行います。
- ②流動性、機動性、コストなどの観点から、株価指数先物取引を行うことがあります。
- ③基本的には株式への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質株式組入比率の調整を機動的に行います。
- ④有価証券等の価格変動リスクを回避するため、日本において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における日本の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことがあります。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことがあります。
- ⑤大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想される時、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) 約款第16条（先物取引等の運用指図）、第17条（スワップ取引の運用指図）および第18条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるデリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

◇TMA日本債券インデックスマザーファンド

1. 基本方針

NOMURA-BPI（総合）に連動する投資成果の達成を目標とします。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA-BPI（総合）に連動する投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。
- ②信託財産の効率的な運用に資するため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への投資割合は、転換社債の転換、新株引受権の行使、及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (8) 約款第18条（先物取引等の運用指図）、第19条（スワップ取引の運用指図）および第20条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるデリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- (9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

◇TMA外国株式インデックスマザーファンド

1. 基本方針

MSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目標とします。

2. 運用方法

- (1) 主要投資対象
外国の株式を主要投資対象とします。
- (2) 投資態度
 - ①主として外国の株式に投資し、MSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。
 - ②組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払にかかわる為替予約取引等を行うことができます。
 - ③信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額ならびに株価指数先物取引や外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
 - ④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (8) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- (9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

◇TMA外国債券インデックスマザーファンド

1. 基本方針

FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目標とします。

2. 運用方法

- (1) 主要投資対象
外国の公社債を主要投資対象とします。
- (2) 投資態度
 - ①主として外国の公社債に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。
 - ②組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。
 - ③信託財産の効率的な運用に資するため、債券先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、組入有価証券の時価総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の

純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産および外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への投資割合は、転換社債の転換、新株引受権の行使、及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (9) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- (10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一のものに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

※「TMA日本株TOPIXマザーファンド」の運用にあたっては、TOPIX（東証株価指数）採用銘柄から時価総額・業種別構成比率等を勘案し、層化抽出法を用いてTOPIX（配当込み）に連動するようポートフォリオを構築します。

※「TMA日本債券インデックスマザーファンド」の運用にあたっては、層化抽出法を用いてNOMURA-BPI（総合）に連動するよう、残存期間別、種別毎の時価ウェイトとデュレーションを勘案しポートフォリオを構築します。

※「TMA外国株式インデックスマザーファンド」の運用にあたっては、リスクモデルを使用し、最適化法を用いてMSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動するようポートフォリオを構築します。

※「TMA外国債券インデックスマザーファンド」の運用にあたっては、層化抽出法を用いてFTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動するよう、残存期間別、国別、通貨別毎の時価ウェイトとデュレーションを勘案しポートフォリオを構築します。

(2) 【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）

- ① 有価証券
- ② デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限り、）
- ③ 金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）
- ④ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA日本株TOPIXマザーファンド」、「TMA日本債券インデックスマザーファンド」、「TMA外国株式インデックスマザーファンド」、「TMA外国債券インデックスマザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

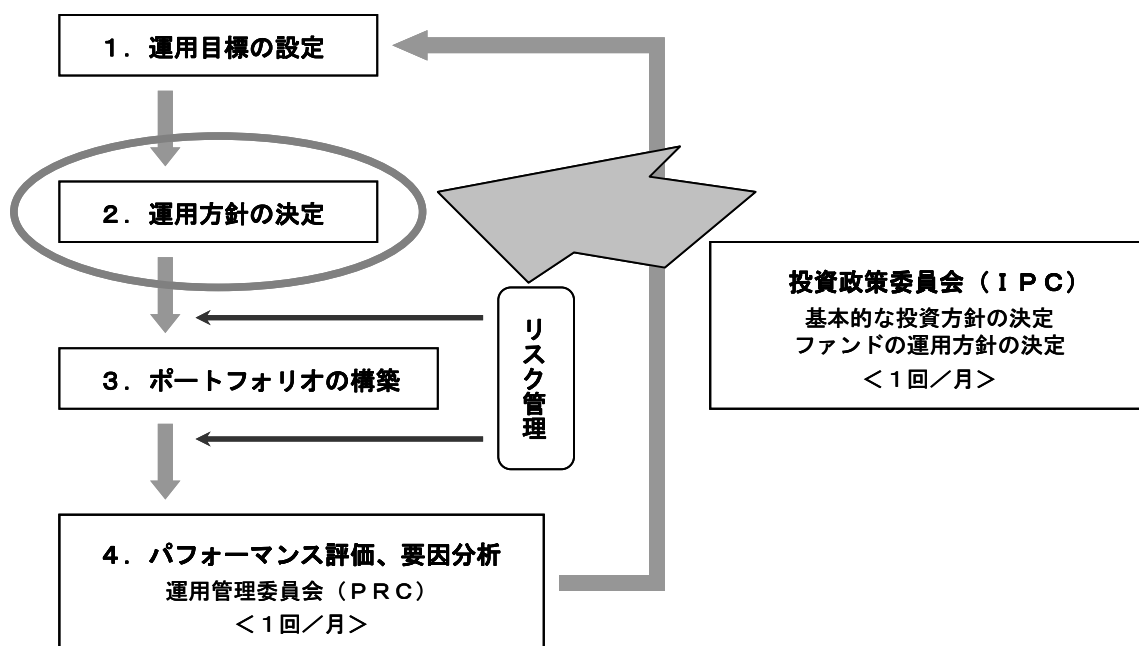
- (1) 株券または新株引受権証券
- (2) 国債証券
- (3) 地方債証券
- (4) 特別の法律により法人の発行する債券
- (5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除き

ます。)

- (6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - (17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - (20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (22) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、上記(1)から(21)に該当するものを除きます。）
 - (23) 外国の者に対する権利で上記(21)および(22)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - (1) 預金
 - (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - (3) コール・ローン
 - (4) 手形割引市場において売買される手形
 - (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの
 4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2025年1月末日現在）

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5) 【投資制限】

- ① 運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- b. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以

下同じ)

- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - h. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
 - i. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ② 投資する株式等の範囲（約款）
- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ③ 信用取引（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができますものとします。
 - b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 先物取引等（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑤ スワップ取引（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- ⑦ デリバティブ取引等に係る投資制限（約款）
- デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 有価証券の貸付（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- ⑨ 有価証券の空売（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「⑩ 有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- ⑩ 有価証券の借入（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- ⑪ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款）
- 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑫ 外国為替予約取引（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - b. 上記a. の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ⑬ 信用リスク集中回避のための投資制限（約款）
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑭ 資金の借入（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 - c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3 【投資リスク】

1. 投資リスク

※以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

基準価額の変動要因

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- ・運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- ・投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ・当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

① 価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

② 金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

③ 信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑥ 流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

2. その他の留意事項

- ① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ② 当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ③ 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ④ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その

場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

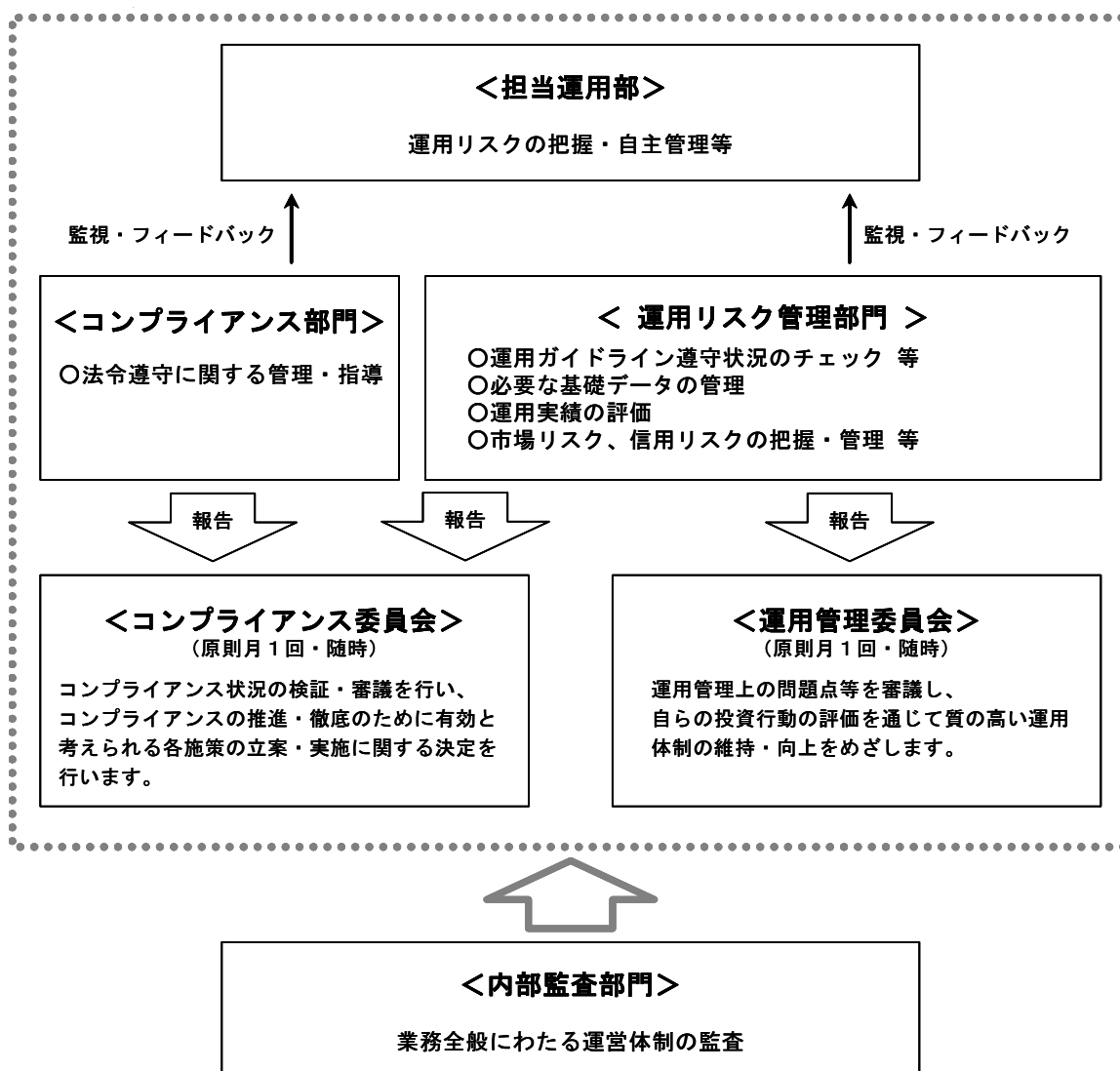
3. 管理体制

<リスク管理体制>

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。



<流動性リスク管理>

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

2035

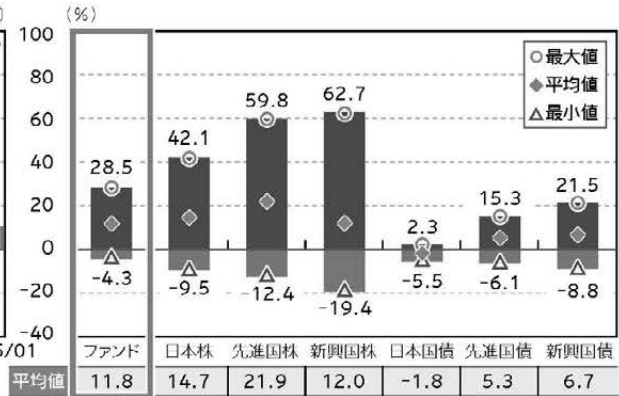


※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと
して計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場
合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算して
いるため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と
は異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように
作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間
の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

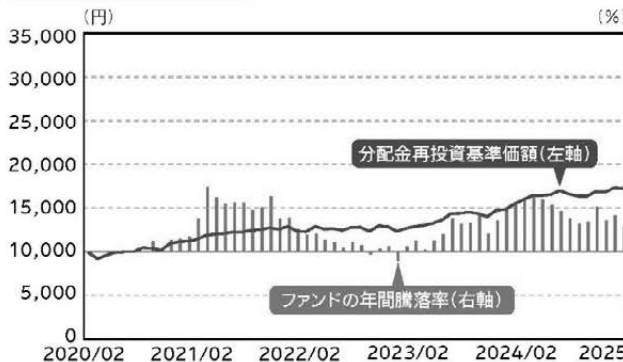


※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前
分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準
価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

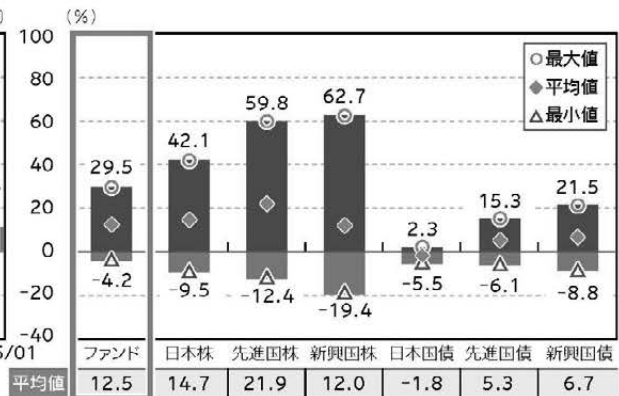
※ファンドは2020年9月以降の年間騰落率を用いています。

2045



※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと
して計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場
合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算して
いるため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と
は異なる場合があります。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

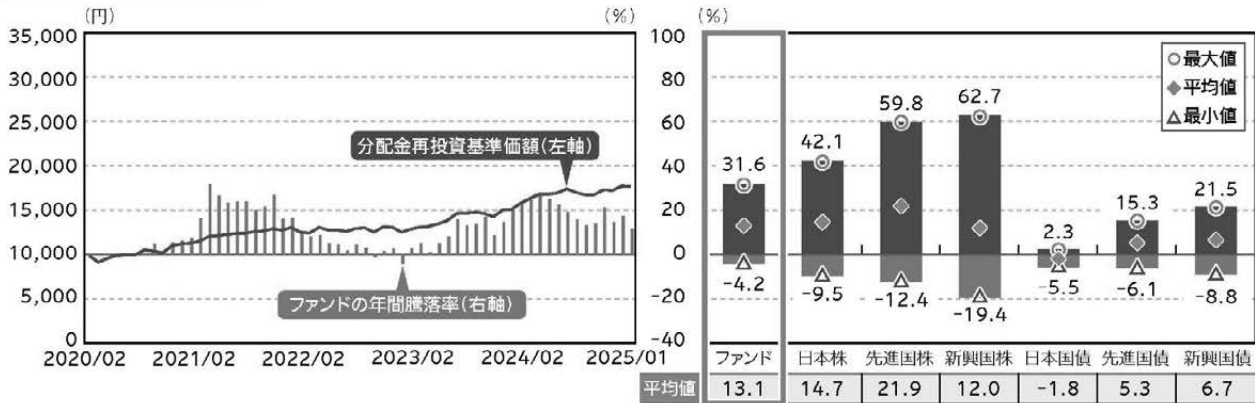
※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前
分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準
価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドは2020年9月以降の年間騰落率を用いています。

次ページへ続く

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

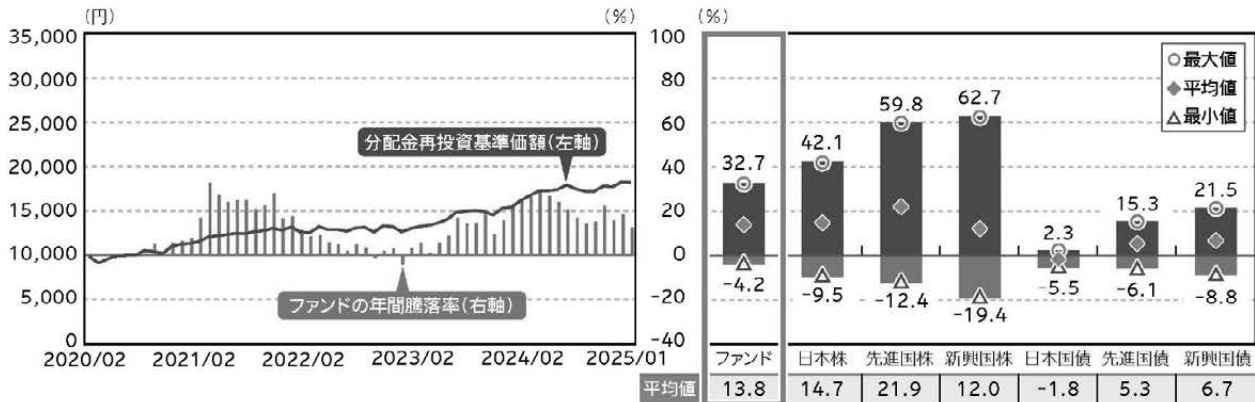
2055



※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと
して計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場
合があります。
※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものととして計算し
ているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と
は異なる場合があります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前
分配金を再投資したものととして計算しているため、実際の基準
価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドは2020年9月以降の年間騰落率を用いています。

2065



※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと
して計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場
合があります。
※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものととして計算し
ているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と
は異なる場合があります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前
分配金を再投資したものととして計算しているため、実際の基準
価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドは2020年9月以降の年間騰落率を用いています。

次ページへ続く

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスと指数名

日本株	TOPIX (東証株価指数) (配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
日本国債	NOMURA-BPI (国債)
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社 (以下、J P Xといいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。 ●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●NOMURA-BPI (国債) に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。 ●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金（解約）手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、所定の信託報酬率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。
- ② ①の信託報酬（消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬率およびその配分については以下の通りとします。

●東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035

計算期間	信託報酬率	配分（税抜）		
		委託会社* ¹	販売会社* ²	受託会社* ³
設定日～ 2035年決算日	年率0.308% (税抜0.28%)	年率0.13%	年率0.13%	年率0.02%
2035年決算日 の翌日以降	年率0.198% (税抜0.18%)	年率0.08%	年率0.08%	年率0.02%

* 1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

* 2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

* 3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

●東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045

計算期間	信託報酬率	配分（税抜）		
		委託会社* ¹	販売会社* ²	受託会社* ³
設定日～ 2045年決算日	年率0.308% (税抜0.28%)	年率0.13%	年率0.13%	年率0.02%
2045年決算日 の翌日以降	年率0.198% (税抜0.18%)	年率0.08%	年率0.08%	年率0.02%

* 1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

* 2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

* 3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

●東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055

計算期間	信託報酬率	配分（税抜）		
		委託会社* ¹	販売会社* ²	受託会社* ³
設定日～ 2055年決算日	年率0.308% (税抜0.28%)	年率0.13%	年率0.13%	年率0.02%
2055年決算日 の翌日以降	年率0.198% (税抜0.18%)	年率0.08%	年率0.08%	年率0.02%

* 1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

* 2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

* 3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

●東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065

計算期間	信託報酬率	配分（税抜）		
		委託会社* ¹	販売会社* ²	受託会社* ³
設定日～ 2065年決算日	年率0.308% (税抜0.28%)	年率0.13%	年率0.13%	年率0.02%
2065年決算日 の翌日以降	年率0.198% (税抜0.18%)	年率0.08%	年率0.08%	年率0.02%

* 1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

* 2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

* 3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.011%（税抜0.01%）を乗じて得た金額（ただし、年99万円（税抜90万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ④ 信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%*および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※1）は課税されません。

*2037年12月31日までの間、復興特別所得税（所得税15%×2.1%）が付加されます。

解約時および償還時の差益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した差額）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り。）ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等（特定公社債および公募公社債投信を含みます。）の利子所得および配当所得（申告分離課税を選択したものに限り。）ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、「NISA」の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（※2）超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※1）は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

<確定拠出年金に対する課税>

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の「各受益者の個別元本」（※2）超過額に対する所得税、復興特別所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

（※1）「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※2）「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

*上記は、2025年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2024年1月26日～2025年1月27日）におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2035	0.32%	0.30%	0.02%
2045	0.32%	0.30%	0.02%
2055	0.32%	0.30%	0.02%
2065	0.32%	0.30%	0.02%

（比率は年率、表示桁数未満を四捨五入）

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に当期間の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値です。

※入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2025年1月31日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	5,527,852,414	99.99
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		211,232	0.00
合計（純資産総額）		5,528,063,646	100.00

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,192,896,301	99.99
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		117,335	0.00
合計（純資産総額）		3,193,013,636	100.00

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,996,212,841	99.99
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		73,678	0.00
合計（純資産総額）		1,996,286,519	100.00

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,023,184,750	99.99
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		112,895	0.00
合計（純資産総額）		3,023,297,645	100.00

(ご参考：親投資信託の投資状況)

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035、東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045、東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055、東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065が主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

TMA日本株TOPIXマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	72,438,649,220	94.75
コール・ローン等、その他の資産 (負債控除後)		4,013,524,067	5.24
合計 (純資産総額)		76,452,173,287	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	3,935,310,000	5.14

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

TMA外国債券インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	11,926,121,270	46.91
	カナダ	495,212,654	1.94
	ドイツ	1,425,439,429	5.60
	イタリア	1,691,251,215	6.65
	フランス	1,786,857,518	7.02
	オーストラリア	302,754,200	1.19
	イギリス	1,283,949,290	5.05
	シンガポール	101,840,724	0.40
	マレーシア	126,271,840	0.49
	ニュージーランド	73,125,497	0.28
	オランダ	325,234,959	1.27
	スペイン	1,103,342,565	4.34
	ベルギー	391,233,574	1.53
	スウェーデン	38,193,305	0.15
	ノルウェー	35,527,964	0.13
	オーストリア	272,291,345	1.07
	フィンランド	118,971,882	0.46
	デンマーク	60,320,382	0.23
	メキシコ	191,982,435	0.75
	アイルランド	113,882,434	0.44
イスラエル	92,062,210	0.36	
ポーランド	137,992,361	0.54	

	ポルトガル	143,349,019	0.56
	中華人民共和国	2,829,452,254	11.13
	小計	25,066,660,326	98.61
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		352,027,632	1.38
合計（純資産総額）		25,418,687,958	100.00

TMA外国株式インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	227,949,022,433	72.86
	カナダ	9,922,706,852	3.17
	ドイツ	7,248,539,416	2.31
	イタリア	1,726,446,630	0.55
	フランス	7,854,409,170	2.51
	オーストラリア	5,081,255,006	1.62
	イギリス	10,957,970,704	3.50
	スイス	8,151,326,963	2.60
	バミューダ	368,482,185	0.11
	香港	1,165,075,187	0.37
	シンガポール	1,010,414,518	0.32
	ニュージーランド	242,932,526	0.07
	オランダ	4,666,361,274	1.49
	スペイン	2,125,234,481	0.67
	ベルギー	503,133,654	0.16
	スウェーデン	2,428,805,881	0.77
	ノルウェー	562,098,822	0.17
	オーストリア	178,287,882	0.05
	ルクセンブルク	495,809,184	0.15
	フィンランド	763,737,790	0.24
	デンマーク	2,118,368,029	0.67
	アイルランド	5,553,585,903	1.77
	イスラエル	551,214,230	0.17
	ポルトガル	142,005,114	0.04
	ケイマン	197,940,579	0.06
	キュラソー	252,875,631	0.08
	ジャージー	414,367,818	0.13
小計	302,632,407,862	96.74	
投資証券	アメリカ	4,689,990,363	1.49
	フランス	175,637,205	0.05
	オーストラリア	363,070,135	0.11
	イギリス	88,278,765	0.02

	香港	61,586,289	0.01
	シンガポール	71,437,621	0.02
	小計	5,450,000,378	1.74
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		4,734,158,871	1.51
合計（純資産総額）		312,816,567,111	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	6,169,492,012	1.97
	買建	ドイツ	1,078,975,845	0.34
	買建	イギリス	579,402,194	0.18

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

TMA日本債券インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	28,725,456,640	90.05
地方債証券	日本	1,535,877,976	4.81
特殊債券	日本	97,704,000	0.30
社債券	日本	1,486,294,835	4.65
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		53,914,015	0.16
合計（純資産総額）		31,899,247,466	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率（%）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	TMA外国株式インデックスマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	233,991,047	7.1938	1,683,301,353	7.1244	1,667,045,815	30.15
2	TMA日本株TOPIXマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	633,376,113	2.6009	1,647,368,189	2.6304	1,666,032,527	30.13
3	TMA日本債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	1,389,770,196	1.1907	1,654,799,955	1.1885	1,651,741,877	29.87
4	TMA外国債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	265,723,329	2.0575	546,748,833	2.0436	543,032,195	9.82

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA外国株式インデックスマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	144,111,873	7.1936	1,036,695,879	7.1244	1,026,710,628	32.15
2	TMA日本株TOPIXマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	390,088,272	2.6009	1,014,591,403	2.6304	1,026,088,190	32.13
3	TMA日本債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	695,458,531	1.1907	828,082,726	1.1885	826,552,464	25.88
4	TMA外国債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	153,427,784	2.0575	315,691,261	2.0436	313,545,019	9.81

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA外国株式インデックスマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	92,898,035	7.1936	668,276,751	7.1244	661,842,760	33.15
2	TMA日本株TOPIXマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	251,461,545	2.6009	654,028,914	2.6304	661,444,447	33.13
3	TMA日本債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	401,287,641	1.1908	477,853,359	1.1885	476,930,361	23.89
4	TMA外国債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	95,906,867	2.0575	197,337,565	2.0436	195,995,273	9.81

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA外国株式インデックスマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	144,927,511	7.1938	1,042,587,942	7.1244	1,032,521,559	34.15
2	TMA日本株TOPIXマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	392,298,989	2.6009	1,020,344,224	2.6304	1,031,903,260	34.13
3	TMA日本債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	556,992,363	1.1908	663,266,676	1.1885	661,985,423	21.89
4	TMA外国債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	145,221,427	2.0575	298,805,513	2.0436	296,774,508	9.81

b. 投資有価証券の種類

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合 計	99.99

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合 計	99.99

②【投資不動産物件】

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035

該当事項はありません。

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045

該当事項はありません。

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055

該当事項はありません。

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035

該当事項はありません。

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045

該当事項はありません。

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055

該当事項はありません。

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065

該当事項はありません。

(ご参考：親投資信託の投資資産)

①投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

TMA日本株TOPIXマザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	株式	969,500	3,728.77	3,615,044,677	2,973.50	2,882,808,250	3.77
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	銀行業	株式	1,148,000	1,581.50	1,815,562,000	1,978.50	2,271,318,000	2.97
3	ソニーグループ	日本	電気機器	株式	626,900	2,686.32	1,684,054,008	3,440.00	2,156,536,000	2.82
4	日立製作所	日本	電気機器	株式	472,200	2,879.80	1,359,842,044	3,946.00	1,863,301,200	2.43
5	リクルートホールディングス	日本	サービス業	株式	145,600	6,996.70	1,018,719,857	10,930.00	1,591,408,000	2.08
6	三井住友フィナンシャルグループ	日本	銀行業	株式	372,300	3,025.20	1,126,283,166	3,868.00	1,440,056,400	1.88
7	キーエンス	日本	電気機器	株式	18,300	71,745.79	1,312,948,101	67,250.00	1,230,675,000	1.60
8	任天堂	日本	その他製品	株式	115,000	8,347.09	959,916,427	10,230.00	1,176,450,000	1.53
9	みずほフィナンシャルグループ	日本	銀行業	株式	242,200	3,048.86	738,435,997	4,307.00	1,043,155,400	1.36
10	東京エレクトロン	日本	電気機器	株式	38,700	38,470.11	1,488,793,257	26,205.00	1,014,133,500	1.32
11	伊藤忠商事	日本	卸売業	株式	130,200	6,692.06	871,306,248	7,183.00	935,226,600	1.22
12	東京海上ホールディングス	日本	保険業	株式	176,100	4,852.92	854,600,740	5,160.00	908,676,000	1.18
13	三菱商事	日本	卸売業	株式	357,800	3,515.25	1,257,756,450	2,489.50	890,743,100	1.16
14	三井物産	日本	卸売業	株式	285,000	3,553.58	1,012,770,300	3,086.00	879,510,000	1.15
15	ソフトバンクグループ	日本	情報・通信業	株式	90,800	9,240.39	839,028,215	9,411.00	854,518,800	1.11
16	日本電信電話	日本	情報・通信業	株式	5,441,900	177.60	966,494,505	152.70	830,978,130	1.08
17	信越化学工業	日本	化学	株式	164,100	6,786.91	1,113,732,232	4,877.00	800,315,700	1.04
18	HOYA	日本	精密機器	株式	36,000	19,714.44	709,719,868	20,975.00	755,100,000	0.98
19	三菱重工業	日本	機械	株式	324,800	1,374.58	446,466,786	2,296.00	745,740,800	0.97
20	第一三共	日本	医薬品	株式	171,100	4,962.83	849,141,375	4,277.00	731,794,700	0.95
21	KDDI	日本	情報・通信業	株式	134,300	4,533.56	608,857,522	5,186.00	696,479,800	0.91
22	武田薬品工業	日本	医薬品	株式	159,500	4,358.83	695,234,676	4,209.00	671,335,500	0.87
23	本田技研工業	日本	輸送用機器	株式	428,900	1,865.81	800,248,380	1,478.50	634,128,650	0.82
24	ソフトバンク	日本	情報・通信業	株式	2,895,000	201.45	583,217,754	200.20	579,579,000	0.75
25	ファーストリテイリング	日本	小売業	株式	10,800	45,447.59	490,834,005	51,030.00	551,124,000	0.72
26	セブン&アイ・ホールディングス	日本	小売業	株式	211,800	2,178.03	461,308,184	2,469.50	523,040,100	0.68
27	富士通	日本	電気機器	株式	169,800	2,575.22	437,272,825	3,018.00	512,456,400	0.67
28	アドバンテスト	日本	電気機器	株式	57,500	6,821.41	392,231,184	8,659.00	497,892,500	0.65
29	三菱電機	日本	電気機器	株式	185,600	2,553.39	473,910,074	2,571.50	477,270,400	0.62
30	キヤノン	日本	電気機器	株式	90,600	4,518.77	409,400,722	5,018.00	454,630,800	0.59

TMA外国債券インデックスマザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	T 3 7/8 12/31/27	アメリカ	国債証券	3.875	2027/12/31	1,100,000	15,294.90	168,243,944	15,293.09	168,224,036	0.66
2	CGB 2.55 10/15/28	中華人民共和国	国債証券	2.550	2028/10/15	7,400,000	2,184.04	161,619,284	2,203.02	163,023,529	0.64
3	T 4 7/8 10/31/28	アメリカ	国債証券	4.875	2028/10/31	1,000,000	15,810.97	158,109,776	15,752.16	157,521,616	0.61
4	T 3 3/4 08/15/27	アメリカ	国債証券	3.750	2027/08/15	1,000,000	15,260.21	152,602,174	15,268.05	152,680,596	0.60
5	T 3 3/4 12/31/28	アメリカ	国債証券	3.750	2028/12/31	1,000,000	15,169.55	151,695,500	15,138.66	151,386,643	0.59

6	T 4 1/8 11/15/32	アメリカ	国債証券	4.125	2032/11/15	1,000,000	15,306.96	153,069,689	15,127.50	151,275,042	0.59
7	T 4 1/2 11/15/33	アメリカ	国債証券	4.500	2033/11/15	900,000	15,675.54	141,079,948	15,452.35	139,071,151	0.54
8	T 4 5/8 09/15/26	アメリカ	国債証券	4.625	2026/09/15	800,000	15,538.91	124,311,324	15,540.72	124,325,800	0.48
9	T 4 1/8 10/31/26	アメリカ	国債証券	4.125	2026/10/31	800,000	15,420.81	123,366,491	15,419.47	123,355,786	0.48
10	T 4 1/8 11/15/27	アメリカ	国債証券	4.125	2027/11/15	800,000	15,447.47	123,579,827	15,397.75	123,182,053	0.48
11	T 4 1/8 10/31/29	アメリカ	国債証券	4.125	2029/10/31	800,000	15,458.80	123,670,439	15,312.09	122,496,770	0.48
12	T 3 7/8 08/15/34	アメリカ	国債証券	3.875	2034/08/15	800,000	14,890.12	119,121,025	14,679.29	117,434,360	0.46
13	T 1 3/8 11/15/31	アメリカ	国債証券	1.375	2031/11/15	900,000	12,770.33	114,933,018	12,702.16	114,319,520	0.44
14	CGB 2.8 11/15/32	中華人民共和国	国債証券	2.800	2032/11/15	4,800,000	2,233.76	107,220,860	2,301.12	110,453,946	0.43
15	CGB 2.54 12/25/30	中華人民共和国	国債証券	2.540	2030/12/25	4,900,000	2,195.03	107,556,746	2,232.97	109,415,995	0.43
16	T 4 5/8 06/30/26	アメリカ	国債証券	4.625	2026/06/30	700,000	15,522.62	108,658,395	15,527.45	108,692,176	0.42
17	T 4 3/8 07/31/26	アメリカ	国債証券	4.375	2026/07/31	700,000	15,465.01	108,255,124	15,479.79	108,358,583	0.42
18	T 4 1/4 12/31/25	アメリカ	国債証券	4.250	2025/12/31	700,000	15,423.69	107,965,873	15,443.64	108,105,535	0.42
19	T 4 3/8 05/15/34	アメリカ	国債証券	4.375	2034/05/15	700,000	15,533.48	108,734,402	15,282.53	106,977,762	0.42
20	T 3 1/2 09/30/26	アメリカ	国債証券	3.500	2026/09/30	700,000	15,231.26	106,618,833	15,270.47	106,893,307	0.42
21	T 4 07/31/29	アメリカ	国債証券	4.000	2029/07/31	700,000	15,314.20	107,199,453	15,245.43	106,718,065	0.41
22	CGB 2.44 10/15/27	中華人民共和国	国債証券	2.440	2027/10/15	4,900,000	2,168.78	106,270,517	2,175.98	106,623,103	0.41
23	FRTR 0 3/4 02/25/28	フランス	国債証券	0.750	2028/02/25	700,000	15,140.17	105,981,207	15,198.86	106,392,023	0.41
24	T 3 7/8 12/31/29	アメリカ	国債証券	3.875	2029/12/31	700,000	15,204.41	106,430,922	15,131.12	105,917,866	0.41
25	T 4 02/15/34	アメリカ	国債証券	4.000	2034/02/15	700,000	15,092.51	105,647,613	14,865.09	104,055,656	0.40
26	T 1 3/8 12/31/28	アメリカ	国債証券	1.375	2028/12/31	700,000	13,791.92	96,543,481	13,827.21	96,790,508	0.38
27	FRTR 2 3/4 02/25/29	フランス	国債証券	2.750	2029/02/25	600,000	16,114.04	96,684,259	16,072.32	96,433,929	0.37
28	CGB 2.67 11/25/33	中華人民共和国	国債証券	2.670	2033/11/25	4,100,000	2,214.96	90,813,626	2,290.22	93,899,097	0.36
29	T 4 7/8 05/31/26	アメリカ	国債証券	4.875	2026/05/31	600,000	15,573.30	93,439,801	15,572.09	93,432,562	0.36
30	T 4 3/8 12/15/26	アメリカ	国債証券	4.375	2026/12/15	600,000	15,479.89	92,879,389	15,488.24	92,929,457	0.36

TMA外国株式インデックスマザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	株式	441,992	35,175.32	15,547,211,291	36,691.02	16,217,138,947	5.18
2	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	株式	713,506	22,763.77	16,242,088,914	19,249.69	13,734,776,091	4.39
3	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	204,989	65,266.35	13,378,884,796	64,086.90	13,137,110,712	4.19

4	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	株式	274,823	32,200.52	8,849,446,115	36,235.45	9,958,336,504	3.18
5	META PLATFORMS INC-A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	63,513	91,103.62	5,786,264,794	106,093.40	6,738,310,749	2.15
6	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	168,983	27,579.84	4,660,524,259	31,020.35	5,241,912,496	1.67
7	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	株式	83,842	49,833.82	4,178,167,929	61,815.24	5,182,713,385	1.65
8	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	株式	147,147	27,800.83	4,090,809,711	31,292.15	4,604,546,128	1.47
9	BROADCOM INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	株式	129,353	28,418.36	3,676,001,049	33,304.37	4,308,020,664	1.37
10	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	株式	82,886	36,620.31	3,035,311,238	41,422.75	3,433,366,794	1.09
11	ELI LILLY AND COMPANY	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	23,559	128,263.78	3,021,766,494	127,131.40	2,995,088,862	0.95
12	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	金融サービス	株式	38,085	71,539.97	2,724,600,104	72,945.01	2,778,110,724	0.88
13	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	金融サービス	株式	48,104	47,624.08	2,290,908,860	52,977.21	2,548,415,781	0.81
14	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	株式	26,752	94,835.83	2,537,048,334	84,252.37	2,253,919,538	0.72
15	EXXON MOBIL CORPORATION	アメリカ	エネルギー	株式	127,889	18,682.02	2,389,225,938	16,920.89	2,163,996,353	0.69
16	MASTERCARD INC - A	アメリカ	金融サービス	株式	23,578	80,996.34	1,909,731,747	87,408.92	2,060,927,617	0.65
17	WALMART INC	アメリカ	生活必需品流通・小売り	株式	128,739	13,148.84	1,692,769,459	15,234.51	1,961,276,805	0.62
18	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ	生活必需品流通・小売り	株式	12,906	145,806.73	1,881,781,753	151,188.51	1,951,238,965	0.62
19	NETFLIX INC	アメリカ	メディア・娯楽	株式	12,455	123,004.41	1,532,019,928	150,297.45	1,871,954,779	0.59
20	HOME DEPOT INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	株式	29,187	62,673.08	1,829,239,196	64,011.23	1,868,295,915	0.59
21	PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ	家庭用品・パーソナル用品	株式	67,408	25,882.56	1,744,691,949	25,853.12	1,742,707,537	0.55
22	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	68,222	23,977.01	1,635,760,081	23,607.71	1,610,565,471	0.51
23	SALESFORCE INC	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	28,125	49,718.73	1,398,339,520	53,057.51	1,492,242,612	0.47
24	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	銀行	株式	203,161	6,973.09	1,416,661,686	7,214.96	1,465,800,438	0.46
25	ABBVIE INC	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	52,142	30,727.66	1,602,201,735	27,125.62	1,414,384,573	0.45
26	ASML HOLDING NV	オランダ	半導体・半導体製造装置	株式	11,622	100,118.31	1,163,575,113	113,326.41	1,317,079,560	0.42
27	SAP SE	ドイツ	ソフトウェア・サービス	株式	30,165	35,503.70	1,070,969,231	42,984.49	1,296,627,382	0.41
28	ORACLE CORPORATION	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	48,484	29,162.06	1,413,893,703	26,311.78	1,275,700,506	0.40
29	NOVO NORDISK A/S-B	デンマーク	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	94,205	15,971.92	1,504,634,974	12,973.51	1,222,169,792	0.39
30	WELLS FARGO & COMPANY	アメリカ	銀行	株式	99,886	10,819.23	1,080,690,010	12,172.17	1,215,829,632	0.38

TMA日本債券インデックスマザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第356回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.100	2029/09/20	425,000,000	97.45	414,170,200	96.44	409,895,500	1.28
2	第149回利付国債(5年)	日本	国債証券	0.005	2026/09/20	351,000,000	99.13	347,963,850	98.92	347,240,790	1.08

3	第372回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.800	2033/09/20	355,000,000	99.26	352,378,200	97.40	345,787,750	1.08
4	第373回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.600	2033/12/20	350,000,000	97.25	340,405,960	95.45	334,089,000	1.04
5	第366回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.200	2032/03/20	353,000,000	96.18	339,546,850	94.61	333,998,010	1.04
6	第359回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2030/06/20	342,000,000	97.05	331,911,000	95.82	327,718,080	1.02
7	第354回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2029/03/20	336,000,000	97.85	328,806,240	96.95	325,765,440	1.02
8	第367回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.200	2032/06/20	345,000,000	95.94	330,993,000	94.31	325,369,500	1.01
9	第360回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2030/09/20	326,000,000	96.78	315,525,650	95.58	311,613,620	0.97
10	第358回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2030/03/20	319,000,000	97.06	309,640,650	96.03	306,348,460	0.96
11	第347回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2027/06/20	310,000,000	98.99	306,869,000	98.55	305,511,200	0.95
12	第355回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2029/06/20	313,000,000	97.67	305,713,360	96.69	302,649,090	0.94
13	第357回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2029/12/20	313,000,000	97.33	304,642,900	96.21	301,159,210	0.94
14	第361回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2030/12/20	313,000,000	96.71	302,714,820	95.34	298,439,240	0.93
15	第365回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2031/12/20	316,000,000	95.77	302,633,200	94.23	297,795,240	0.93
16	第370回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.500	2033/03/20	310,000,000	97.34	301,759,700	95.59	296,350,700	0.92
17	第362回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2031/03/20	311,000,000	96.49	300,085,100	95.08	295,701,910	0.92
18	第371回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.400	2033/06/20	306,000,000	96.25	294,542,880	94.48	289,127,160	0.90
19	第153回利付国債 (5年)	日本	国債証券	0.005	2027/06/20	293,000,000	98.75	289,346,290	98.33	288,106,900	0.90
20	第148回利付国債 (5年)	日本	国債証券	0.005	2026/06/20	287,000,000	99.28	284,942,210	99.14	284,534,670	0.89
21	第363回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2031/06/20	295,000,000	96.27	284,008,300	94.80	279,671,800	0.87
22	第150回利付国債 (5年)	日本	国債証券	0.005	2026/12/20	282,000,000	99.00	279,180,000	98.73	278,418,600	0.87
23	第151回利付国債 (5年)	日本	国債証券	0.005	2027/03/20	275,000,000	98.86	271,873,400	98.53	270,971,250	0.84
24	第154回利付国債 (5年)	日本	国債証券	0.100	2027/09/20	275,000,000	98.81	271,743,800	98.36	270,498,250	0.84
25	第158回利付国債 (5年)	日本	国債証券	0.100	2028/03/20	276,000,000	98.53	271,967,200	97.95	270,358,560	0.84
26	第368回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.200	2032/09/20	287,000,000	95.57	274,287,230	93.96	269,676,680	0.84
27	第364回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2031/09/20	284,000,000	95.74	271,913,010	94.52	268,445,320	0.84
28	第352回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2028/09/20	272,000,000	98.22	267,158,400	97.46	265,099,360	0.83
29	第156回利付国債 (5年)	日本	国債証券	0.200	2027/12/20	269,000,000	98.99	266,303,080	98.45	264,833,190	0.83
30	第375回利付国債 (10年)	日本	国債証券	1.100	2034/06/20	264,000,000	101.19	267,143,910	99.19	261,885,360	0.82

b. 投資有価証券の種類

TMA日本株TOPIXマザーファンド

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.22
		建設業	2.01
		食料品	2.80
		繊維製品	0.40
		パルプ・紙	0.13
		化学	4.65
		医薬品	4.05
		石油・石炭製品	0.50
		ゴム製品	0.56
		ガラス・土石製品	0.60
		鉄鋼	0.79
		非鉄金属	0.80
		金属製品	0.45
		機械	5.25
		電気機器	16.88
		輸送用機器	7.25
		精密機器	2.31
		その他製品	2.67
		電気・ガス業	1.13
		陸運業	2.13
		海運業	0.61
		空運業	0.33
		倉庫・運輸関連業	0.13
		情報・通信業	7.17
		卸売業	6.09
		小売業	4.36
		銀行業	8.60
		証券、商品先物取引業	0.94
		保険業	2.97
その他金融業	1.07		
不動産業	1.75		
サービス業	4.92		
合計			94.75

TMA外国債券インデックスマザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	98.61
合 計	98.61

TMA外国株式インデックスマザーファンド

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	3.87
		素材	3.18
		資本財	6.90
		商業・専門サービス	1.57
		運輸	1.41
		自動車・自動車部品	2.15
		耐久消費財・アパレル	1.29
		消費者サービス	1.93
		メディア・娯楽	7.27
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.29
		生活必需品流通・小売り	1.84
		食品・飲料・タバコ	2.64
		家庭用品・パーソナル用品	1.39
		ヘルスケア機器・サービス	3.93
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.68
		銀行	5.85
		金融サービス	7.41
		保険	2.94
		ソフトウェア・サービス	10.02
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.70
電気通信サービス	1.11		
公益事業	2.52		
半導体・半導体製造装置	8.50		
不動産管理・開発	0.24		
投資証券		—	1.74
合 計			98.48

TMA日本債券インデックスマザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	90.05
地方債証券	4.81
特殊債券	0.30
社債券	4.65
合計	99.83

②投資不動産物件

TMA日本株TOPIXマザーファンド

該当事項はありません。

TMA外国債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

TMA外国株式インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

TMA日本債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

TMA日本株TOPIXマザーファンド

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	帳簿価額	評価額(円)	投資 比率(%)
株価指数 先物取引	日本	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	141	3,879,225,900.00	3,935,310,000	5.14

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

TMA外国債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

TMA外国株式インデックスマザーファンド

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	通貨	帳簿価額	評価額	評価額(円)	投資 比率(%)
株価指数 先物取引	アメリカ	Chicago Mercantile Exchange	S&P 500 EMIN	買建	131	米ドル	39,693,400.00	39,950,087.50	6,169,492,012	1.97
	ドイツ	Eurex	DJ EU STX 50	買建	127	ユーロ	6,493,620.00	6,728,460.00	1,078,975,845	0.34
	イギリス	ICE Futures Europe Financials	FTSE 100 IDX	買建	35	英ポンド	2,940,535.00	3,022,600.00	579,402,194	0.18

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

TMA日本債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(2020年 1月27日)	4	4	1.0509	1.0509
第2計算期間末	(2021年 1月25日)	153	153	1.1305	1.1305
第3計算期間末	(2022年 1月25日)	735	735	1.2250	1.2250
第4計算期間末	(2023年 1月25日)	1,888	1,888	1.2592	1.2592
第5計算期間末	(2024年 1月25日)	3,620	3,620	1.5064	1.5064
第6計算期間末	(2025年 1月27日)	5,505	5,505	1.6771	1.6771
2024年 1月末日		3,690	—	1.5158	—
2月末日		3,872	—	1.5624	—
3月末日		4,239	—	1.6034	—
4月末日		4,303	—	1.6025	—
5月末日		4,507	—	1.6118	—
6月末日		4,724	—	1.6547	—
7月末日		4,735	—	1.6176	—
8月末日		4,795	—	1.5973	—
9月末日		4,884	—	1.5969	—
10月末日		5,133	—	1.6456	—
11月末日		5,176	—	1.6377	—
12月末日		5,415	—	1.6816	—
2025年 1月末日		5,528	—	1.6756	—

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(2020年 1月27日)	2	2	1.0527	1.0527
第2計算期間末	(2021年 1月25日)	51	51	1.1351	1.1351
第3計算期間末	(2022年 1月25日)	366	366	1.2333	1.2333
第4計算期間末	(2023年 1月25日)	964	964	1.2715	1.2715
第5計算期間末	(2024年 1月25日)	1,959	1,959	1.5386	1.5386
第6計算期間末	(2025年 1月27日)	3,163	3,163	1.7272	1.7272
2024年 1月末日		2,001	—	1.5487	—
2月末日		2,125	—	1.5991	—
3月末日		2,295	—	1.6439	—
4月末日		2,341	—	1.6439	—
5月末日		2,473	—	1.6556	—

6月末日	2,630	—	1.7020	—
7月末日	2,655	—	1.6618	—
8月末日	2,681	—	1.6385	—
9月末日	2,719	—	1.6378	—
10月末日	2,934	—	1.6912	—
11月末日	2,977	—	1.6834	—
12月末日	3,106	—	1.7313	—
2025年 1月末日	3,193	—	1.7258	—

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(2020年 1月27日)	1	1	1.0565	1.0565
第2計算期間末	(2021年 1月25日)	44	44	1.1445	1.1445
第3計算期間末	(2022年 1月25日)	233	233	1.2487	1.2487
第4計算期間末	(2023年 1月25日)	593	593	1.2904	1.2904
第5計算期間末	(2024年 1月25日)	1,246	1,246	1.5705	1.5705
第6計算期間末	(2025年 1月27日)	1,984	1,984	1.7703	1.7703
2024年 1月末日		1,278	—	1.5811	—
2月末日		1,356	—	1.6340	—
3月末日		1,466	—	1.6811	—
4月末日		1,492	—	1.6815	—
5月末日		1,575	—	1.6947	—
6月末日		1,669	—	1.7433	—
7月末日		1,685	—	1.7012	—
8月末日		1,690	—	1.6761	—
9月末日		1,714	—	1.6752	—
10月末日		1,839	—	1.7315	—
11月末日		1,860	—	1.7238	—
12月末日		1,948	—	1.7743	—
2025年 1月末日		1,996	—	1.7689	—

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(2020年 1月27日)	1	1	1.0584	1.0584
第2計算期間末	(2021年 1月25日)	79	79	1.1490	1.1490
第3計算期間末	(2022年 1月25日)	463	463	1.2579	1.2579
第4計算期間末	(2023年 1月25日)	978	978	1.3059	1.3059

第5計算期間末	(2024年 1月25日)	1,987	1,987	1.6078	1.6078
第6計算期間末	(2025年 1月27日)	3,003	3,003	1.8228	1.8228
2024年 1月末日		2,014	—	1.6190	—
2月末日		2,145	—	1.6762	—
3月末日		2,286	—	1.7275	—
4月末日		2,335	—	1.7281	—
5月末日		2,435	—	1.7428	—
6月末日		2,569	—	1.7940	—
7月末日		2,579	—	1.7496	—
8月末日		2,611	—	1.7225	—
9月末日		2,640	—	1.7214	—
10月末日		2,768	—	1.7811	—
11月末日		2,801	—	1.7733	—
12月末日		2,949	—	1.8267	—
2025年 1月末日		3,023	—	1.8216	—

②【分配の推移】

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035
該当事項はありません。

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045
該当事項はありません。

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055
該当事項はありません。

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065
該当事項はありません。

③【収益率の推移】

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035

期	計算期間	収益率 (%) (分配付)
第1計算期間	2019年 9月20日～2020年 1月27日	5.1
第2計算期間	2020年 1月28日～2021年 1月25日	7.6
第3計算期間	2021年 1月26日～2022年 1月25日	8.4
第4計算期間	2022年 1月26日～2023年 1月25日	2.8
第5計算期間	2023年 1月26日～2024年 1月25日	19.6
第6計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	11.3

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045

期	計算期間	収益率 (%) (分配付)
第1計算期間	2019年 9月20日～2020年 1月27日	5.3
第2計算期間	2020年 1月28日～2021年 1月25日	7.8

第3計算期間	2021年 1月26日～2022年 1月25日	8.7
第4計算期間	2022年 1月26日～2023年 1月25日	3.1
第5計算期間	2023年 1月26日～2024年 1月25日	21.0
第6計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	12.3

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055

期	計算期間	収益率 (%) (分配付)
第1計算期間	2019年 9月20日～2020年 1月27日	5.7
第2計算期間	2020年 1月28日～2021年 1月25日	8.3
第3計算期間	2021年 1月26日～2022年 1月25日	9.1
第4計算期間	2022年 1月26日～2023年 1月25日	3.3
第5計算期間	2023年 1月26日～2024年 1月25日	21.7
第6計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	12.7

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065

期	計算期間	収益率 (%) (分配付)
第1計算期間	2019年 9月20日～2020年 1月27日	5.8
第2計算期間	2020年 1月28日～2021年 1月25日	8.6
第3計算期間	2021年 1月26日～2022年 1月25日	9.5
第4計算期間	2022年 1月26日～2023年 1月25日	3.8
第5計算期間	2023年 1月26日～2024年 1月25日	23.1
第6計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	13.4

(4) 【設定及び解約の実績】

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2019年 9月20日～2020年 1月27日	4,514,529	—	4,514,529
第2計算期間	2020年 1月28日～2021年 1月25日	147,556,612	16,408,441	135,662,700
第3計算期間	2021年 1月26日～2022年 1月25日	541,037,240	76,037,177	600,662,763
第4計算期間	2022年 1月26日～2023年 1月25日	1,013,766,234	114,944,473	1,499,484,524
第5計算期間	2023年 1月26日～2024年 1月25日	1,071,577,486	167,622,933	2,403,439,077
第6計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	1,211,298,882	332,242,843	3,282,495,116

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2019年 9月20日～2020年 1月27日	2,051,072	—	2,051,072
第2計算期間	2020年 1月28日～2021年 1月25日	47,146,627	3,465,092	45,732,607
第3計算期間	2021年 1月26日～2022年 1月25日	271,763,387	20,016,066	297,479,928
第4計算期間	2022年 1月26日～2023年 1月25日	527,211,069	65,733,276	758,957,721

第5計算期間	2023年 1月26日～2024年 1月25日	607,240,829	92,483,308	1,273,715,242
第6計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	692,614,356	134,666,596	1,831,663,002

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2019年 9月20日～2020年 1月27日	1,075,709	—	1,075,709
第2計算期間	2020年 1月28日～2021年 1月25日	42,994,246	5,274,240	38,795,715
第3計算期間	2021年 1月26日～2022年 1月25日	173,994,786	26,139,658	186,650,843
第4計算期間	2022年 1月26日～2023年 1月25日	329,859,329	56,692,136	459,818,036
第5計算期間	2023年 1月26日～2024年 1月25日	427,962,253	94,281,251	793,499,038
第6計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	460,641,998	133,199,643	1,120,941,393

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2019年 9月20日～2020年 1月27日	1,503,582	—	1,503,582
第2計算期間	2020年 1月28日～2021年 1月25日	88,824,986	20,986,846	69,341,722
第3計算期間	2021年 1月26日～2022年 1月25日	434,498,332	135,257,180	368,582,874
第4計算期間	2022年 1月26日～2023年 1月25日	524,519,145	144,133,313	748,968,706
第5計算期間	2023年 1月26日～2024年 1月25日	787,295,943	299,900,325	1,236,364,324
第6計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	745,812,975	334,379,714	1,647,797,585

<参考情報>

基準日: 2025年1月31日

基準価額・純資産の推移

分配の推移

2035



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2019年9月20日です。

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第2期	2021/01/25	0円
第3期	2022/01/25	0円
第4期	2023/01/25	0円
第5期	2024/01/25	0円
第6期	2025/01/27	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

2045



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2019年9月20日です。

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第2期	2021/01/25	0円
第3期	2022/01/25	0円
第4期	2023/01/25	0円
第5期	2024/01/25	0円
第6期	2025/01/27	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

次ページへ続く

- 最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準日:2025年1月31日

2055



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2019年9月20日です。

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第2期	2021/01/25	0円
第3期	2022/01/25	0円
第4期	2023/01/25	0円
第5期	2024/01/25	0円
第6期	2025/01/27	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

2065



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2019年9月20日です。

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第2期	2021/01/25	0円
第3期	2022/01/25	0円
第4期	2023/01/25	0円
第5期	2024/01/25	0円
第6期	2025/01/27	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

次ページへ続く

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

主要な資産の状況

● 資産構成

2035

ファンド名	組入比率	基本資産配分	差
TMA日本株TOPIXマザーファンド	30.1%	30.0%	+0.1%
TMA日本債券インデックスマザーファンド	29.9%	30.0%	-0.1%
TMA外国株式インデックスマザーファンド	30.2%	30.0%	+0.2%
TMA外国債券インデックスマザーファンド	9.8%	10.0%	-0.2%
短期金融資産等	0.0%	-	+0.0%

※比率は純資産総額に占める割合です。

※短期金融資産等には未払金等が含まれるため、組入比率がマイナスとなる場合があります。

2045

ファンド名	組入比率	基本資産配分	差
TMA日本株TOPIXマザーファンド	32.1%	32.0%	+0.1%
TMA日本債券インデックスマザーファンド	25.9%	26.0%	-0.1%
TMA外国株式インデックスマザーファンド	32.2%	32.0%	+0.2%
TMA外国債券インデックスマザーファンド	9.8%	10.0%	-0.2%
短期金融資産等	0.0%	-	+0.0%

※比率は純資産総額に占める割合です。

※短期金融資産等には未払金等が含まれるため、組入比率がマイナスとなる場合があります。

2055

ファンド名	組入比率	基本資産配分	差
TMA日本株TOPIXマザーファンド	33.1%	33.0%	+0.1%
TMA日本債券インデックスマザーファンド	23.9%	24.0%	-0.1%
TMA外国株式インデックスマザーファンド	33.2%	33.0%	+0.2%
TMA外国債券インデックスマザーファンド	9.8%	10.0%	-0.2%
短期金融資産等	0.0%	-	+0.0%

※比率は純資産総額に占める割合です。

※短期金融資産等には未払金等が含まれるため、組入比率がマイナスとなる場合があります。

2065

ファンド名	組入比率	基本資産配分	差
TMA日本株TOPIXマザーファンド	34.1%	34.0%	+0.1%
TMA日本債券インデックスマザーファンド	21.9%	22.0%	-0.1%
TMA外国株式インデックスマザーファンド	34.2%	34.0%	+0.2%
TMA外国債券インデックスマザーファンド	9.8%	10.0%	-0.2%
短期金融資産等	0.0%	-	+0.0%

※比率は純資産総額に占める割合です。

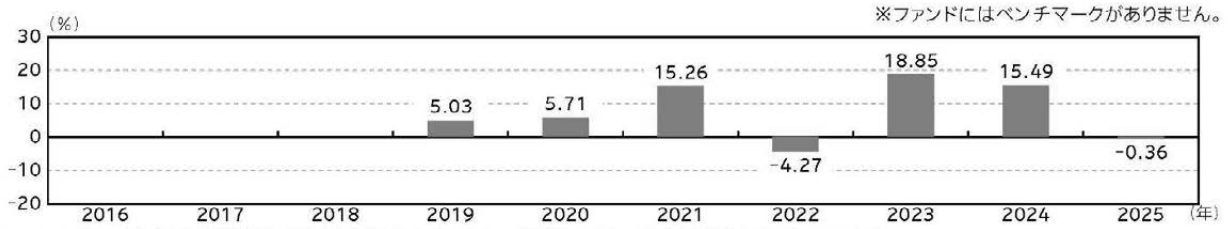
※短期金融資産等には未払金等が含まれるため、組入比率がマイナスとなる場合があります。

次ページへ続く

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

年間収益率の推移

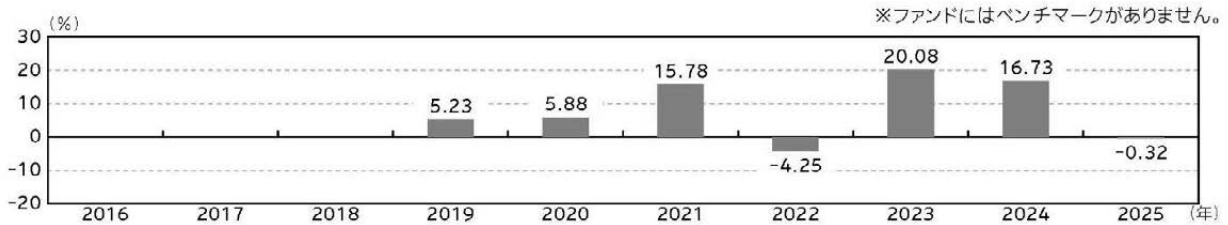
2035



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したもものとして計算しており、設定日以降を表示しています。

※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。

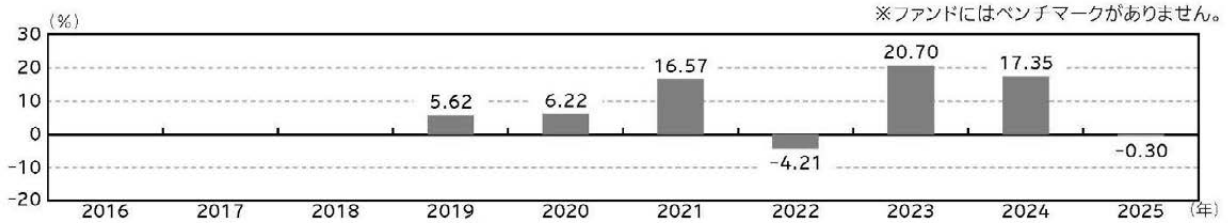
2045



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したもものとして計算しており、設定日以降を表示しています。

※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。

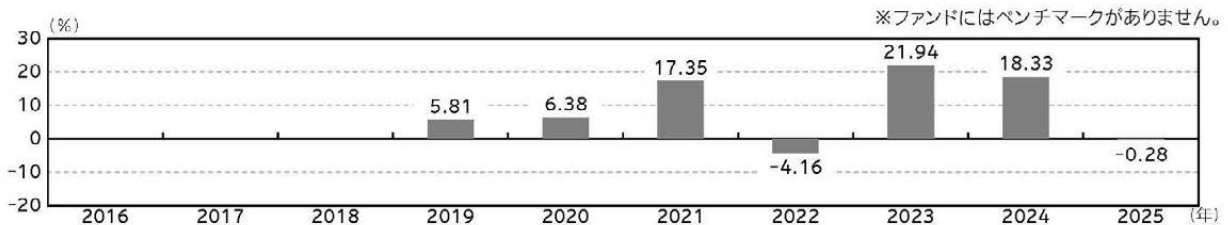
2055



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したもものとして計算しており、設定日以降を表示しています。

※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。

2065



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したもものとして計算しており、設定日以降を表示しています。

※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日が以下に該当する日には、取得のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・フランクフルト証券取引所の休業日

b. 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

c. 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。

d. 取得申込の受付は、原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。

●委託会社サービスデスク

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（営業日の9時～17時）

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

f. 申込手数料は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金（1）申込手数料」をご覧ください。

g. 上記にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます（本書において、同じ。））における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。ただし、解約請求日が以下に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ロンドン証券取引所の休業日
 - ・フランクフルト証券取引所の休業日
- d. 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いたします。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。ただし、確定拠出年金制度に基づく受益者である場合には制限はありません。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象資産の評価方法>

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、上場されている取引所における計算日（外国株式の場合は、計算時に知り得る直近の日）の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） c. 価格情報会社の提供する価額
先物取引	国内取引所に上場されているものは、当該取引所が発表する計算日の清算値段または証拠金算定基準値段で評価します。 海外取引所に上場されているものは、当該海外取引所が発表する計算日に知りうる直近の日の清算価格または最終相場で評価するものとします。

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

原則として、2019年9月20日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 ①信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年1月26日から翌年1月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（※）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（※）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行

- います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. からd. までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
 - f. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - g. 上記f. の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「②信託約款の変更」b. の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
 - i. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「②信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が

否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

④ 運用報告書

毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (<https://www.tokiomarineam.co.jp/>) に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

① 収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

④ 買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第6期計算期間(2024年1月26日から2025年1月27日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年3月28日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035の2024年1月26日から2025年1月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035の2025年1月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ

適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035

(1)【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第5期	第6期
		[2024年 1月25日現在]	[2025年 1月27日現在]
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		3,620,317,630	5,504,753,776
未収入金		6,887,305	12,394,582
流動資産合計		3,627,204,935	5,517,148,358
資産合計		3,627,204,935	5,517,148,358
負債の部			
流動負債			
未払解約金		1,614,148	3,817,417
未払受託者報酬		346,601	563,704
未払委託者報酬		4,505,704	7,328,064
その他未払費用		173,197	281,761
流動負債合計		6,639,650	11,990,946
負債合計		6,639,650	11,990,946
純資産の部			
元本等			
元本	※1	2,403,439,077	3,282,495,116
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		1,217,126,208	2,222,662,296
（分配準備積立金）		498,634,521	887,495,164
元本等合計		3,620,565,285	5,505,157,412
純資産合計		3,620,565,285	5,505,157,412
負債純資産合計		3,627,204,935	5,517,148,358

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第5期	第6期
		自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取利息		—	12
有価証券売買等損益		489,273,556	487,529,768
営業収益合計		489,273,556	487,529,780
営業費用			
受託者報酬		591,288	1,030,823
委託者報酬		7,686,644	13,400,492
その他費用		295,454	515,228
営業費用合計		8,573,386	14,946,543
営業利益又は営業損失 (△)		480,700,170	472,583,237
経常利益又は経常損失 (△)		480,700,170	472,583,237
当期純利益又は当期純損失 (△)		480,700,170	472,583,237
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額 (△)		18,012,353	29,161,352
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		388,720,676	1,217,126,208
剰余金増加額又は欠損金減少額		413,314,536	736,146,099
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		413,314,536	736,146,099
剰余金減少額又は欠損金増加額		47,596,821	174,031,896
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		47,596,821	174,031,896
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
分配金	※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		1,217,126,208	2,222,662,296

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第6期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2025年1月25日が休日のため、当計算期間末日を2025年1月27日としております。このため、当計算期間は368日となっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第5期 自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	第6期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第5期 [2024年 1月25日現在]	第6期 [2025年 1月27日現在]
1. ※1 期首元本額	1,499,484,524円	2,403,439,077円
期中追加設定元本額	1,071,577,486円	1,211,298,882円
期中一部解約元本額	167,622,933円	332,242,843円
2. ※1 計算期間末日における受益権の総数	2,403,439,077口	3,282,495,116口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期 自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	第6期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (44,918,665円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(417,769,152円)、投資信託約款に規定される収益調整金(718,491,687円)及び分配準備積立金(35,946,704円)より、分配対象額は1,217,126,208円(1万口当たり5,064.08円)ですが、分配を行っておりません。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (73,702,923円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(369,718,962円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,335,167,132円)及び分配準備積立金(444,073,279円)より、分配対象額は2,222,662,296円(1万口当たり6,771.23円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第5期 自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	第6期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第5期 [2024年 1月25日現在]	第6期 [2025年 1月27日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第5期 (自 2023年1月26日 至 2024年1月25日)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	462,816,623円
合計	462,816,623円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第6期 (自 2024年1月26日 至 2025年1月27日)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	447,766,787円
合計	447,766,787円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第5期 [2024年 1月25日現在]		第6期 [2025年 1月27日現在]	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5064円 15,064円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6771円 16,771円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託 受益証券	TMA日本株TOPIXマザーファンド	630,178,497	1,639,157,288	
	TMA外国債券インデックスマザーファンド	264,381,835	544,044,940	
	TMA外国株式インデックスマザーファンド	232,809,076	1,674,968,178	
	TMA日本債券インデックスマザーファンド	1,382,753,922	1,646,583,370	
親投資信託受益証券 合計		2,510,123,330	5,504,753,776	
合計		2,510,123,330	5,504,753,776	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月28日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045の2024年1月26日から2025年1月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045の2025年1月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ

適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045

(1) 【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第5期	第6期
		[2024年 1月25日現在]	[2025年 1月27日現在]
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		1,959,657,817	3,163,385,872
未収入金		3,450,102	6,880,378
流動資産合計		1,963,107,919	3,170,266,250
資産合計		1,963,107,919	3,170,266,250
負債の部			
流動負債			
未払解約金		635,300	2,021,308
未払受託者報酬		185,006	319,394
未払委託者報酬		2,405,016	4,151,943
その他未払費用		92,420	159,591
流動負債合計		3,317,742	6,652,236
負債合計		3,317,742	6,652,236
純資産の部			
元本等			
元本	※1	1,273,715,242	1,831,663,002
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		686,074,935	1,331,951,012
(分配準備積立金)		279,847,799	525,458,066
元本等合計		1,959,790,177	3,163,614,014
純資産合計		1,959,790,177	3,163,614,014
負債純資産合計		1,963,107,919	3,170,266,250

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第5期	第6期
		自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取利息		—	5
有価証券売買等損益		277,332,189	289,376,115
営業収益合計		277,332,189	289,376,120
営業費用			
受託者報酬		314,258	575,160
委託者報酬		4,085,170	7,476,885
その他費用		156,951	287,385
営業費用合計		4,556,379	8,339,430
営業利益又は営業損失 (△)		272,775,810	281,036,690
経常利益又は経常損失 (△)		272,775,810	281,036,690
当期純利益又は当期純損失 (△)		272,775,810	281,036,690
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額 (△)		10,019,607	12,100,576
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		206,022,947	686,074,935
剰余金増加額又は欠損金減少額		244,609,142	452,186,896
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		244,609,142	452,186,896
剰余金減少額又は欠損金増加額		27,313,357	75,246,933
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		27,313,357	75,246,933
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
分配金	※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		686,074,935	1,331,951,012

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第6期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2025年1月25日が休日のため、当計算期間末日を2025年1月27日としております。このため、当計算期間は368日となっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第5期 自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	第6期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第5期 [2024年 1月25日現在]	第6期 [2025年 1月27日現在]
1. ※1 期首元本額	758,957,721円	1,273,715,242円
期中追加設定元本額	607,240,829円	692,614,356円
期中一部解約元本額	92,483,308円	134,666,596円
2. ※1 計算期間末日における受益権の総数	1,273,715,242口	1,831,663,002口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期 自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	第6期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (24,761,336円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(237,994,867円)、投資信託約款に規定される収益調整金(406,227,136円)及び分配準備積立金(17,091,596円)より、分配対象額は686,074,935円(1万口当たり5,386.36円)ですが、分配を行っておりません。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (42,301,863円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(226,634,251円)、投資信託約款に規定される収益調整金(806,492,946円)及び分配準備積立金(256,521,952円)より、分配対象額は1,331,951,012円(1万口当たり7,271.78円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第5期 自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	第6期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第5期 [2024年 1月25日現在]	第6期 [2025年 1月27日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第5期 (自 2023年1月26日 至 2024年1月25日)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	262,854,099円
合計	262,854,099円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第6期 (自 2024年1月26日 至 2025年1月27日)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	270,767,160円
合計	270,767,160円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第5期 [2024年 1月25日現在]		第6期 [2025年 1月27日現在]	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5386円 15,386円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7272円 17,272円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託 受益証券	TMA日本株TOPIXマザーファンド	386,185,570	1,004,507,286	
	TMA外国債券インデックスマザーファンド	151,892,856	312,565,119	
	TMA外国株式インデックスマザーファンド	142,669,027	1,026,446,581	
	TMA日本債券インデックスマザーファンド	688,500,912	819,866,886	
親投資信託受益証券 合計		1,369,248,365	3,163,385,872	
合計		1,369,248,365	3,163,385,872	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月28日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055の2024年1月26日から2025年1月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055の2025年1月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ

適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055

(1) 【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第5期	第6期
		[2024年 1月25日現在]	[2025年 1月27日現在]
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		1,246,138,843	1,984,210,164
未収入金		4,815,315	4,479,922
流動資産合計		1,250,954,158	1,988,690,086
資産合計		1,250,954,158	1,988,690,086
負債の部			
流動負債			
未払解約金		3,046,112	1,430,132
未払受託者報酬		116,307	200,462
未払委託者報酬		1,511,944	2,605,974
その他未払費用		58,066	100,138
流動負債合計		4,732,429	4,336,706
負債合計		4,732,429	4,336,706
純資産の部			
元本等			
元本	※1	793,499,038	1,120,941,393
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		452,722,691	863,411,987
(分配準備積立金)		177,295,732	325,988,336
元本等合計		1,246,221,729	1,984,353,380
純資産合計		1,246,221,729	1,984,353,380
負債純資産合計		1,250,954,158	1,988,690,086

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第5期	第6期
		自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取利息		—	1
有価証券売買等損益		179,877,235	189,072,647
営業収益合計		179,877,235	189,072,648
営業費用			
受託者報酬		196,306	363,519
委託者報酬		2,551,805	4,725,664
その他費用		97,972	181,575
営業費用合計		2,846,083	5,270,758
営業利益又は営業損失 (△)		177,031,152	183,801,890
経常利益又は経常損失 (△)		177,031,152	183,801,890
当期純利益又は当期純損失 (△)		177,031,152	183,801,890
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額 (△)		10,990,090	12,124,557
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		133,522,438	452,722,691
剰余金増加額又は欠損金減少額		183,217,810	317,951,977
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		183,217,810	317,951,977
剰余金減少額又は欠損金増加額		30,058,619	78,940,014
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		30,058,619	78,940,014
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
分配金	※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		452,722,691	863,411,987

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第6期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2025年1月25日が休日のため、当計算期間末日を2025年1月27日としております。このため、当計算期間は368日となっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第5期 自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	第6期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第5期 [2024年 1月25日現在]	第6期 [2025年 1月27日現在]
1. ※1 期首元本額	459,818,036円	793,499,038円
期中追加設定元本額	427,962,253円	460,641,998円
期中一部解約元本額	94,281,251円	133,199,643円
2. ※1 計算期間末日における受益権の総数	793,499,038口	1,120,941,393口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期 自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	第6期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (15,728,398円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (150,312,664円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (275,426,959円) 及び分配準備積立金 (11,254,670円) より、分配対象額は452,722,691円 (1万口当たり5,705.38円) であります。分配を行っておりません。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (27,167,375円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (144,509,958円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (537,423,651円) 及び分配準備積立金 (154,311,003円) より、分配対象額は863,411,987円 (1万口当たり7,702.54円) であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第5期 自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	第6期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第5期 [2024年 1月25日現在]	第6期 [2025年 1月27日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありませぬ。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第5期 (自 2023年1月26日 至 2024年1月25日)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	166,264,683円
合計	166,264,683円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第6期 (自 2024年1月26日 至 2025年1月27日)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	172,606,011円
合計	172,606,011円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第5期 [2024年 1月25日現在]		第6期 [2025年 1月27日現在]	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5705円 15,705円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7703円 17,703円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託 受益証券	TMA日本株TOPIXマザーファンド	249,770,300	649,677,527	
	TMA外国債券インデックスマザーファンド	95,261,797	196,029,725	
	TMA外国株式インデックスマザーファンド	92,272,489	663,863,649	
	TMA日本債券インデックスマザーファンド	398,588,565	474,639,263	
親投資信託受益証券 合計		835,893,151	1,984,210,164	
合計		835,893,151	1,984,210,164	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月28日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065の2024年1月26日から2025年1月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065の2025年1月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ

適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065

(1) 【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第5期	第6期
		[2024年 1月25日現在]	[2025年 1月27日現在]
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		1,987,670,124	3,003,443,439
未収入金		16,845,305	7,181,142
流動資産合計		2,004,515,429	3,010,624,581
資産合計		2,004,515,429	3,010,624,581
負債の部			
流動負債			
未払解約金		13,990,263	2,537,085
未払受託者報酬		187,681	305,261
未払委託者報酬		2,439,774	3,968,357
その他未払費用		93,743	152,537
流動負債合計		16,711,461	6,963,240
負債合計		16,711,461	6,963,240
純資産の部			
元本等			
元本	※1	1,236,364,324	1,647,797,585
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		751,439,644	1,355,863,756
(分配準備積立金)		284,064,666	491,327,633
元本等合計		1,987,803,968	3,003,661,341
純資産合計		1,987,803,968	3,003,661,341
負債純資産合計		2,004,515,429	3,010,624,581

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第5期	第6期
		自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取利息		—	5
有価証券売買等損益		306,173,084	307,867,187
営業収益合計		306,173,084	307,867,192
営業費用			
受託者報酬		318,031	559,709
委託者報酬		4,134,267	7,276,059
その他費用		158,829	279,662
営業費用合計		4,611,127	8,115,430
営業利益又は営業損失 (△)		301,561,957	299,751,762
経常利益又は経常損失 (△)		301,561,957	299,751,762
当期純利益又は当期純損失 (△)		301,561,957	299,751,762
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額 (△)		34,917,015	33,240,954
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		229,117,657	751,439,644
剰余金増加額又は欠損金減少額		357,944,764	549,029,389
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		357,944,764	549,029,389
剰余金減少額又は欠損金増加額		102,267,719	211,116,085
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		102,267,719	211,116,085
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
分配金	※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		751,439,644	1,355,863,756

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第6期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2025年1月25日が休日のため、当計算期間末日を2025年1月27日としております。このため、当計算期間は368日となっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第5期 自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	第6期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第5期 [2024年 1月25日現在]	第6期 [2025年 1月27日現在]
1. ※1 期首元本額	748,968,706円	1,236,364,324円
期中追加設定元本額	787,295,943円	745,812,975円
期中一部解約元本額	299,900,325円	334,379,714円
2. ※1 計算期間末日における受益権の総数	1,236,364,324口	1,647,797,585口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期 自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	第6期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (26,442,050円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(240,202,892円)、投資信託約款に規定される収益調整金(467,374,978円)及び分配準備積立金(17,419,724円)より、分配対象額は751,439,644円(1万口当たり6,077.78円)ですが、分配を行っておりません。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (42,675,747円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(223,835,061円)、投資信託約款に規定される収益調整金(864,536,123円)及び分配準備積立金(224,816,825円)より、分配対象額は1,355,863,756円(1万口当たり8,228.30円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第5期 自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	第6期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第5期 [2024年 1月25日現在]	第6期 [2025年 1月27日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第5期 (自 2023年1月26日 至 2024年1月25日)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	267,524,767円
合計	267,524,767円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第6期 (自 2024年1月26日 至 2025年1月27日)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	265,009,767円
合計	265,009,767円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第5期 [2024年 1月25日現在]		第6期 [2025年 1月27日現在]	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6078円 16,078円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8228円 18,228円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託 受益証券	TMA日本株TOPIXマザーファンド	389,477,171	1,013,069,069	
	TMA外国債券インデックスマザーファンド	144,176,852	296,687,126	
	TMA外国株式インデックスマザーファンド	143,884,507	1,035,191,474	
	TMA日本債券インデックスマザーファンド	552,986,035	658,495,770	
親投資信託受益証券 合計		1,230,524,565	3,003,443,439	
合計		1,230,524,565	3,003,443,439	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(ご参考)

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035、東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045、東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055、東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065は、「TMA日本株TOP I Xマザーファンド」、「TMA外国債券インデックスマザーファンド」、「TMA外国株式インデックスマザーファンド」、「TMA日本債券インデックスマザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「TMA日本株TOP I Xマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[2024年 1月25日現在]	[2025年 1月27日現在]
区 分	注記 番号	金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		3,927,488,425	4,138,846,180
株式	※2	57,153,417,110	71,730,156,830
派生商品評価勘定		238,725,500	5,306,700
未収入金		—	52,779,743
未収配当金		76,149,950	96,674,462
未収利息		—	46,097
前払金		—	60,000
流動資産合計		61,395,780,985	76,023,870,012
資産合計		61,395,780,985	76,023,870,012
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		24,400	3,219,900
前受金		240,970,600	—
未払解約金		99,029,469	160,526,110
未払利息		1,762	—
流動負債合計		340,026,231	163,746,010
負債合計		340,026,231	163,746,010
純資産の部			
元本等			
元本	※1	26,182,773,837	29,164,238,883
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		34,872,980,917	46,695,885,119
元本等合計		61,055,754,754	75,860,124,002
純資産合計		61,055,754,754	75,860,124,002
負債純資産合計		61,395,780,985	76,023,870,012

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[2024年 1月25日現在]	[2025年 1月27日現在]
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	23,852,460,915円	26,182,773,837円
同期中における追加設定元本額	9,252,139,772円	9,160,136,053円
同期中における一部解約元本額	6,921,826,850円	6,178,671,007円
同期末における元本額	26,182,773,837円	29,164,238,883円
元本の内訳*		
円資産バランスファンド2018-09<適格機関投資家限定>	6,250,808円	20,332,096円
円資産バランスファンド2019-05<適格機関投資家限定>	42,546,714円	140,208,581円
円資産バランスファンド2019-09<適格機関投資家限定>	35,916,299円	109,803,841円
円資産バランスファンド2019-12<適格機関投資家限定>	46,008,342円	139,142,148円
東京海上セレクション・日本株TOPIX	17,768,224,715円	18,717,056,860円
東京海上・円資産インデックスバランスファンド	3,711,227円	12,629,936円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035	481,270,679円	630,178,497円

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045	277,141,805円	386,185,570円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055	181,498,545円	249,770,300円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065	306,236,025円	389,477,171円
TMA日本株式インデックスV A<適格機関投資家限定>	1,063,320,955円	1,332,564,346円
東京海上・世界インデックス・バランス40<適格機関投資家限定>	304,257,874円	320,425,818円
東京海上・世界インデックス・バランス60<適格機関投資家限定>	2,132,302,054円	2,368,948,280円
東京海上・TOPIXインデックスファンド<適格機関投資家限定>	3,435,130,500円	4,062,161,948円
円資産バランスオープン<適格機関投資家限定>	29,762,003円	93,038,483円
円資産インデックスバランス<円奏会ベシック> (適格機関投資家専用)	69,195,292円	192,315,008円
計	26,182,773,837円	29,164,238,883円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	26,182,773,837口	29,164,238,883口
3. ※2 担保資産	代用有価証券として、担保に供している資産は次のとおりであります。 株式 1,304,250,000円	代用有価証券として、担保に供している資産は次のとおりであります。 株式 1,452,900,000円

(注1) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(注2) 3.については、決算日現在の代用有価証券の時価額を記載

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、先物取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格	同左

	変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。</p> <p>法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。</p> <p>これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p>	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2024年 1月25日現在]	[2025年 1月27日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバ	同左

	<p>タイプ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	
--	--	--

(有価証券に関する注記)

(自 2023年1月26日 至 2024年1月25日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	12,674,224,413円
合計	12,674,224,413円

(注1) 時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年3月21日から2024年1月25日まで)を指しております。

(自 2024年1月26日 至 2025年1月27日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	△664,077,093円
合計	△664,077,093円

(注1) 時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年3月22日から2025年1月27日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(2024年1月25日現在)

(単位：円)

区 分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	3,506,389,400	—	3,745,140,000	238,750,600
	東証株価指数先物	3,506,389,400	—	3,745,140,000	238,750,600
	合 計	3,506,389,400	—	3,745,140,000	238,750,600

(2025年1月27日現在)

(単位：円)

区 分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	3,960,060,000	—	3,962,160,000	2,100,000
	東証株価指数先物	3,960,060,000	—	3,962,160,000	2,100,000
	合 計	3,960,060,000	—	3,962,160,000	2,100,000

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報に関する注記)

[2024年 1月25日現在]		[2025年 1月27日現在]	
1口当たり純資産額	2.3319円	1口当たり純資産額	2.6011円
(1万口当たり純資産額	23,319円)	(1万口当たり純資産額	26,011円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘 柄	株式数	評価額		備 考
		単価	金額	
ニッセイ	25,800	861.30	22,221,540	
マルハニチロ	5,200	2,961.00	15,397,200	
サカタのタネ	3,600	3,610.00	12,996,000	
ホクト	3,700	1,826.00	6,756,200	
住石ホールディングス	4,600	765.00	3,519,000	
I N P E X	77,700	1,887.00	146,619,900	
石油資源開発	14,500	1,114.00	16,153,000	
K&Oエナジーグループ	3,000	3,280.00	9,840,000	
ショーボンドホールディングス	3,300	5,005.00	16,516,500	
ミライト・ワン	7,200	2,266.50	16,318,800	
安藤・間	13,000	1,140.00	14,820,000	
東急建設	10,700	725.00	7,757,500	
コムシスホールディングス	7,500	3,218.00	24,135,000	

東建コーポレーション	900	12,180.00	10,962,000	
ヤマウラ	6,800	1,236.00	8,404,800	
オリエンタル白石	23,600	383.00	9,038,800	
大成建設	16,600	6,495.00	107,817,000	
大林組	63,600	2,042.00	129,871,200	
清水建設	52,600	1,333.50	70,142,100	
長谷工コーポレーション	14,700	2,047.00	30,090,900	
鹿島建設	39,700	2,720.00	107,984,000	
西松建設	3,400	5,088.00	17,299,200	
三井住友建設	30,800	418.00	12,874,400	
奥村組	3,400	3,865.00	13,141,000	
東鉄工業	3,100	3,150.00	9,765,000	
戸田建設	23,300	934.60	21,776,180	
熊谷組	3,900	3,845.00	14,995,500	
東亜道路工業	6,200	1,286.00	7,973,200	
東亜建設工業	11,200	1,184.00	13,260,800	
五洋建設	29,600	651.40	19,281,440	
住友林業	15,800	5,334.00	84,277,200	
大和ハウス工業	53,000	4,755.00	252,015,000	
積水ハウス	54,700	3,658.00	200,092,600	
北陸電気工事	4,900	1,132.00	5,546,800	
中電工	2,400	3,095.00	7,428,000	
関電工	11,600	2,358.00	27,352,800	
きんでん	11,900	3,060.00	36,414,000	
日本電設工業	3,300	1,979.00	6,530,700	
エクシオグループ	14,800	1,684.00	24,923,200	
新日本空調	5,800	1,862.00	10,799,600	
九電工	4,200	5,300.00	22,260,000	
三機工業	6,400	3,045.00	19,488,000	
日揮ホールディングス	18,400	1,337.50	24,610,000	
中外炉工業	2,800	3,445.00	9,646,000	
高砂熱学工業	5,400	5,888.00	31,795,200	
大気社	3,000	4,660.00	13,980,000	
ダイダン	3,600	3,585.00	12,906,000	
日比谷総合設備	3,600	3,755.00	13,518,000	
インフロニア・ホールディングス	20,000	1,157.00	23,140,000	
レイズネクスト	5,700	1,530.00	8,721,000	
シマダヤ	3,500	1,430.00	5,005,000	
ニッポン	6,400	2,150.00	13,760,000	

日清製粉グループ本社	15,800	1,790.00	28,282,000	
フィード・ワン	7,800	814.00	6,349,200	
日本甜菜製糖	1,700	2,356.00	4,005,200	
DM三井製糖ホールディングス	3,700	3,350.00	12,395,000	
森永製菓	7,900	2,666.50	21,065,350	
江崎グリコ	4,600	4,670.00	21,482,000	
井村屋グループ	2,900	2,451.00	7,107,900	
山崎製パン	12,600	2,801.50	35,298,900	
亀田製菓	1,900	3,915.00	7,438,500	
寿スピリッツ	10,000	2,254.00	22,540,000	
カルビー	8,000	2,968.00	23,744,000	
森永乳業	7,100	2,808.00	19,936,800	
ヤクルト本社	25,400	2,840.50	72,148,700	
明治ホールディングス	21,200	3,095.00	65,614,000	
雪印メグミルク	4,700	2,619.00	12,309,300	
プリマハム	2,900	2,180.00	6,322,000	
日本ハム	7,200	5,058.00	36,417,600	
丸大食品	2,600	1,646.00	4,279,600	
S F o o d s	2,700	2,542.00	6,863,400	
伊藤ハム米久ホールディングス	2,100	3,835.00	8,053,500	
サッポロホールディングス	6,100	7,145.00	43,584,500	
アサヒグループホールディングス	134,100	1,665.50	223,343,550	
キリンホールディングス	72,200	1,982.50	143,136,500	
宝ホールディングス	15,100	1,364.50	20,603,950	
オエノンホールディングス	14,200	378.00	5,367,600	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	13,300	2,411.50	32,072,950	
サントリー食品インターナショナル	12,000	4,840.00	58,080,000	
ダイドーグループホールディングス	2,600	3,355.00	8,723,000	
伊藤園	6,200	3,447.00	21,371,400	
キーコーヒー	4,700	2,052.00	9,644,400	
日清オイリオグループ	3,000	4,980.00	14,940,000	
不二製油グループ本社	4,800	3,385.00	16,248,000	
J-オイルミルズ	4,400	2,028.00	8,923,200	
キッコーマン	59,900	1,642.50	98,385,750	
味の素	42,200	6,314.00	266,450,800	
キューピー	9,100	3,096.00	28,173,600	
ハウス食品グループ本社	4,300	2,813.00	12,095,900	
カゴメ	8,000	2,890.00	23,120,000	

アリアケジャパン	2,000	5,150.00	10,300,000	
ニチレイ	8,200	3,975.00	32,595,000	
東洋水産	9,200	10,195.00	93,794,000	
日清食品ホールディングス	22,000	3,567.00	78,474,000	
フジッコ	3,600	1,653.00	5,950,800	
ロック・フィールド	5,100	1,567.00	7,991,700	
日本たばこ産業	107,700	3,952.00	425,630,400	
なとり	2,100	2,137.00	4,487,700	
ユーグレナ	23,500	442.00	10,387,000	
片倉工業	3,300	2,023.00	6,675,900	
グンゼ	1,400	5,270.00	7,378,000	
東洋紡	6,000	987.00	5,922,000	
倉敷紡績	3,000	5,600.00	16,800,000	
シキボウ	2,300	1,010.00	2,323,000	
日本毛織	6,400	1,327.00	8,492,800	
帝国繊維	2,700	2,344.00	6,328,800	
帝人	17,500	1,336.50	23,388,750	
東レ	124,900	1,068.00	133,393,200	
セーレン	4,300	2,708.00	11,644,400	
小松マテーレ	2,600	818.00	2,126,800	
ワコールホールディングス	3,600	5,569.00	20,048,400	
ホギメディカル	2,900	4,840.00	14,036,000	
T S Iホールディングス	11,000	1,210.00	13,310,000	
三陽商会	1,900	3,105.00	5,899,500	
ゴールドウイン	3,400	8,104.00	27,553,600	
特種東海製紙	1,600	3,575.00	5,720,000	
王子ホールディングス	63,100	629.20	39,702,520	
日本製紙	12,400	903.00	11,197,200	
北越コーポレーション	13,500	1,470.00	19,845,000	
大王製紙	8,000	859.00	6,872,000	
レンゴー	12,900	876.30	11,304,270	
ザ・パックス	2,000	3,470.00	6,940,000	
クラレ	26,400	2,339.50	61,762,800	
旭化成	120,100	1,057.50	127,005,750	
レゾナック・ホールディングス	17,600	3,915.00	68,904,000	
住友化学	138,200	338.90	46,835,980	
住友精化	1,200	4,675.00	5,610,000	
日産化学	8,800	4,763.00	41,914,400	
クレハ	4,400	2,933.00	12,905,200	

石原産業	5,700	1,553.00	8,852,100	
日本曹達	5,200	2,853.00	14,835,600	
東ソー	23,400	2,082.50	48,730,500	
トクヤマ	6,600	2,651.50	17,499,900	
セントラル硝子	3,400	3,310.00	11,254,000	
東亜合成	7,800	1,465.00	11,427,000	
大阪ソーダ	9,500	1,744.00	16,568,000	
デンカ	6,200	2,220.00	13,764,000	
信越化学工業	164,100	5,149.00	844,950,900	
日本カーバイド工業	2,700	1,775.00	4,792,500	
堺化学工業	3,600	2,562.00	9,223,200	
エア・ウォーター	16,500	1,934.00	31,911,000	
日本酸素ホールディングス	17,900	4,325.00	77,417,500	
日本パーカライジング	9,500	1,266.00	12,027,000	
ステラ ケミファ	2,400	4,400.00	10,560,000	
日本触媒	7,600	1,896.00	14,409,600	
カネカ	3,500	3,803.00	13,310,500	
三菱瓦斯化学	12,900	2,789.50	35,984,550	
三井化学	15,500	3,400.00	52,700,000	
東京応化工業	9,300	3,697.00	34,382,100	
三菱ケミカルグループ	132,600	789.40	104,674,440	
KHネオケム	5,500	2,112.00	11,616,000	
ダイセル	24,200	1,376.00	33,299,200	
住友ベークライト	4,900	3,798.00	18,610,200	
積水化学工業	34,800	2,440.00	84,912,000	
日本ゼオン	11,600	1,449.00	16,808,400	
アイカ工業	3,900	3,275.00	12,772,500	
UBE	7,400	2,353.00	17,412,200	
旭有機材	2,600	4,345.00	11,297,000	
日本化薬	10,000	1,293.00	12,930,000	
ADEKA	6,000	2,942.50	17,655,000	
日油	20,700	2,110.00	43,677,000	
ハリマ化成グループ	4,800	861.00	4,132,800	
花王	43,800	6,082.00	266,391,600	
三洋化成工業	1,200	3,915.00	4,698,000	
日本ペイントホールディングス	80,000	1,015.00	81,200,000	
関西ペイント	17,000	2,114.00	35,938,000	
中国塗料	6,900	2,321.00	16,014,900	
太陽ホールディングス	4,500	4,320.00	19,440,000	

D I C	5,700	3,387.00	19,305,900	
サカタインクス	6,700	1,698.00	11,376,600	
a r t i e n c e	4,600	3,090.00	14,214,000	
富士フイルムホールディングス	107,500	3,400.00	365,500,000	
資生堂	39,000	2,643.00	103,077,000	
ライオン	21,800	1,662.00	36,231,600	
高砂香料工業	2,100	5,290.00	11,109,000	
マンダム	5,200	1,252.00	6,510,400	
ミルボン	3,500	3,230.00	11,305,000	
コーセー	4,000	6,989.00	27,956,000	
コタ	4,500	1,625.00	7,312,500	
ポーラ・オルビスホールディングス	9,700	1,438.50	13,953,450	
ノエビアホールディングス	1,100	4,640.00	5,104,000	
エステー	3,400	1,507.00	5,123,800	
長谷川香料	3,900	3,130.00	12,207,000	
小林製薬	5,600	5,784.00	32,390,400	
荒川化学工業	4,500	1,095.00	4,927,500	
メック	2,700	3,340.00	9,018,000	
タカラバイオ	7,400	1,034.00	7,651,600	
J C U	2,800	3,605.00	10,094,000	
デクセリアルズ	15,900	2,070.00	32,913,000	
アース製薬	1,700	5,140.00	8,738,000	
大成ラミック	1,800	2,560.00	4,608,000	
クミアイ化学工業	10,800	752.00	8,121,600	
日本農薬	8,900	738.00	6,568,200	
日東電工	58,000	2,820.00	163,560,000	
レック	6,400	1,217.00	7,788,800	
前澤化成工業	4,200	1,683.00	7,068,600	
エフピコ	3,900	2,830.00	11,037,000	
天馬	2,400	2,797.00	6,712,800	
信越ポリマー	5,800	1,655.00	9,599,000	
ニフコ	5,300	3,734.00	19,790,200	
バルカー	2,700	3,520.00	9,504,000	
ユニ・チャーム	112,200	1,232.00	138,230,400	
協和キリン	21,200	2,324.00	49,268,800	
武田薬品工業	159,500	4,093.00	652,833,500	
アステラス製薬	159,700	1,518.50	242,504,450	
住友ファーマ	18,800	570.00	10,716,000	
塩野義製薬	66,900	2,307.50	154,371,750	

日本新薬	6,100	3,795.00	23,149,500	
中外製薬	57,300	6,472.00	370,845,600	
科研製薬	2,700	4,313.00	11,645,100	
エーザイ	23,000	4,676.00	107,548,000	
ロート製薬	19,100	2,672.00	51,035,200	
小野薬品工業	37,800	1,621.50	61,292,700	
久光製薬	3,700	4,566.00	16,894,200	
持田製薬	2,000	3,370.00	6,740,000	
参天製薬	32,200	1,551.50	49,958,300	
ツムラ	5,900	4,560.00	26,904,000	
キッセイ薬品工業	3,500	4,005.00	14,017,500	
生化学工業	7,000	788.00	5,516,000	
栄研化学	4,500	2,192.00	9,864,000	
鳥居薬品	2,100	5,050.00	10,605,000	
JCRファーマ	11,800	569.00	6,714,200	
東和薬品	3,400	3,070.00	10,438,000	
ゼリア新薬工業	4,000	2,254.00	9,016,000	
第一三共	171,100	4,388.00	750,786,800	
杏林製薬	4,100	1,471.00	6,031,100	
大幸薬品	16,400	316.00	5,182,400	
大塚ホールディングス	45,400	8,034.00	364,743,600	
ペプチドリーム	9,600	2,094.00	20,102,400	
あすか製薬ホールディングス	4,700	1,972.00	9,268,400	
サワイグループホールディングス	12,900	2,031.50	26,206,350	
ニチレキグループ	4,700	2,383.00	11,200,100	
出光興産	93,000	1,029.00	95,697,000	
ENEOSホールディングス	294,600	789.60	232,616,160	
コスモエネルギーホールディングス	6,600	6,743.00	44,503,800	
横浜ゴム	9,200	3,359.00	30,902,800	
TOYO TIRE	11,000	2,510.00	27,610,000	
ブリヂストン	52,200	5,525.00	288,405,000	
住友ゴム工業	16,700	1,787.00	29,842,900	
藤倉コンポジット	3,500	1,563.00	5,470,500	
オカモト	1,400	5,220.00	7,308,000	
ニッタ	2,100	3,565.00	7,486,500	
住友理工	4,100	1,582.00	6,486,200	
三ツ星ベルト	2,100	3,930.00	8,253,000	
バンダー化学	6,800	1,870.00	12,716,000	
日東紡績	2,700	5,780.00	15,606,000	

AGC	17,300	4,562.00	78,922,600
日本電気硝子	6,500	3,485.00	22,652,500
住友大阪セメント	4,400	3,365.00	14,806,000
太平洋セメント	10,900	3,987.00	43,458,300
日本ヒューム	7,000	1,344.00	9,408,000
東海カーボン	18,500	885.90	16,389,150
日本カーボン	1,900	4,320.00	8,208,000
東洋炭素	2,000	4,015.00	8,030,000
TOTO	13,100	3,724.00	48,784,400
日本碍子	19,700	1,984.00	39,084,800
日本特殊陶業	15,400	5,005.00	77,077,000
MARUWA	800	45,330.00	36,264,000
フジインコーポレーテッド	6,100	2,282.00	13,920,200
ニチアス	4,700	5,117.00	24,049,900
ニチハ	2,800	2,861.00	8,010,800
日本製鉄	91,800	3,173.00	291,281,400
神戸製鋼所	38,400	1,627.50	62,496,000
合同製鉄	2,100	3,975.00	8,347,500
JFEホールディングス	52,200	1,788.00	93,333,600
東京製鉄	8,200	1,560.00	12,792,000
共英製鋼	3,500	1,954.00	6,839,000
大和工業	3,700	7,372.00	27,276,400
大阪製鉄	2,200	2,717.00	5,977,400
淀川製鋼所	2,300	5,550.00	12,765,000
丸一鋼管	5,300	3,397.00	18,004,100
モリ工業	1,000	4,535.00	4,535,000
大同特殊鋼	11,500	1,212.00	13,938,000
山陽特殊製鋼	4,100	1,898.00	7,781,800
愛知製鋼	1,800	5,730.00	10,314,000
大太平洋金属	4,500	1,530.00	6,885,000
新日本電工	28,500	280.00	7,980,000
三菱製鋼	4,300	1,601.00	6,884,300
エンビプロ・ホールディングス	7,800	401.00	3,127,800
シンニッタン	3,800	209.00	794,200
日本軽金属ホールディングス	6,800	1,541.00	10,478,800
三井金属鉱業	6,000	4,740.00	28,440,000
三菱マテリアル	13,700	2,471.50	33,859,550
住友金属鉱山	23,300	3,635.00	84,695,500
DOWAホールディングス	4,900	4,630.00	22,687,000

古河機械金属	4,300	1,792.00	7,705,600	
UACJ	3,400	5,140.00	17,476,000	
古河電気工業	7,100	7,108.00	50,466,800	
住友電気工業	69,800	2,856.50	199,383,700	
フジクラ	23,100	6,522.00	150,658,200	
リョービ	4,500	2,299.00	10,345,500	
トーカロ	6,100	1,800.00	10,980,000	
SUMCO	36,900	1,216.00	44,870,400	
東洋製罐グループホールディングス	8,600	2,376.00	20,433,600	
横河ブリッジホールディングス	4,600	2,752.00	12,659,200	
駒井ハルテック	500	1,609.00	804,500	
三和ホールディングス	18,700	4,618.00	86,356,600	
文化シヤッター	6,500	1,845.00	11,992,500	
三協立山	5,400	600.00	3,240,000	
LIXIL	27,400	1,715.00	46,991,000	
ノーリツ	4,900	1,730.00	8,477,000	
長府製作所	2,200	1,951.00	4,292,200	
リンナイ	8,900	3,418.00	30,420,200	
日東精工	9,700	584.00	5,664,800	
東プレ	5,000	1,912.00	9,560,000	
高周波熱錬	7,300	995.00	7,263,500	
サンコー	3,400	255.00	867,000	
パイオラックス	4,600	2,370.00	10,902,000	
日本発條	16,400	2,023.50	33,185,400	
日本製鋼所	5,500	5,722.00	31,471,000	
三浦工業	8,000	3,797.00	30,376,000	
タクマ	7,300	1,651.00	12,052,300	
オークマ	3,800	3,470.00	13,186,000	
芝浦機械	2,700	3,580.00	9,666,000	
アマダ	25,200	1,590.50	40,080,600	
アイダエンジニアリング	6,100	814.00	4,965,400	
FUJ I	6,200	2,367.00	14,675,400	
牧野フライス製作所	2,300	11,750.00	27,025,000	
オーエスジー	6,600	1,689.50	11,150,700	
旭ダイヤモンド工業	10,000	861.00	8,610,000	
DMG森精機	13,000	2,445.00	31,785,000	
ディスコ	9,000	46,580.00	419,220,000	
日東工器	3,100	2,384.00	7,390,400	
富士ダイス	2,600	807.00	2,098,200	

リケンNPR	2,700	2,497.00	6,741,900	
島精機製作所	5,400	1,061.00	5,729,400	
日阪製作所	5,300	1,045.00	5,538,500	
ナブテスコ	11,700	2,795.50	32,707,350	
SMC	5,500	60,500.00	332,750,000	
ユニオンツール	1,300	4,715.00	6,129,500	
オイレス工業	4,400	2,475.00	10,890,000	
サトーホールディングス	4,100	2,208.00	9,052,800	
小松製作所	92,000	4,521.00	415,932,000	
住友重機械工業	10,500	3,195.00	33,547,500	
日立建機	8,500	3,753.00	31,900,500	
巴工業	2,400	3,745.00	8,988,000	
井関農機	3,900	944.00	3,681,600	
TOWA	7,200	1,986.00	14,299,200	
ローツェ	12,000	1,732.00	20,784,000	
タカキタ	4,000	373.00	1,492,000	
クボタ	96,000	1,920.00	184,320,000	
月島ホールディングス	4,900	1,441.00	7,060,900	
帝国電機製作所	2,900	2,747.00	7,966,300	
新東工業	4,900	931.00	4,561,900	
小森コーポレーション	6,500	1,198.00	7,787,000	
鶴見製作所	3,200	3,350.00	10,720,000	
酒井重工業	2,200	2,307.00	5,075,400	
荏原製作所	39,100	2,653.00	103,732,300	
西島製作所	4,500	2,313.00	10,408,500	
ダイキン工業	23,700	19,080.00	452,196,000	
オルガノ	3,000	8,050.00	24,150,000	
栗田工業	10,600	5,488.00	58,172,800	
椿本チエイン	6,600	1,880.00	12,408,000	
ダイフク	31,900	3,205.00	102,239,500	
タダノ	13,600	1,146.00	15,585,600	
フジテック	5,400	5,766.00	31,136,400	
CKD	5,600	2,509.00	14,050,400	
平和	6,000	2,299.00	13,794,000	
SANKYO	22,000	2,105.00	46,310,000	
日本金銭機械	5,900	1,126.00	6,643,400	
フクシマガリレイ	3,600	2,571.00	9,255,600	
竹内製作所	3,800	5,350.00	20,330,000	
アマノ	4,500	4,107.00	18,481,500	

グローリー	5,300	2,605.00	13,806,500	
大和冷機工業	5,900	1,567.00	9,245,300	
セガサミーホールディングス	17,200	2,882.50	49,579,000	
ホシザキ	12,000	5,756.00	69,072,000	
大豊工業	6,500	634.00	4,121,000	
日本精工	24,100	680.80	16,407,280	
NTN	41,600	250.20	10,408,320	
ジェイテクト	14,600	1,161.00	16,950,600	
不二越	1,800	3,430.00	6,174,000	
日本トムソン	6,900	512.00	3,532,800	
THK	10,100	3,789.00	38,268,900	
ユーシン精機	5,600	699.00	3,914,400	
キッツ	8,100	1,177.00	9,533,700	
マキタ	21,900	4,678.00	102,448,200	
カナデビア	17,000	1,060.00	18,020,000	
三菱重工業	324,800	2,284.50	742,005,600	
I H I	14,800	8,860.00	131,128,000	
スター精密	4,800	1,934.00	9,283,200	
日清紡ホールディングス	13,500	897.80	12,120,300	
イビデン	10,600	4,792.00	50,795,200	
コニカミノルタ	39,900	627.10	25,021,290	
ブラザー工業	24,500	2,697.00	66,076,500	
ミネベアミツミ	32,100	2,520.00	80,892,000	
日立製作所	472,200	3,880.00	1,832,136,000	
三菱電機	185,600	2,638.50	489,705,600	
富士電機	11,500	7,962.00	91,563,000	
安川電機	20,300	4,537.00	92,101,100	
明電舎	4,500	4,080.00	18,360,000	
KOKUSAI ELECTRIC	13,400	2,241.50	30,036,100	
ソシオネクスト	18,400	2,584.50	47,554,800	
東芝テック	2,900	3,390.00	9,831,000	
マブチモーター	7,700	2,172.00	16,724,400	
ニデック	81,600	2,807.00	229,051,200	
東光高岳	3,300	1,927.00	6,359,100	
ダイヘン	2,300	7,210.00	16,583,000	
JVCケンウッド	15,900	1,763.00	28,031,700	
オムロン	16,300	5,125.00	83,537,500	
日東工業	3,500	2,944.00	10,304,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	7,600	2,514.50	19,110,200	

メルコホールディングス	1,500	2,120.00	3,180,000	
テクノメディカ	3,000	1,786.00	5,358,000	
日本電気	25,800	12,940.00	333,852,000	
富士通	169,800	2,805.50	476,373,900	
沖電気工業	11,900	988.00	11,757,200	
サンケン電気	2,100	6,164.00	12,944,400	
アイホン	2,800	2,700.00	7,560,000	
ルネサスエレクトロニクス	141,100	2,118.50	298,920,350	
セイコーエプソン	22,400	2,707.50	60,648,000	
ワコム	15,600	676.00	10,545,600	
アルバック	4,200	6,078.00	25,527,600	
アクセル	2,000	1,319.00	2,638,000	
E I Z O	4,000	2,141.00	8,564,000	
日本信号	5,300	912.00	4,833,600	
能美防災	3,300	3,075.00	10,147,500	
ホーチキ	3,900	2,469.00	9,629,100	
エレコム	6,200	1,480.00	9,176,000	
パナソニック ホールディングス	217,500	1,519.50	330,491,250	
シャープ	31,700	951.40	30,159,380	
アンリツ	13,400	1,316.00	17,634,400	
富士通ゼネラル	6,200	2,760.00	17,112,000	
ソニーグループ	635,300	3,261.00	2,071,713,300	
TDK	158,000	1,909.50	301,701,000	
アルプスアルパイン	15,500	1,594.00	24,707,000	
日本トリム	1,700	3,705.00	6,298,500	
フォスター電機	5,000	1,644.00	8,220,000	
ヨコオ	3,300	1,677.00	5,534,100	
ホシデン	5,900	2,132.00	12,578,800	
ヒロセ電機	2,600	18,740.00	48,724,000	
日本航空電子工業	6,100	2,864.00	17,470,400	
アイコム	2,200	2,770.00	6,094,000	
横河電機	20,100	3,422.00	68,782,200	
アズビル	50,800	1,186.00	60,248,800	
日本光電工業	15,900	2,220.00	35,298,000	
堀場製作所	3,700	9,506.00	35,172,200	
アドバンテスト	57,500	9,185.00	528,137,500	
キーエンス	18,300	68,240.00	1,248,792,000	
日置電機	1,300	8,140.00	10,582,000	
シスメックス	47,400	3,009.00	142,626,600	

日本マイクロニクス	3,500	3,955.00	13,842,500
OBARA GROUP	1,900	3,860.00	7,334,000
コーセル	6,600	1,063.00	7,015,800
イリソ電子工業	2,500	2,676.00	6,690,000
オプテックスグループ	5,400	1,699.00	9,174,600
千代田インテグレ	2,400	2,966.00	7,118,400
レーザーテック	8,500	15,180.00	129,030,000
スタンレー電気	11,000	2,635.50	28,990,500
ウシオ電機	7,900	2,105.00	16,629,500
日本セラミック	3,100	2,527.00	7,833,700
図研	2,500	4,670.00	11,675,000
日本電子	5,000	5,810.00	29,050,000
カシオ計算機	12,300	1,290.00	15,867,000
ファナック	88,000	4,692.00	412,896,000
ローム	33,600	1,529.00	51,374,400
浜松ホトニクス	30,400	1,927.00	58,580,800
三井ハイテック	13,300	932.00	12,395,600
新光電気工業	6,300	5,868.00	36,968,400
京セラ	108,800	1,637.50	178,160,000
太陽誘電	10,200	2,277.50	23,230,500
村田製作所	163,200	2,516.00	410,611,200
双葉電子工業	3,500	486.00	1,701,000
ニチコン	9,200	1,132.00	10,414,400
日本ケミコン	4,500	1,009.00	4,540,500
KOA	7,500	1,025.00	7,687,500
小糸製作所	19,500	2,043.50	39,848,250
ミツバ	8,200	889.00	7,289,800
SCREENホールディングス	7,700	10,700.00	82,390,000
キヤノン電子	3,600	2,620.00	9,432,000
キヤノン	90,600	4,965.00	449,829,000
リコー	45,200	1,752.50	79,213,000
象印マホービン	5,100	1,657.00	8,450,700
東京エレクトロン	38,700	25,805.00	998,653,500
イノテック	2,900	1,400.00	4,060,000
トヨタ紡織	7,800	1,993.50	15,549,300
ユニプレス	7,300	1,098.00	8,015,400
豊田自動織機	15,400	13,265.00	204,281,000
モリタホールディングス	6,100	2,130.00	12,993,000
デンソー	174,200	2,190.50	381,585,100

東海理化電機製作所	6,000	2,225.00	13,350,000	
川崎重工業	15,700	6,915.00	108,565,500	
日産自動車	239,600	422.60	101,254,960	
いすゞ自動車	51,000	2,089.00	106,539,000	
トヨタ自動車	969,500	2,922.00	2,832,879,000	300,000株
日野自動車	34,000	566.30	19,254,200	
三菱自動車工業	72,700	451.90	32,853,130	
武蔵精密工業	6,300	3,210.00	20,223,000	
日産車体	4,900	1,008.00	4,939,200	
新明和工業	7,400	1,359.00	10,056,600	
極東開発工業	4,300	2,414.00	10,380,200	
トピー工業	3,300	2,060.00	6,798,000	
ティラド	2,000	3,555.00	7,110,000	
NOK	5,800	2,303.00	13,357,400	
フタバ産業	11,800	715.00	8,437,000	
カヤバ	5,200	2,913.00	15,147,600	
プレス工業	16,500	562.00	9,273,000	
アイシン	40,500	1,699.50	68,829,750	
マツダ	61,600	1,052.50	64,834,000	
今仙電機製作所	1,800	554.00	997,200	
本田技研工業	428,900	1,494.50	640,991,050	
スズキ	145,100	1,869.50	271,264,450	
SUBARU	57,300	2,701.50	154,795,950	
ヤマハ発動機	80,100	1,336.50	107,053,650	
エクセディ	3,800	4,345.00	16,511,000	
豊田合成	6,500	2,623.00	17,049,500	
愛三工業	7,300	1,827.00	13,337,100	
ヨロズ	4,400	1,050.00	4,620,000	
エフ・シー・シー	4,900	3,095.00	15,165,500	
シマノ	7,900	21,935.00	173,286,500	
テイ・エス テック	6,600	1,760.50	11,619,300	
テルモ	120,000	3,056.00	366,720,000	
クリエートメディック	1,200	918.00	1,101,600	
島津製作所	25,000	4,455.00	111,375,000	
ブイ・テクノロジー	2,700	2,374.00	6,409,800	
東京計器	3,300	3,170.00	10,461,000	
東京精密	4,000	7,537.00	30,148,000	
マニー	8,200	1,485.50	12,181,100	
ニコン	27,300	1,706.50	46,587,450	

トプコン	10,900	2,945.00	32,100,500
オリンパス	104,600	2,367.00	247,588,200
理研計器	3,000	3,160.00	9,480,000
タムロン	5,000	4,210.00	21,050,000
HOYA	36,000	21,395.00	770,220,000
朝日インテック	22,800	2,637.50	60,135,000
シチズン時計	20,800	941.00	19,572,800
メニコン	9,000	1,408.00	12,672,000
セイコーグループ	3,700	5,110.00	18,907,000
ニプロ	14,700	1,480.00	21,756,000
パラマウントベッドホールディングス	4,600	2,846.00	13,091,600
バンダイナムコホールディングス	49,700	3,704.00	184,088,800
アイフィスジャパン	1,300	529.00	687,700
パイロットコーポレーション	2,800	4,473.00	12,524,400
フジシールインターナショナル	3,600	2,408.00	8,668,800
タカラトミー	8,400	4,287.00	36,010,800
広済堂ホールディングス	10,000	512.00	5,120,000
タカノ	1,200	727.00	872,400
TOPPANホールディングス	22,700	4,433.00	100,629,100
大日本印刷	36,600	2,288.00	83,740,800
NISSHA	5,000	1,674.00	8,370,000
アシックス	68,600	3,551.00	243,598,600
小松ウオール工業	4,600	1,514.00	6,964,400
ヤマハ	34,200	1,081.00	36,970,200
クリナップ	8,700	640.00	5,568,000
ピジョン	11,200	1,476.00	16,531,200
キングジム	6,700	856.00	5,735,200
リンテック	3,500	2,955.00	10,342,500
イトーキ	9,700	1,575.00	15,277,500
任天堂	115,000	9,793.00	1,126,195,000
三菱鉛筆	4,200	2,223.00	9,336,600
タカラスタンダード	3,900	1,661.00	6,477,900
コクヨ	7,000	2,655.50	18,588,500
オカムラ	6,500	1,957.00	12,720,500
美津濃	2,500	8,570.00	21,425,000
東京電力ホールディングス	168,200	426.20	71,686,840
中部電力	63,400	1,620.00	102,708,000
関西電力	85,900	1,715.00	147,318,500
中国電力	32,100	870.90	27,955,890

北陸電力	18,600	812.80	15,118,080	
東北電力	48,900	1,133.00	55,403,700	
四国電力	15,600	1,211.00	18,891,600	
九州電力	42,900	1,370.50	58,794,450	
北海道電力	21,800	793.60	17,300,480	
沖縄電力	7,000	909.00	6,363,000	
電源開発	12,500	2,473.50	30,918,750	
レノバ	8,500	652.00	5,542,000	
東京瓦斯	35,500	4,096.00	145,408,000	
大阪瓦斯	35,700	3,080.00	109,956,000	
東邦瓦斯	7,500	3,870.00	29,025,000	
北海道瓦斯	18,000	536.00	9,648,000	
西部ガスホールディングス	2,300	1,696.00	3,900,800	
静岡ガス	5,700	1,006.00	5,734,200	
東武鉄道	20,200	2,652.00	53,570,400	
相鉄ホールディングス	5,600	2,528.50	14,159,600	
東急	50,200	1,711.00	85,892,200	
京浜急行電鉄	23,800	1,339.00	31,868,200	
小田急電鉄	31,200	1,448.00	45,177,600	
京王電鉄	8,400	3,938.00	33,079,200	
京成電鉄	36,600	1,424.50	52,136,700	
富士急行	4,400	2,249.00	9,895,600	
東日本旅客鉄道	100,300	2,737.00	274,521,100	
西日本旅客鉄道	43,600	2,787.00	121,513,200	
東海旅客鉄道	69,500	2,857.00	198,561,500	
東京地下鉄	30,300	1,699.00	51,479,700	
西武ホールディングス	22,600	3,235.00	73,111,000	
西日本鉄道	5,400	2,201.50	11,888,100	
ハマキョウレックス	11,200	1,341.00	15,019,200	
近鉄グループホールディングス	19,200	3,317.00	63,686,400	
阪急阪神ホールディングス	23,900	3,916.00	93,592,400	
南海電気鉄道	8,300	2,494.00	20,700,200	
京阪ホールディングス	10,500	3,264.00	34,272,000	
名古屋鉄道	18,300	1,720.00	31,476,000	
ヤマトホールディングス	22,500	1,923.50	43,278,750	
山九	4,300	5,501.00	23,654,300	
センコーグループホールディングス	12,100	1,495.00	18,089,500	
トナミホールディングス	900	6,410.00	5,769,000	
ニッコンホールディングス	11,400	2,221.50	25,325,100	

福山通運	2,400	3,710.00	8,904,000
セイノーホールディングス	9,900	2,350.50	23,269,950
九州旅客鉄道	13,100	3,689.00	48,325,900
S Gホールディングス	30,000	1,471.50	44,145,000
NIPPON EXPRESSホールディングス	19,500	2,513.50	49,013,250
日本郵船	37,600	4,832.00	181,683,200
商船三井	34,800	5,131.00	178,558,800
川崎汽船	45,600	1,962.00	89,467,200
飯野海運	8,900	1,138.00	10,128,200
日本航空	44,100	2,492.00	109,897,200
ANAホールディングス	48,600	2,845.50	138,291,300
三菱倉庫	21,000	1,105.50	23,215,500
三井倉庫ホールディングス	2,500	7,500.00	18,750,000
住友倉庫	5,100	2,667.00	13,601,700
東陽倉庫	800	1,442.00	1,153,600
安田倉庫	5,300	1,751.00	9,280,300
上組	7,600	3,397.00	25,817,200
キムラユニティー	1,700	1,456.00	2,475,200
キューソー流通システム	3,600	2,220.00	7,992,000
エーアイティー	3,900	1,686.00	6,575,400
NECネッツエスアイ	7,300	3,340.00	24,382,000
システナ	35,500	350.00	12,425,000
デジタルアーツ	2,700	5,900.00	15,930,000
日鉄ソリューションズ	6,500	3,838.00	24,947,000
T I S	19,400	3,372.00	65,416,800
グリーンホールディングス	13,100	469.00	6,143,900
コーエーテクモホールディングス	12,800	1,867.50	23,904,000
三菱総合研究所	1,900	4,695.00	8,920,500
ブレインパッド	6,600	1,111.00	7,332,600
ポールトゥウィンホールディングス	7,100	442.00	3,138,200
ネクソン	41,100	2,077.00	85,364,700
エイチーム	8,400	1,001.00	8,408,400
コロプラ	9,900	494.00	4,890,600
CARTA HOLDINGS	2,900	1,404.00	4,071,600
SHIFT	22,500	1,283.50	28,878,750
ティーガイア	3,100	2,659.00	8,242,900
セック	1,100	4,700.00	5,170,000
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	5,800	3,245.00	18,821,000

GMOペイメントゲートウェイ	4,400	8,007.00	35,230,800
インターネットイニシアティブ	10,400	2,862.50	29,770,000
ラクス	9,700	1,831.00	17,760,700
チェンジホールディングス	6,900	1,428.00	9,853,200
マネーフォワード	4,900	4,227.00	20,712,300
電算システムホールディングス	2,500	2,332.00	5,830,000
Appier Group	8,400	1,461.00	12,272,400
ビジョナル	2,400	7,681.00	18,434,400
野村総合研究所	39,800	4,771.00	189,885,800
日本システム技術	3,000	1,832.00	5,496,000
インテージホールディングス	4,700	1,508.00	7,087,600
東邦システムサイエンス	1,900	1,319.00	2,506,100
ラクスル	6,900	1,377.00	9,501,300
メルカリ	10,500	1,854.00	19,467,000
ウイングアーク1st	2,600	3,330.00	8,658,000
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	5,700	885.00	5,044,500
Sansan	7,600	2,385.00	18,126,000
JMDC	3,800	4,000.00	15,200,000
フジ・メディア・ホールディングス	14,400	1,975.00	28,440,000
オービック	33,700	4,537.00	152,896,900
ジャストシステム	3,400	3,370.00	11,458,000
LINEヤフー	290,500	447.80	130,085,900
トレンドマイクロ	9,900	8,944.00	88,545,600
日本オラクル	3,500	14,575.00	51,012,500
フューチャー	5,600	1,784.00	9,990,400
CAC Holdings	3,900	1,729.00	6,743,100
オービックビジネスコンサルタント	3,200	7,617.00	24,374,400
大塚商会	19,400	3,435.00	66,639,000
サイボウズ	4,800	2,575.00	12,360,000
電通総研	2,600	5,560.00	14,456,000
デジタルガレージ	4,000	3,805.00	15,220,000
ウェザーニューズ	2,600	3,525.00	9,165,000
ビジネスエンジニアリング	1,000	3,600.00	3,600,000
ネットワンシステムズ	7,800	4,482.00	34,959,600
アルゴグラフィックス	2,600	4,865.00	12,649,000
エイベックス	5,300	1,453.00	7,700,900
BIPROGY	6,200	4,549.00	28,203,800
都築電気	1,500	2,859.00	4,288,500

TBSホールディングス	8,900	3,945.00	35,110,500	
日本テレビホールディングス	15,300	2,786.50	42,633,450	
テレビ朝日ホールディングス	5,100	2,369.00	12,081,900	
スカパーJ SATホールディングス	18,500	913.00	16,890,500	
テレビ東京ホールディングス	2,500	3,150.00	7,875,000	
U-NEXT HOLDINGS	8,400	1,679.00	14,103,600	
日本電信電話	5,441,900	153.00	832,610,700	
KDDI	134,300	5,103.00	685,332,900	
ソフトバンク	2,895,000	199.50	577,552,500	
光通信	2,000	35,370.00	70,740,000	
GMOインターネットグループ	8,000	2,677.50	21,420,000	
KADOKAWA	10,400	3,247.00	33,768,800	
ゼンリン	6,600	849.00	5,603,400	
松竹	1,300	11,870.00	15,431,000	
東宝	11,100	6,712.00	74,503,200	
東映	3,000	5,800.00	17,400,000	
NTTデータグループ	49,600	3,028.00	150,188,800	
ビジネスブレイン太田昭和	2,900	2,104.00	6,101,600	
DTS	3,400	4,195.00	14,263,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	9,400	6,222.00	58,486,800	
カプコン	35,700	3,360.00	119,952,000	
SCSK	13,700	3,272.00	44,826,400	
NSW	2,200	2,847.00	6,263,400	
アイネス	4,000	1,876.00	7,504,000	
TKC	3,100	3,730.00	11,563,000	
富士ソフト	5,300	9,790.00	51,887,000	
NSD	6,900	3,209.00	22,142,100	
コナミグループ	6,800	13,825.00	94,010,000	
福井コンピュータホールディングス	2,700	2,897.00	7,821,900	
JBCホールディングス	2,300	4,185.00	9,625,500	
ソフトバンクグループ	90,800	9,681.00	879,034,800	
リョーサン菱洋ホールディングス	6,500	2,575.00	16,737,500	
高千穂交易	600	3,955.00	2,373,000	
伊藤忠食品	800	7,190.00	5,752,000	
東京エレクトロン デバイス	2,300	3,065.00	7,049,500	
双日	21,900	3,193.00	69,926,700	
アルフレッサ ホールディングス	18,000	2,140.50	38,529,000	
横浜冷凍	7,900	861.00	6,801,900	
ラサ商事	3,600	1,399.00	5,036,400	

アルコニックス	6,700	1,512.00	10,130,400	
神戸物産	15,200	3,460.00	52,592,000	
あい ホールディングス	3,800	2,026.00	7,698,800	
ダイワボウホールディングス	7,800	2,991.00	23,329,800	
マクニカホールディングス	14,400	1,835.00	26,424,000	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	4,400	1,205.00	5,302,000	
レスター	3,100	2,513.00	7,790,300	
TOKAI ホールディングス	8,400	937.00	7,870,800	
シップヘルスケアホールディングス	7,400	2,179.00	16,124,600	
明治電機工業	2,900	1,460.00	4,234,000	
コメダホールディングス	6,200	2,722.00	16,876,400	
佐島電機	1,700	1,650.00	2,805,000	
エコトレーディング	1,800	877.00	1,578,600	
伯東	1,200	4,380.00	5,256,000	
ナガイレーベン	3,200	2,086.00	6,675,200	
三菱食品	1,900	4,900.00	9,310,000	
松田産業	2,800	3,020.00	8,456,000	
第一興商	10,500	1,817.50	19,083,750	
メディパルホールディングス	17,600	2,347.50	41,316,000	
アズワン	6,000	2,556.50	15,339,000	
尾家産業	1,000	1,999.00	1,999,000	
ドウシシャ	3,300	2,103.00	6,939,900	
リックス	1,200	2,871.00	3,445,200	
橋本総業ホールディングス	4,300	1,237.00	5,319,100	
日本ライフライン	7,700	1,398.00	10,764,600	
進和	2,900	2,893.00	8,389,700	
オーハシテクニカ	3,900	2,011.00	7,842,900	
白銅	3,100	2,390.00	7,409,000	
伊藤忠商事	130,200	7,128.00	928,065,600	
丸紅	159,900	2,288.00	365,851,200	
長瀬産業	7,600	2,963.50	22,522,600	
豊田通商	56,000	2,675.00	149,800,000	
兼松	8,700	2,573.50	22,389,450	
三井物産	285,000	3,065.00	873,525,000	
日本紙パルプ商事	11,000	657.00	7,227,000	
山善	6,400	1,335.00	8,544,000	
住友商事	116,900	3,320.00	388,108,000	
内田洋行	1,200	6,590.00	7,908,000	
三菱商事	357,800	2,486.00	889,490,800	

キヤノンマーケティングジャパン	3,400	4,966.00	16,884,400
西華産業	3,000	4,370.00	13,110,000
東京産業	5,300	736.00	3,900,800
阪和興業	3,500	4,810.00	16,835,000
岩谷産業	18,800	1,705.50	32,063,400
アステナホールディングス	12,300	438.00	5,387,400
三愛オブリ	4,600	1,794.00	8,252,400
稲畑産業	4,400	3,185.00	14,014,000
ワキタ	6,500	1,825.00	11,862,500
東邦ホールディングス	5,100	4,390.00	22,389,000
サンゲツ	4,600	2,872.00	13,211,200
シナネンホールディングス	1,000	6,510.00	6,510,000
伊藤忠エネクス	5,800	1,549.00	8,984,200
サンリオ	16,100	5,516.00	88,807,600
三信電気	2,700	1,923.00	5,192,100
モスフードサービス	2,800	3,490.00	9,772,000
加賀電子	4,600	2,740.00	12,604,000
ソーダニッカ	3,700	1,097.00	4,058,900
立花エレテック	2,600	2,645.00	6,877,000
フォーバル	4,700	1,323.00	6,218,100
PALTAC	2,400	4,283.00	10,279,200
トラスコ中山	5,000	2,049.00	10,245,000
オートバックスセブン	5,000	1,478.00	7,390,000
加藤産業	2,100	4,310.00	9,051,000
杉本商事	5,000	1,325.00	6,625,000
因幡電機産業	3,600	3,708.00	13,348,800
ミスミグループ本社	29,300	2,284.00	66,921,200
スズケン	6,700	4,846.00	32,468,200
ジェコス	5,200	1,002.00	5,210,400
サンエー	3,600	2,926.00	10,533,600
エービーシー・マート	8,000	3,179.00	25,432,000
ハードオフコーポレーション	4,300	1,911.00	8,217,300
アスクル	5,300	1,661.00	8,803,300
ゲオホールディングス	4,300	1,739.00	7,477,700
アダストリア	3,000	3,295.00	9,885,000
エディオン	5,900	1,796.00	10,596,400
あみやき亭	5,400	1,601.00	8,645,400
ハニーズホールディングス	4,000	1,682.00	6,728,000
ジinzホールディングス	2,000	6,550.00	13,100,000

ビックカメラ	11,400	1,631.50	18,599,100	
DCMホールディングス	9,700	1,428.00	13,851,600	
MonotaRO	27,900	2,475.00	69,052,500	
J. フロント リテイリング	23,800	2,079.50	49,492,100	
ドトール・日レスホールディングス	4,600	2,325.00	10,695,000	
マツキヨココカラ&カンパニー	35,500	2,320.00	82,360,000	
ブロンコビリー	2,600	3,625.00	9,425,000	
ZOZO	14,400	4,951.00	71,294,400	
トレジャー・ファクトリー	3,400	1,656.00	5,630,400	
物語コーポレーション	3,900	3,375.00	13,162,500	
三越伊勢丹ホールディングス	32,900	2,588.50	85,161,650	
ウエルシアホールディングス	11,200	2,237.00	25,054,400	
クリエイトSDホールディングス	3,000	2,836.00	8,508,000	
シュッピン	4,800	1,088.00	5,222,400	
オイシックス・ラ・大地	5,200	1,474.00	7,664,800	
ジョイフル本田	5,100	1,864.00	9,506,400	
すかいらーくホールディングス	26,200	2,333.50	61,137,700	
ヨシックスホールディングス	2,000	2,979.00	5,958,000	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	11,000	773.00	8,503,000	
あさひ	5,800	1,462.00	8,479,600	
コスモス薬品	3,600	7,310.00	26,316,000	
セブン&アイ・ホールディングス	211,800	2,435.00	515,733,000	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	14,900	1,302.00	19,399,800	
ツルハホールディングス	4,000	9,358.00	37,432,000	
サンマルクホールディングス	2,900	2,499.00	7,247,100	
トリドールホールディングス	5,900	3,716.00	21,924,400	
クスリのアオキホールディングス	6,100	3,166.00	19,312,600	
力の源ホールディングス	3,600	1,192.00	4,291,200	
FOOD & LIFE COMPANIES	11,000	3,323.00	36,553,000	
ノジマ	6,400	2,157.00	13,804,800	
カップ・クリエイト	5,700	1,418.00	8,082,600	
ライトオン	5,300	205.00	1,086,500	
良品計画	23,400	3,960.00	92,664,000	
パリティホールディングス	1,700	307.00	521,900	
アドヴァングループ	5,300	1,012.00	5,363,600	
G-7ホールディングス	4,300	1,362.00	5,856,600	
コーナン商事	2,500	3,550.00	8,875,000	

エコス	2,900	2,040.00	5,916,000	
パン・パシフィック・インターナショナル ホールディングス	39,500	4,119.00	162,700,500	
西松屋チェーン	5,700	2,252.00	12,836,400	
ゼンショーホールディングス	10,800	8,614.00	93,031,200	
サイゼリヤ	3,000	4,790.00	14,370,000	
魚力	2,500	2,445.00	6,112,500	
ユナイテッドアローズ	3,700	2,712.00	10,034,400	
ハイデイ日高	3,600	2,949.00	10,616,400	
コロワイド	11,500	1,673.00	19,239,500	
壺番屋	7,500	985.00	7,387,500	
スギホールディングス	11,900	2,630.00	31,297,000	
薬王堂ホールディングス	2,700	1,900.00	5,130,000	
スクロール	5,400	1,055.00	5,697,000	
木曽路	3,400	2,141.00	7,279,400	
千趣会	14,100	239.00	3,369,900	
上新電機	2,300	2,311.00	5,315,300	
日本瓦斯	9,600	2,175.00	20,880,000	
ロイヤルホールディングス	4,800	2,394.00	11,491,200	
チョダ	3,000	1,392.00	4,176,000	
ライフコーポレーション	2,200	3,555.00	7,821,000	
AOKIホールディングス	8,500	1,312.00	11,152,000	
コメリ	2,600	3,165.00	8,229,000	
青山商事	6,000	2,172.00	13,032,000	
しまむら	4,300	8,526.00	36,661,800	
高島屋	27,000	1,256.50	33,925,500	
松屋	6,300	1,042.00	6,564,600	
エイチ・ツー・オー リテイリング	10,200	2,279.00	23,245,800	
丸井グループ	13,400	2,586.00	34,652,400	
アクシアル リテイリング	8,000	890.00	7,120,000	
イオン	69,600	3,682.00	256,267,200	
イズミ	3,900	3,045.00	11,875,500	
平和堂	3,300	2,343.00	7,731,900	
フジ	2,400	2,110.00	5,064,000	
ヤオコー	2,300	9,020.00	20,746,000	
ゼビオホールディングス	3,500	1,250.00	4,375,000	
ケーズホールディングス	9,800	1,410.50	13,822,900	
Genky Drug Stores	2,600	3,115.00	8,099,000	
ブックオフグループホールディングス	4,500	1,354.00	6,093,000	

アインホールディングス	2,900	4,625.00	13,412,500	
ヤマダホールディングス	57,700	447.20	25,803,440	
アーケランズ	6,900	1,687.00	11,640,300	
ニトリホールディングス	7,000	18,240.00	127,680,000	
吉野家ホールディングス	7,300	2,914.50	21,275,850	
王将フードサービス	4,800	2,950.00	14,160,000	
ミニストップ	3,400	1,683.00	5,722,200	
アークス	3,100	2,691.00	8,342,100	
バローホールディングス	3,700	2,174.00	8,043,800	
大庄	3,500	1,119.00	3,916,500	
ファーストリテイリング	10,800	50,000.00	540,000,000	
サンドラッグ	6,000	4,190.00	25,140,000	
ヤマザワ	700	1,160.00	812,000	
ベルーナ	10,200	868.00	8,853,600	
いよぎんホールディングス	20,600	1,611.50	33,196,900	
しずおかフィナンシャルグループ	35,600	1,339.00	47,668,400	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	12,500	1,640.00	20,500,000	
楽天銀行	9,100	4,516.00	41,095,600	
京都フィナンシャルグループ	21,300	2,269.50	48,340,350	
めぶきフィナンシャルグループ	78,400	662.60	51,947,840	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	3,700	4,625.00	17,112,500	
九州フィナンシャルグループ	35,200	760.30	26,762,560	
ゆうちょ銀行	141,500	1,576.50	223,074,750	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	91,800	867.00	79,590,600	
西日本フィナンシャルホールディングス	9,100	2,022.00	18,400,200	
三十三フィナンシャルグループ	300	2,340.00	702,000	
第四北越フィナンシャルグループ	5,600	2,890.00	16,184,000	
ひろぎんホールディングス	19,800	1,183.50	23,433,300	
おきなわフィナンシャルグループ	3,800	2,513.00	9,549,400	
十六フィナンシャルグループ	2,300	4,405.00	10,131,500	
北國フィナンシャルホールディングス	2,000	5,170.00	10,340,000	
プロクレアホールディングス	2,600	1,703.00	4,427,800	
あいちフィナンシャルグループ	4,200	2,559.00	10,747,800	
あおぞら銀行	13,200	2,376.00	31,363,200	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,148,000	1,921.00	2,205,308,000	300,000株
りそなホールディングス	223,300	1,119.50	249,984,350	
三井住友トラストグループ	63,300	3,788.00	239,780,400	
三井住友フィナンシャルグループ	372,300	3,808.00	1,417,718,400	
千葉銀行	51,400	1,275.00	65,535,000	

群馬銀行	33,700	1,071.00	36,092,700	
武蔵野銀行	2,100	3,070.00	6,447,000	
千葉興業銀行	6,700	1,531.00	10,257,700	
七十七銀行	4,800	4,469.00	21,451,200	
秋田銀行	2,900	2,227.00	6,458,300	
山形銀行	3,300	1,003.00	3,309,900	
岩手銀行	2,900	2,853.00	8,273,700	
東邦銀行	18,200	294.00	5,350,800	
東北銀行	900	1,132.00	1,018,800	
ふくおかフィナンシャルグループ	14,900	4,100.00	61,090,000	
スルガ銀行	16,200	1,200.00	19,440,000	
八十二銀行	33,200	993.00	32,967,600	
山梨中央銀行	4,400	2,156.00	9,486,400	
大垣共立銀行	3,200	1,936.00	6,195,200	
福井銀行	2,500	1,880.00	4,700,000	
滋賀銀行	3,200	4,290.00	13,728,000	
南都銀行	3,100	3,375.00	10,462,500	
百五銀行	18,500	655.00	12,117,500	
紀陽銀行	6,300	2,179.00	13,727,700	
ほくほくフィナンシャルグループ	9,400	1,983.00	18,640,200	
山陰合同銀行	10,500	1,271.00	13,345,500	
鳥取銀行	900	1,276.00	1,148,400	
百十四銀行	4,000	3,405.00	13,620,000	
阿波銀行	1,800	2,729.00	4,912,200	
大分銀行	2,200	3,095.00	6,809,000	
宮崎銀行	1,900	3,080.00	5,852,000	
佐賀銀行	3,000	2,267.00	6,801,000	
琉球銀行	8,400	1,090.00	9,156,000	
セブン銀行	62,600	307.10	19,224,460	
みずほフィナンシャルグループ	242,200	4,049.00	980,667,800	
山口フィナンシャルグループ	14,800	1,657.50	24,531,000	
名古屋銀行	1,700	6,770.00	11,509,000	
北洋銀行	30,500	472.00	14,396,000	
愛媛銀行	4,100	1,114.00	4,567,400	
トマト銀行	900	1,219.00	1,097,100	
京葉銀行	11,400	779.00	8,880,600	
栃木銀行	18,600	287.00	5,338,200	
トモニホールディングス	22,400	433.00	9,699,200	
フィデアホールディングス	4,200	1,473.00	6,186,600	

池田泉州ホールディングス	35,300	401.00	14,155,300	
F P G	9,700	2,791.00	27,072,700	
S B I ホールディングス	29,600	4,151.00	122,869,600	
ジャフコ グループ	6,700	2,181.00	14,612,700	
大和証券グループ本社	138,000	1,047.00	144,486,000	
野村ホールディングス	297,900	986.00	293,729,400	
岡三証券グループ	22,200	646.00	14,341,200	
丸三証券	12,800	1,045.00	13,376,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	26,800	498.00	13,346,400	
いちよし証券	7,200	898.00	6,465,600	
松井証券	12,000	825.00	9,900,000	
マネックスグループ	21,300	900.00	19,170,000	
極東証券	6,200	1,642.00	10,180,400	
かんぽ生命保険	18,800	2,969.50	55,826,600	
S O M P O ホールディングス	87,200	4,287.00	373,826,400	
MS & AD インシュアランスグループホールディングス	130,600	3,233.00	422,229,800	
第一生命ホールディングス	84,700	4,154.00	351,843,800	
東京海上ホールディングス	176,100	5,209.00	917,304,900	
T & D ホールディングス	48,900	2,889.00	141,272,100	
全国保証	4,300	5,443.00	23,404,900	
ジェイリース	5,200	1,249.00	6,494,800	
クレディセゾン	12,000	3,654.00	43,848,000	
芙蓉総合リース	1,700	11,420.00	19,414,000	
みずほリース	16,000	1,020.00	16,320,000	
東京センチュリー	13,600	1,479.00	20,114,400	
日本証券金融	8,800	1,977.00	17,397,600	
アイフル	42,800	328.00	14,038,400	
リコーリース	1,700	5,100.00	8,670,000	
イオンフィナンシャルサービス	11,300	1,236.50	13,972,450	
アコム	31,700	373.50	11,839,950	
オリエントコーポレーション	8,200	814.00	6,674,800	
オリックス	108,400	3,304.00	358,153,600	
三菱HCキャピタル	76,000	1,033.00	78,508,000	
日本取引所グループ	105,600	1,701.00	179,625,600	
アサックス	2,000	698.00	1,396,000	
NECキャピタルソリューション	2,300	3,870.00	8,901,000	
大東建託	6,600	16,890.00	111,474,000	
いちご	24,400	354.00	8,637,600	

ヒューリック	43,500	1,400.00	60,900,000	
野村不動産ホールディングス	11,300	4,115.00	46,499,500	
プレサンスコーポレーション	5,100	2,391.00	12,194,100	
オープンハウスグループ	7,000	5,114.00	35,798,000	
東急不動産ホールディングス	56,800	984.30	55,908,240	
飯田グループホールディングス	16,900	2,313.50	39,098,150	
パーク24	16,000	2,045.00	32,720,000	
三井不動産	252,900	1,387.50	350,898,750	
三菱地所	104,000	2,241.00	233,064,000	
平和不動産	4,300	4,545.00	19,543,500	
東京建物	17,800	2,368.00	42,150,400	
京阪神ビルディング	5,600	1,513.00	8,472,800	
住友不動産	28,100	5,132.00	144,209,200	
テーオーシー	7,400	662.00	4,898,800	
スターツコーポレーション	4,100	3,770.00	15,457,000	
空港施設	7,600	580.00	4,408,000	
ゴールドクレスト	3,600	2,820.00	10,152,000	
エスリード	2,500	4,620.00	11,550,000	
AVANTIA	1,900	784.00	1,489,600	
イオンモール	10,300	1,969.50	20,285,850	
カチタス	7,700	2,172.00	16,724,400	
グランディハウス	9,600	576.00	5,529,600	
日本空港ビルデング	6,700	5,018.00	33,620,600	
MIXI	4,700	3,155.00	14,828,500	
日本M&Aセンターホールディングス	32,600	686.90	22,392,940	
UTグループ	3,900	2,200.00	8,580,000	
オープンアップグループ	6,500	1,853.00	12,044,500	
コシダカホールディングス	10,900	1,038.00	11,314,200	
パソナグループ	3,500	1,996.00	6,986,000	
エス・エム・エス	8,300	1,678.00	13,927,400	
パーソルホールディングス	194,900	231.00	45,021,900	
クックパッド	34,000	147.00	4,998,000	
学情	3,700	2,214.00	8,191,800	
スタジオアリス	2,900	2,131.00	6,179,900	
NJS	2,500	3,350.00	8,375,000	
総合警備保障	27,600	1,039.00	28,676,400	
カカクコム	14,600	2,379.50	34,740,700	
アイロムグループ	2,600	2,788.00	7,248,800	
ディップ	4,700	2,388.00	11,223,600	

エムスリー	39,400	1,438.50	56,676,900
ディー・エヌ・エー	9,000	2,715.00	24,435,000
博報堂DYホールディングス	23,400	1,157.00	27,073,800
ぐるなび	19,000	276.00	5,244,000
ファンコミュニケーションズ	11,400	410.00	4,674,000
WDBホールディングス	2,500	1,709.00	4,272,500
インフォマート	25,600	326.00	8,345,600
プレステージ・インターナショナル	11,700	653.00	7,640,100
クイック	3,400	2,185.00	7,429,000
電通グループ	20,400	3,609.00	73,623,600
H. U. グループホールディングス	6,100	2,621.00	15,988,100
日本空調サービス	7,300	1,079.00	7,876,700
オリエンタルランド	110,000	3,529.00	388,190,000
ダスキン	3,300	3,696.00	12,196,800
ラウンドワン	21,000	1,277.00	26,817,000
リゾートトラスト	8,400	3,102.00	26,056,800
ビー・エム・エル	2,900	2,912.00	8,444,800
リソー教育	35,300	299.00	10,554,700
早稲田アカデミー	4,600	1,857.00	8,542,200
ユー・エス・エス	41,600	1,378.00	57,324,800
サイバーエージェント	44,400	1,122.00	49,816,800
楽天グループ	135,200	947.10	128,047,920
テー・オー・ダブリュー	19,000	313.00	5,947,000
エン・ジャパン	4,600	2,012.00	9,255,200
テクノプロ・ホールディングス	11,200	3,072.00	34,406,400
アイ・アールジャパンホールディングス	3,900	747.00	2,913,300
ジャパンマテリアル	6,200	1,738.00	10,775,600
キャリアリンク	2,100	2,437.00	5,117,700
ライドオンエクスプレスホールディングス	4,300	1,010.00	4,343,000
シグマクシス・ホールディングス	8,600	900.00	7,740,000
リクルートホールディングス	145,600	10,805.00	1,573,208,000
エラン	7,600	749.00	5,692,400
日本郵政	201,600	1,595.00	321,552,000
ソラスト	14,700	481.00	7,070,700
ベイカレント	14,200	6,253.00	88,792,600
MS-Japan	4,500	1,071.00	4,819,500
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	7,300	2,959.00	21,600,700
アンビスホールディングス	6,100	670.00	4,087,000

リログループ	13,600	1,851.00	25,173,600	
TREホールディングス	5,700	1,429.00	8,145,300	
大栄環境	4,400	2,789.00	12,271,600	
日本管財ホールディングス	3,300	2,633.00	8,688,900	
共立メンテナンス	7,300	3,027.00	22,097,100	
建設技術研究所	4,000	2,637.00	10,548,000	
スバル興業	1,500	3,180.00	4,770,000	
タナベコンサルティンググループ	2,000	1,195.00	2,390,000	
東京都競馬	2,400	4,420.00	10,608,000	
カナモト	4,300	3,095.00	13,308,500	
トランス・コスモス	3,300	3,195.00	10,543,500	
乃村工藝社	9,600	920.00	8,832,000	
白洋舎	800	2,228.00	1,782,400	
セコム	37,600	5,294.00	199,054,400	
セントラル警備保障	2,200	2,896.00	6,371,200	
メイテックグループホールディングス	6,000	2,921.50	17,529,000	
応用地質	3,400	2,410.00	8,194,000	
船井総研ホールディングス	4,400	2,388.00	10,507,200	
イオンディライト	2,100	4,185.00	8,788,500	
ダイセキ	4,300	3,610.00	15,523,000	
ステップ	3,100	2,138.00	6,627,800	
合 計	34,189,200	—	71,730,156,830	

(注) 備考欄の数値は、差入委託証拠金代用有価証券としての担保差入れ株式数です。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

「TMA外国債券インデックスマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[2024年 1月25日現在]	[2025年 1月27日現在]
区 分	注記 番号	金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		100,656,584	99,544,657
コール・ローン		47,267,448	51,707,202
国債証券		18,933,471,567	25,088,068,141
未収利息		144,129,802	221,263,623
前払費用		15,722,579	18,891,686
流動資産合計		19,241,247,980	25,479,475,309
資産合計		19,241,247,980	25,479,475,309
負債の部			
流動負債			
未払金		21,186,745	41,160,287
未払解約金		31,848,913	44,775,459
未払利息		21	—
流動負債合計		53,035,679	85,935,746
負債合計		53,035,679	85,935,746
純資産の部			
元本等			
元本	※1	9,924,087,582	12,340,336,227
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		9,264,124,719	13,053,203,336
元本等合計		19,188,212,301	25,393,539,563
純資産合計		19,188,212,301	25,393,539,563
負債純資産合計		19,241,247,980	25,479,475,309

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象

	<p>ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[2024年 1月25日現在]	[2025年 1月27日現在]
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	7,737,975,705円	9,924,087,582円
同期中における追加設定元本額	3,322,941,314円	3,893,569,198円
同期中における一部解約元本額	1,136,829,437円	1,477,320,553円
同期末における元本額	9,924,087,582円	12,340,336,227円
元本の内訳*		
東京海上セレクション・外国債券インデックス	5,985,783,289円	6,953,094,913円
東京海上・年金運用型戦略ファンド(年1回決算型)	402,858,872円	998,127,108円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035	183,626,027円	264,381,835円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045	99,133,432円	151,892,856円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055	62,954,554円	95,261,797円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065	100,152,462円	144,176,852円
TMA外国債券インデックスVA<適格機関投資家限定>	20,115,363円	9,562,177円

東京海上・世界インデックス・バランス40<適格機関投資家限定>	681,108,831円	792,777,570円
東京海上・世界インデックス・バランス60<適格機関投資家限定>	2,388,354,752円	2,931,061,119円
計	9,924,087,582円	12,340,336,227円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	9,924,087,582口	12,340,336,227口

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運	同左

	<p>営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p>	
--	---	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2024年 1月25日現在]	[2025年 1月27日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2023年1月26日 至 2024年1月25日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	497,164,632円
合計	497,164,632円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年11月11日から2024年1月25日まで)を指しております。

(自 2024年1月26日 至 2025年1月27日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△197,151,355円
合計	△197,151,355円

(注1) 時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年11月12日から2025年1月27日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(2024年1月25日現在)

該当事項はありません。

(2025年1月27日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

[2024年 1月25日現在]		[2025年 1月27日現在]	
1口当たり純資産額	1.9335円	1口当たり純資産額	2.0578円
(1万口当たり純資産額)	19,335円)	(1万口当たり純資産額)	20,578円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	米ドル			米ドル	
		T 0 1/2 02/28/26	100,000.00	96,044.92	
		T 0 1/2 04/30/27	100,000.00	91,935.54	
		T 0 1/2 05/31/27	200,000.00	183,269.53	
		T 0 1/2 06/30/27	100,000.00	91,365.23	
		T 0 1/2 08/31/27	300,000.00	272,337.89	
		T 0 1/2 10/31/27	200,000.00	180,355.46	
		T 0 3/4 01/31/28	300,000.00	270,011.71	
		T 0 3/4 03/31/26	300,000.00	288,082.03	
		T 0 3/4 04/30/26	200,000.00	191,472.65	
		T 0 3/4 05/31/26	100,000.00	95,468.75	
		T 0 3/4 08/31/26	300,000.00	283,951.17	
		T 0 3/8 01/31/26	500,000.00	480,985.06	
		T 0 3/8 07/31/27	200,000.00	181,488.28	

T 0 3/8 09/30/27	400,000.00	360,679.68	
T 0 3/8 12/31/25	300,000.00	289,601.22	
T 0 5/8 05/15/30	400,000.00	328,328.12	
T 0 5/8 07/31/26	300,000.00	284,250.00	
T 0 5/8 08/15/30	400,000.00	325,164.06	
T 0 5/8 11/30/27	400,000.00	360,898.43	
T 0 5/8 12/31/27	300,000.00	269,789.06	
T 0 7/8 06/30/26	200,000.00	190,750.00	
T 0 7/8 09/30/26	400,000.00	378,312.50	
T 0 7/8 11/15/30	500,000.00	409,238.28	
T 1 07/31/28	300,000.00	267,474.60	
T 1 1/2 01/31/27	200,000.00	189,410.15	
T 1 1/2 02/15/30	500,000.00	434,179.69	
T 1 1/2 11/30/28	400,000.00	359,562.50	
T 1 1/4 04/30/28	300,000.00	272,044.92	
T 1 1/4 05/15/50	200,000.00	94,210.93	
T 1 1/4 05/31/28	300,000.00	271,335.93	
T 1 1/4 06/30/28	200,000.00	180,433.59	
T 1 1/4 08/15/31	500,000.00	408,173.83	
T 1 1/4 09/30/28	400,000.00	357,898.43	
T 1 1/4 11/30/26	500,000.00	473,564.45	
T 1 1/4 12/31/26	600,000.00	566,894.53	
T 1 1/8 02/15/31	500,000.00	412,421.87	
T 1 1/8 02/29/28	300,000.00	272,554.68	
T 1 1/8 05/15/40	200,000.00	119,921.87	
T 1 1/8 08/15/40	100,000.00	59,394.53	
T 1 1/8 08/31/28	300,000.00	267,925.78	
T 1 1/8 10/31/26	400,000.00	378,921.87	
T 1 3/4 01/31/29	200,000.00	180,726.56	
T 1 3/4 08/15/41	300,000.00	193,558.59	
T 1 3/4 11/15/29	300,000.00	266,056.64	
T 1 3/4 12/31/26	300,000.00	286,318.35	
T 1 3/8 08/15/50	200,000.00	96,894.53	
T 1 3/8 10/31/28	400,000.00	358,687.50	
T 1 3/8 11/15/31	900,000.00	735,363.27	
T 1 3/8 11/15/40	500,000.00	308,203.12	
T 1 3/8 12/31/28	700,000.00	624,462.88	
T 1 5/8 02/15/26	600,000.00	583,929.13	
T 1 5/8 05/15/26	200,000.00	193,414.06	

T 1 5/8 05/15/31	500,000.00	421,689.45	
T 1 5/8 08/15/29	300,000.00	266,255.85	
T 1 5/8 09/30/26	200,000.00	191,617.18	
T 1 5/8 11/15/50	600,000.00	311,062.50	
T 1 5/8 11/30/26	300,000.00	286,107.42	
T 1 7/8 02/15/32	500,000.00	420,419.92	
T 1 7/8 02/15/41	300,000.00	200,332.03	
T 1 7/8 02/15/51	300,000.00	165,949.21	
T 1 7/8 02/28/27	300,000.00	285,714.84	
T 1 7/8 02/28/29	200,000.00	181,281.25	
T 1 7/8 07/31/26	100,000.00	96,566.40	
T 1 7/8 11/15/51	800,000.00	438,656.24	
T 2 02/15/50	500,000.00	288,730.47	
T 2 08/15/51	400,000.00	227,343.75	
T 2 1/2 02/15/46	100,000.00	68,076.17	
T 2 1/2 03/31/27	200,000.00	192,757.81	
T 2 1/2 05/15/46	100,000.00	67,808.59	
T 2 1/4 02/15/52	300,000.00	180,691.40	
T 2 1/4 05/15/41	300,000.00	212,097.65	
T 2 1/4 08/15/27	100,000.00	95,105.46	
T 2 1/4 08/15/46	200,000.00	128,574.21	
T 2 1/4 08/15/49	200,000.00	123,207.03	
T 2 1/4 11/15/27	400,000.00	378,421.87	
T 2 11/15/26	100,000.00	96,109.37	
T 2 11/15/41	800,000.00	535,359.37	
T 2 3/4 02/15/28	600,000.00	573,023.43	
T 2 3/4 04/30/27	200,000.00	193,480.46	
T 2 3/4 05/31/29	200,000.00	186,984.37	
T 2 3/4 07/31/27	300,000.00	289,083.98	
T 2 3/4 08/15/32	400,000.00	354,367.18	
T 2 3/4 08/15/42	100,000.00	74,671.87	
T 2 3/4 08/15/47	100,000.00	70,060.54	
T 2 3/4 11/15/42	200,000.00	148,679.68	
T 2 3/4 11/15/47	200,000.00	139,789.06	
T 2 3/8 02/15/42	300,000.00	212,683.59	
T 2 3/8 03/31/29	300,000.00	276,960.93	
T 2 3/8 05/15/27	100,000.00	95,855.46	
T 2 3/8 05/15/29	100,000.00	92,142.57	
T 2 3/8 05/15/51	300,000.00	187,523.43	

T 2 3/8 11/15/49	500,000.00	316,064.45	
T 2 5/8 01/31/26	100,000.00	98,393.46	
T 2 5/8 02/15/29	100,000.00	93,478.51	
T 2 5/8 05/31/27	200,000.00	192,679.68	
T 2 5/8 07/31/29	200,000.00	185,507.81	
T 2 7/8 04/30/29	200,000.00	188,203.12	
T 2 7/8 05/15/28	100,000.00	95,507.81	
T 2 7/8 05/15/32	600,000.00	538,300.78	
T 2 7/8 05/15/43	100,000.00	75,343.75	
T 2 7/8 05/15/52	300,000.00	208,388.67	
T 2 7/8 08/15/28	100,000.00	95,138.67	
T 2 7/8 08/15/45	100,000.00	73,414.06	
T 2 7/8 11/15/46	200,000.00	144,664.06	
T 3 02/15/47	300,000.00	221,455.07	
T 3 02/15/48	300,000.00	219,210.93	
T 3 02/15/49	400,000.00	289,742.18	
T 3 05/15/47	100,000.00	73,619.14	
T 3 08/15/48	200,000.00	145,437.50	
T 3 08/15/52	300,000.00	213,878.90	
T 3 1/2 01/31/28	300,000.00	293,115.23	
T 3 1/2 01/31/30	200,000.00	191,640.62	
T 3 1/2 02/15/33	500,000.00	464,296.87	
T 3 1/2 04/30/30	200,000.00	191,171.87	
T 3 1/2 09/30/26	700,000.00	691,496.09	
T 3 1/2 09/30/29	100,000.00	96,140.62	
T 3 1/4 05/15/42	100,000.00	80,935.54	
T 3 1/4 06/30/27	300,000.00	292,992.18	
T 3 1/4 06/30/29	200,000.00	190,710.93	
T 3 1/8 02/15/43	100,000.00	78,574.21	
T 3 1/8 05/15/48	100,000.00	74,609.37	
T 3 1/8 08/15/44	300,000.00	231,890.62	
T 3 1/8 08/31/27	300,000.00	291,392.57	
T 3 1/8 08/31/29	100,000.00	94,652.34	
T 3 1/8 11/15/28	200,000.00	191,253.90	
T 3 1/8 11/15/41	100,000.00	80,042.96	
T 3 11/15/44	100,000.00	75,513.67	
T 3 11/15/45	400,000.00	299,265.62	
T 3 3/4 04/15/26	200,000.00	198,785.15	
T 3 3/4 05/31/30	200,000.00	193,351.56	

T 3 3/4 06/30/30	200,000.00	193,226.56	
T 3 3/4 08/15/27	1,000,000.00	986,875.00	
T 3 3/4 08/31/31	300,000.00	286,968.75	
T 3 3/4 11/15/43	200,000.00	171,281.25	
T 3 3/4 12/31/28	1,000,000.00	977,011.72	
T 3 3/4 12/31/30	600,000.00	577,207.03	
T 3 3/8 05/15/33	500,000.00	458,818.36	
T 3 3/8 08/15/42	300,000.00	246,427.73	
T 3 3/8 09/15/27	500,000.00	488,544.91	
T 3 3/8 11/15/48	400,000.00	311,187.50	
T 3 5/8 02/15/44	100,000.00	83,894.53	
T 3 5/8 02/15/53	300,000.00	242,349.60	
T 3 5/8 03/31/28	300,000.00	293,724.60	
T 3 5/8 03/31/30	300,000.00	288,673.82	
T 3 5/8 05/15/26	400,000.00	396,859.37	
T 3 5/8 05/15/53	300,000.00	242,349.60	
T 3 5/8 05/31/28	600,000.00	586,628.90	
T 3 5/8 08/15/43	100,000.00	84,320.31	
T 3 5/8 08/31/29	400,000.00	386,984.37	
T 3 5/8 09/30/31	300,000.00	284,677.73	
T 3 7/8 01/15/26	300,000.00	299,104.64	
T 3 7/8 02/15/43	100,000.00	87,810.54	
T 3 7/8 05/15/43	300,000.00	262,816.40	
T 3 7/8 08/15/33	600,000.00	570,046.87	
T 3 7/8 08/15/34	800,000.00	754,562.48	
T 3 7/8 08/15/40	200,000.00	179,269.53	
T 3 7/8 09/30/29	300,000.00	293,039.06	
T 3 7/8 11/30/27	400,000.00	395,273.43	
T 3 7/8 11/30/29	100,000.00	97,583.98	
T 3 7/8 12/31/27	1,100,000.00	1,086,958.98	
T 3 7/8 12/31/29	700,000.00	682,787.11	
T 4 01/15/27	300,000.00	298,494.14	
T 4 01/31/29	500,000.00	492,822.26	
T 4 01/31/31	400,000.00	389,757.81	
T 4 02/15/26	100,000.00	99,736.72	
T 4 02/15/34	700,000.00	668,773.43	
T 4 02/28/30	100,000.00	98,000.00	
T 4 02/29/28	200,000.00	198,101.56	
T 4 07/31/29	700,000.00	688,324.21	

T 4 07/31/30	300,000.00	293,326.17	
T 4 1/2 02/15/36	100,000.00	99,769.53	
T 4 1/2 02/15/44	400,000.00	379,781.24	
T 4 1/2 03/31/26	200,000.00	200,535.15	
T 4 1/2 04/15/27	100,000.00	100,435.54	
T 4 1/2 05/15/27	300,000.00	301,318.35	
T 4 1/2 05/31/29	500,000.00	501,787.11	
T 4 1/2 07/15/26	200,000.00	200,687.50	
T 4 1/2 11/15/33	900,000.00	894,041.01	
T 4 1/2 11/15/54	200,000.00	189,125.00	
T 4 1/4 01/31/26	600,000.00	599,941.56	
T 4 1/4 02/15/54	400,000.00	361,992.18	
T 4 1/4 02/28/29	500,000.00	497,236.33	
T 4 1/4 02/28/31	200,000.00	197,417.96	
T 4 1/4 03/15/27	500,000.00	499,697.26	
T 4 1/4 06/30/29	400,000.00	397,382.81	
T 4 1/4 08/15/54	500,000.00	452,968.75	
T 4 1/4 11/15/34	500,000.00	485,507.80	
T 4 1/4 11/15/40	100,000.00	93,593.75	
T 4 1/4 11/30/26	400,000.00	399,859.36	
T 4 1/4 12/31/25	700,000.00	700,049.24	
T 4 1/8 02/15/27	500,000.00	498,525.39	
T 4 1/8 03/31/29	300,000.00	296,818.35	
T 4 1/8 03/31/31	100,000.00	98,009.76	
T 4 1/8 06/15/26	500,000.00	499,140.62	
T 4 1/8 07/31/28	500,000.00	496,259.76	
T 4 1/8 07/31/31	500,000.00	489,248.04	
T 4 1/8 08/15/44	300,000.00	270,140.62	
T 4 1/8 08/15/53	400,000.00	353,914.06	
T 4 1/8 08/31/30	200,000.00	196,585.93	
T 4 1/8 09/30/27	200,000.00	199,144.53	
T 4 1/8 10/31/26	800,000.00	798,062.49	
T 4 1/8 10/31/27	300,000.00	298,646.48	
T 4 1/8 10/31/29	800,000.00	789,812.48	
T 4 1/8 10/31/31	300,000.00	293,156.25	
T 4 1/8 11/15/27	800,000.00	796,031.24	
T 4 1/8 11/15/32	1,000,000.00	972,968.75	
T 4 1/8 11/30/29	600,000.00	592,406.24	
T 4 1/8 11/30/31	300,000.00	293,015.62	

T 4 10/31/29	300,000.00	294,503.90	
T 4 11/15/42	500,000.00	447,607.41	
T 4 11/15/52	500,000.00	432,656.25	
T 4 12/15/27	500,000.00	495,839.83	
T 4 3/4 02/15/41	100,000.00	99,066.40	
T 4 3/4 11/15/43	500,000.00	491,289.05	
T 4 3/4 11/15/53	500,000.00	491,123.04	
T 4 3/8 02/15/38	100,000.00	96,957.03	
T 4 3/8 05/15/34	700,000.00	687,531.25	
T 4 3/8 05/15/40	100,000.00	95,263.67	
T 4 3/8 07/15/27	300,000.00	300,580.07	
T 4 3/8 07/31/26	700,000.00	701,203.11	
T 4 3/8 08/15/43	200,000.00	187,312.50	
T 4 3/8 08/31/28	100,000.00	100,007.81	
T 4 3/8 11/15/39	300,000.00	286,839.84	
T 4 3/8 11/30/28	500,000.00	499,794.92	
T 4 3/8 11/30/30	300,000.00	298,382.81	
T 4 3/8 12/15/26	600,000.00	601,101.56	
T 4 5/8 02/28/26	500,000.00	501,914.06	
T 4 5/8 03/15/26	100,000.00	100,394.53	
T 4 5/8 04/30/29	200,000.00	201,691.40	
T 4 5/8 04/30/31	200,000.00	201,328.12	
T 4 5/8 05/15/44	200,000.00	192,875.00	
T 4 5/8 05/15/54	400,000.00	385,625.00	
T 4 5/8 05/31/31	500,000.00	503,173.83	
T 4 5/8 06/30/26	700,000.00	703,500.00	
T 4 5/8 09/15/26	800,000.00	804,500.00	
T 4 5/8 09/30/30	200,000.00	201,519.53	
T 4 5/8 10/15/26	200,000.00	201,148.43	
T 4 5/8 11/15/26	500,000.00	503,037.11	
T 4 5/8 11/15/44	100,000.00	96,375.00	
T 4 7/8 04/30/26	100,000.00	100,732.42	
T 4 7/8 05/31/26	600,000.00	604,734.37	
T 4 7/8 10/31/28	1,000,000.00	1,016,855.47	
T 4 7/8 10/31/30	200,000.00	204,015.62	
T 5 05/15/37	50,000.00	51,687.50	
T 5 3/8 02/15/31	100,000.00	104,699.21	
米ドル小計	83,750,000.00	76,239,702.86 (11,862,897,765)	

		銘柄数	245		
		比率	46.7%	47.3%	
	加ドル			加ドル	
		CAN 0 1/2 12/01/30	300,000.00	259,172.31	
		CAN 0 1/4 03/01/26	100,000.00	97,150.27	
		CAN 1 06/01/27	100,000.00	95,892.72	
		CAN 1 1/2 06/01/26	100,000.00	98,233.54	
		CAN 1 1/2 06/01/31	200,000.00	181,608.22	
		CAN 1 1/2 12/01/31	200,000.00	179,859.00	
		CAN 1 1/4 06/01/30	100,000.00	91,243.36	
		CAN 1 3/4 12/01/53	200,000.00	139,444.24	
		CAN 2 06/01/28	100,000.00	97,218.15	
		CAN 2 06/01/32	100,000.00	92,378.71	
		CAN 2 1/2 12/01/32	200,000.00	190,409.44	
		CAN 2 1/4 06/01/29	100,000.00	97,426.61	
		CAN 2 12/01/51	200,000.00	150,447.71	
		CAN 2 3/4 03/01/30	100,000.00	98,773.62	
		CAN 2 3/4 09/01/27	100,000.00	99,639.63	
		CAN 2 3/4 12/01/48	100,000.00	89,311.93	
		CAN 2 3/4 12/01/55	200,000.00	174,732.61	
		CAN 3 02/01/27	100,000.00	100,189.32	
		CAN 3 04/01/26	100,000.00	100,084.53	
		CAN 3 06/01/34	100,000.00	97,917.71	
		CAN 3 1/2 03/01/34	100,000.00	102,013.33	
		CAN 3 1/2 09/01/29	200,000.00	204,441.58	
		CAN 3 1/2 12/01/45	100,000.00	101,513.38	
		CAN 3 1/4 09/01/28	200,000.00	202,209.68	
		CAN 3 1/4 11/01/26	100,000.00	100,578.06	
		CAN 3 1/4 12/01/33	100,000.00	100,111.68	
		CAN 3 1/4 12/01/34	100,000.00	99,785.35	
		CAN 4 03/01/29	200,000.00	208,064.04	
		CAN 4 05/01/26	200,000.00	202,605.68	
		CAN 4 06/01/41	100,000.00	107,826.68	
		CAN 4 08/01/26	200,000.00	203,172.26	
		CAN 4 1/2 02/01/26	100,000.00	101,535.08	
		CAN 5 3/4 06/01/33	200,000.00	236,397.20	
	加ドル小計		4,700,000.00	4,501,387.63 (487,185,183)	
		銘柄数	33		

	比 率	1.9%	1.9%	
メキシコペソ			メキシコペソ	
	MBONO 10 11/20/36	500,000.00	503,411.94	
	MBONO 5 1/2 03/04/27	2,700,000.00	2,498,731.68	
	MBONO 5 3/4 03/05/26	2,200,000.00	2,116,010.38	
	MBONO 7 09/03/26	2,400,000.00	2,316,576.00	
	MBONO 7 1/2 05/26/33	1,900,000.00	1,648,706.00	
	MBONO 7 1/2 06/03/27	1,700,000.00	1,630,581.96	
	MBONO 7 3/4 05/29/31	2,400,000.00	2,185,046.18	
	MBONO 7 3/4 11/13/42	2,400,000.00	1,894,717.82	
	MBONO 7 3/4 11/23/34	2,100,000.00	1,814,093.56	
	MBONO 8 05/24/35	100,000.00	86,502.00	
	MBONO 8 07/31/53	2,200,000.00	1,724,195.35	
	MBONO 8 1/2 03/01/29	2,600,000.00	2,497,482.00	
	MBONO 8 1/2 03/02/28	300,000.00	290,694.11	
	MBONO 8 1/2 05/31/29	1,500,000.00	1,441,931.22	
	MBONO 8 1/2 11/18/38	1,300,000.00	1,142,097.21	
	MBONO 8 11/07/47	1,700,000.00	1,349,551.17	
メキシコペソ小計		28,000,000.00	25,140,328.58 (191,624,612)	
	銘柄数	16		
	比 率	0.8%	0.8%	
ユーロ			ユーロ	
	BGB 0 10/22/27	100,000.00	93,621.08	
	BGB 0 10/22/31	100,000.00	82,812.51	
	BGB 0.1 06/22/30	100,000.00	87,035.47	
	BGB 0.35 06/22/32	200,000.00	166,103.50	
	BGB 0.4 06/22/40	100,000.00	64,046.05	
	BGB 0.8 06/22/27	100,000.00	96,282.76	
	BGB 0.8 06/22/28	100,000.00	94,481.80	
	BGB 0.9 06/22/29	100,000.00	92,944.00	
	BGB 1 06/22/26	200,000.00	196,306.75	
	BGB 1 06/22/31	100,000.00	89,511.60	
	BGB 1 1/4 04/22/33	100,000.00	87,869.93	
	BGB 1.4 06/22/53	100,000.00	60,667.40	
	BGB 1.6 06/22/47	100,000.00	69,897.50	
	BGB 1.7 06/22/50	100,000.00	68,274.12	
	BGB 1.9 06/22/38	100,000.00	84,650.40	
	BGB 2.15 06/22/66	100,000.00	69,465.19	

BGB 2.7 10/22/29	100,000.00	100,168.32	
BGB 2.85 10/22/34	100,000.00	97,818.75	
BGB 3 06/22/33	100,000.00	99,938.25	
BGB 3 06/22/34	100,000.00	99,492.94	
BGB 3 3/4 06/22/45	100,000.00	102,911.90	
BGB 3.3 06/22/54	100,000.00	92,970.50	
BGB 4 1/4 03/28/41	100,000.00	109,682.00	
BGB 5 03/28/35	100,000.00	116,133.30	
BGB 5 1/2 03/28/28	100,000.00	108,983.50	
BKO 2 1/2 03/19/26	100,000.00	100,192.45	
BKO 2 12/10/26	300,000.00	298,419.60	
BKO 2.9 06/18/26	100,000.00	100,787.75	
BTPS 0 04/01/26	200,000.00	194,467.29	
BTPS 0 08/01/26	200,000.00	192,840.00	
BTPS 0 1/2 02/01/26	100,000.00	98,074.40	
BTPS 0 1/2 07/15/28	100,000.00	92,641.80	
BTPS 0 1/4 03/15/28	100,000.00	92,673.57	
BTPS 0.45 02/15/29	100,000.00	90,942.75	
BTPS 0.6 08/01/31	100,000.00	84,847.87	
BTPS 0.85 01/15/27	300,000.00	290,532.12	
BTPS 0.9 04/01/31	100,000.00	87,344.12	
BTPS 0.95 03/01/37	200,000.00	146,184.00	
BTPS 0.95 06/01/32	100,000.00	84,856.50	
BTPS 0.95 08/01/30	200,000.00	178,581.00	
BTPS 0.95 12/01/31	200,000.00	172,096.20	
BTPS 1 1/2 04/30/45	100,000.00	65,776.85	
BTPS 1.1 04/01/27	100,000.00	96,924.96	
BTPS 1.45 03/01/36	100,000.00	79,890.80	
BTPS 1.6 06/01/26	200,000.00	197,834.59	
BTPS 1.65 03/01/32	100,000.00	89,930.75	
BTPS 1.65 12/01/30	200,000.00	184,294.00	
BTPS 1.7 09/01/51	100,000.00	62,447.05	
BTPS 1.8 03/01/41	100,000.00	74,427.65	
BTPS 2 02/01/28	100,000.00	98,066.22	
BTPS 2 1/2 12/01/32	200,000.00	188,405.00	
BTPS 2 1/4 09/01/36	100,000.00	86,429.25	
BTPS 2.15 09/01/52	100,000.00	68,151.10	
BTPS 2.45 09/01/33	100,000.00	92,868.50	
BTPS 2.45 09/01/50	100,000.00	74,147.15	

BTPS 2.65 12/01/27	300,000.00	299,783.92	
BTPS 2.7 03/01/47	100,000.00	80,414.65	
BTPS 2.7 10/15/27	100,000.00	99,969.64	
BTPS 2.8 03/01/67	100,000.00	74,556.66	
BTPS 2.8 06/15/29	100,000.00	99,577.50	
BTPS 2.8 12/01/28	100,000.00	100,084.95	
BTPS 2.95 02/15/27	100,000.00	100,676.45	
BTPS 2.95 09/01/38	100,000.00	90,733.10	
BTPS 3 08/01/29	200,000.00	200,826.00	
BTPS 3 1/2 01/15/26	100,000.00	100,957.12	
BTPS 3 1/2 02/15/31	100,000.00	101,626.00	
BTPS 3 1/2 03/01/30	100,000.00	102,550.87	
BTPS 3 1/4 03/01/38	100,000.00	93,989.25	
BTPS 3 1/4 09/01/46	100,000.00	88,337.50	
BTPS 3 10/01/29	100,000.00	99,990.95	
BTPS 3.1 03/01/40	100,000.00	90,641.12	
BTPS 3.1 08/28/26	200,000.00	201,701.84	
BTPS 3.15 11/15/31	100,000.00	99,086.75	
BTPS 3.2 01/28/26	100,000.00	100,677.20	
BTPS 3.35 03/01/35	100,000.00	98,050.00	
BTPS 3.35 07/01/29	200,000.00	203,222.50	
BTPS 3.4 04/01/28	100,000.00	101,962.05	
BTPS 3.45 03/01/48	100,000.00	90,460.35	
BTPS 3.45 07/15/27	200,000.00	203,755.00	
BTPS 3.45 07/15/31	200,000.00	202,308.90	
BTPS 3.7 06/15/30	100,000.00	102,974.10	
BTPS 3.8 04/15/26	100,000.00	101,517.76	
BTPS 3.8 08/01/28	300,000.00	309,897.00	
BTPS 3.85 02/01/35	100,000.00	101,872.00	
BTPS 3.85 07/01/34	100,000.00	102,283.68	
BTPS 3.85 09/01/49	100,000.00	95,845.50	
BTPS 3.85 09/15/26	200,000.00	204,074.54	
BTPS 3.85 12/15/29	200,000.00	207,683.68	
BTPS 4 02/01/37	100,000.00	102,993.75	
BTPS 4 04/30/35	100,000.00	103,749.75	
BTPS 4 1/2 10/01/53	100,000.00	104,708.55	
BTPS 4 10/30/31	100,000.00	104,925.10	
BTPS 4 11/15/30	200,000.00	208,870.00	
BTPS 4 3/4 09/01/28	100,000.00	106,716.50	

BTPS 4 3/4 09/01/44	100,000.00	109,276.15	
BTPS 4.05 10/30/37	100,000.00	102,758.55	
BTPS 4.1 02/01/29	100,000.00	104,529.65	
BTPS 4.15 10/01/39	200,000.00	204,519.20	
BTPS 4.2 03/01/34	100,000.00	105,261.50	
BTPS 4.3 10/01/54	100,000.00	100,643.50	
BTPS 4.35 11/01/33	300,000.00	319,668.60	
BTPS 4.4 05/01/33	100,000.00	107,111.00	
BTPS 4.45 09/01/43	100,000.00	104,793.25	
BTPS 5 08/01/34	200,000.00	223,489.00	
BTPS 5 08/01/39	100,000.00	111,940.80	
BTPS 5 09/01/40	100,000.00	111,791.02	
BTPS 5 3/4 02/01/33	100,000.00	116,368.61	
BTPS 6 05/01/31	100,000.00	116,264.55	
BTPS 6 1/2 11/01/27	100,000.00	110,159.05	
BTPS 7 1/4 11/01/26	100,000.00	108,161.25	
DBR 0 02/15/30	100,000.00	89,072.50	
DBR 0 02/15/31	200,000.00	173,889.70	
DBR 0 02/15/32	200,000.00	169,168.90	
DBR 0 05/15/35	100,000.00	76,822.00	
DBR 0 05/15/36	200,000.00	148,837.20	
DBR 0 08/15/26	100,000.00	96,626.50	
DBR 0 08/15/29	200,000.00	180,433.45	
DBR 0 08/15/30	400,000.00	352,242.40	
DBR 0 08/15/31	300,000.00	257,554.27	
DBR 0 08/15/50	300,000.00	150,280.50	
DBR 0 08/15/52	200,000.00	95,113.50	
DBR 0 1/2 02/15/26	100,000.00	98,184.09	
DBR 0 1/4 02/15/27	100,000.00	96,069.75	
DBR 0 1/4 02/15/29	100,000.00	92,290.27	
DBR 0 1/4 08/15/28	300,000.00	279,921.75	
DBR 0 11/15/27	200,000.00	187,943.00	
DBR 0 11/15/28	300,000.00	275,689.20	
DBR 1 05/15/38	200,000.00	161,759.20	
DBR 1 1/4 08/15/48	200,000.00	147,863.30	
DBR 1.7 08/15/32	200,000.00	190,127.50	
DBR 1.8 08/15/53	200,000.00	161,765.50	
DBR 2 1/2 07/04/44	200,000.00	191,311.30	
DBR 2 1/2 08/15/46	200,000.00	190,794.55	

DBR 2 1/2 08/15/54	100,000.00	94,274.60	
DBR 2.1 11/15/29	200,000.00	197,626.75	
DBR 2.2 02/15/34	200,000.00	194,857.60	
DBR 2.3 02/15/33	100,000.00	98,794.12	
DBR 2.3 02/15/33	300,000.00	296,429.25	
DBR 2.4 11/15/30	200,000.00	200,102.94	
DBR 2.6 05/15/41	100,000.00	97,391.60	
DBR 2.6 08/15/33	100,000.00	100,798.32	
DBR 2.6 08/15/34	300,000.00	301,313.43	
DBR 3 1/4 07/04/42	100,000.00	106,232.10	
DBR 4 01/04/37	200,000.00	226,777.60	
DBR 4 3/4 07/04/34	100,000.00	118,536.40	
DBR 4 3/4 07/04/40	200,000.00	249,173.80	
DBR 4.25 07/04/39	100,000.00	117,584.60	
DBR 5.5 01/04/31	100,000.00	117,049.00	
DBR 6.5 07/04/27	100,000.00	109,929.02	
FRTR 0 02/25/26	300,000.00	292,586.70	
FRTR 0 02/25/27	500,000.00	475,251.50	
FRTR 0 05/25/32	100,000.00	80,102.00	
FRTR 0 1/2 05/25/26	100,000.00	97,584.84	
FRTR 0 1/2 05/25/29	200,000.00	181,685.67	
FRTR 0 1/2 05/25/40	200,000.00	128,064.15	
FRTR 0 1/2 05/25/72	100,000.00	33,205.87	
FRTR 0 1/2 06/25/44	100,000.00	57,019.65	
FRTR 0 1/4 11/25/26	300,000.00	288,405.53	
FRTR 0 11/25/29	300,000.00	262,444.50	
FRTR 0 11/25/30	500,000.00	423,151.71	
FRTR 0 11/25/31	600,000.00	489,943.20	
FRTR 0 3/4 02/25/28	700,000.00	661,919.19	
FRTR 0 3/4 05/25/28	100,000.00	94,053.03	
FRTR 0 3/4 05/25/52	200,000.00	99,133.85	
FRTR 0 3/4 05/25/53	200,000.00	96,607.00	
FRTR 0 3/4 11/25/28	300,000.00	278,865.75	
FRTR 1 05/25/27	300,000.00	290,011.19	
FRTR 1 1/2 05/25/31	200,000.00	183,413.71	
FRTR 1 1/2 05/25/50	200,000.00	127,441.40	
FRTR 1 1/4 05/25/34	300,000.00	252,141.75	
FRTR 1 1/4 05/25/36	300,000.00	240,242.70	
FRTR 1 1/4 05/25/38	300,000.00	228,395.62	

FRTR 1 3/4 05/25/66	100,000.00	59,295.00	
FRTR 1 3/4 06/25/39	200,000.00	160,623.85	
FRTR 2 05/25/48	200,000.00	147,043.00	
FRTR 2 1/2 05/25/30	200,000.00	196,505.58	
FRTR 2 1/2 05/25/43	100,000.00	84,584.00	
FRTR 2 1/2 09/24/26	500,000.00	500,606.55	
FRTR 2 1/2 09/24/27	400,000.00	399,484.60	
FRTR 2 11/25/32	500,000.00	461,380.05	
FRTR 2 3/4 02/25/29	600,000.00	599,848.10	
FRTR 2 3/4 02/25/30	200,000.00	198,905.60	
FRTR 3 05/25/33	200,000.00	197,356.80	
FRTR 3 05/25/54	200,000.00	171,289.80	
FRTR 3 06/25/49	100,000.00	88,603.37	
FRTR 3 1/2 04/25/26	200,000.00	202,669.18	
FRTR 3 1/2 11/25/33	400,000.00	408,284.60	
FRTR 3 1/4 05/25/45	200,000.00	187,950.28	
FRTR 3 1/4 05/25/55	200,000.00	179,013.04	
FRTR 3 11/25/34	300,000.00	292,347.75	
FRTR 4 04/25/55	100,000.00	103,043.35	
FRTR 4 04/25/60	100,000.00	103,200.91	
FRTR 4 10/25/38	100,000.00	105,304.95	
FRTR 4 3/4 04/25/35	200,000.00	224,670.50	
FRTR 5 1/2 04/25/29	200,000.00	221,598.30	
FRTR 5 3/4 10/25/32	200,000.00	236,214.88	
FRTR4.5 04/25/41	200,000.00	221,666.40	
IRISH 0.2 10/18/30	100,000.00	87,411.23	
IRISH 1 05/15/26	100,000.00	98,322.26	
IRISH 1 1/2 05/15/50	100,000.00	72,534.21	
IRISH 1.1 05/15/29	100,000.00	94,369.11	
IRISH 1.3 05/15/33	100,000.00	89,423.35	
IRISH 1.35 03/18/31	100,000.00	92,898.57	
IRISH 1.7 05/15/37	100,000.00	86,671.62	
IRISH 2 02/18/45	100,000.00	84,257.17	
NETHER 0 01/15/27	100,000.00	95,597.65	
NETHER 0 01/15/29	200,000.00	181,615.80	
NETHER 0 01/15/38	100,000.00	68,716.95	
NETHER 0 01/15/52	100,000.00	46,883.00	
NETHER 0 07/15/30	100,000.00	87,247.00	
NETHER 0 07/15/31	100,000.00	84,808.57	

NETHER 0 1/2 01/15/40	100,000.00	70,791.40	
NETHER 0 1/2 07/15/26	100,000.00	97,428.25	
NETHER 0 1/2 07/15/32	100,000.00	85,658.30	
NETHER 0 3/4 07/15/27	100,000.00	96,248.50	
NETHER 0 3/4 07/15/28	100,000.00	94,521.19	
NETHER 2 01/15/54	100,000.00	82,209.62	
NETHER 2 1/2 01/15/30	100,000.00	99,920.50	
NETHER 2 1/2 01/15/33	100,000.00	98,737.00	
NETHER 2 1/2 07/15/33	100,000.00	98,395.31	
NETHER 2 1/2 07/15/34	100,000.00	97,784.23	
NETHER 2 3/4 01/15/47	100,000.00	97,084.30	
NETHER 3 1/4 01/15/44	100,000.00	104,202.35	
NETHER 3 3/4 01/15/42	100,000.00	110,480.80	
NETHER 4 01/15/37	100,000.00	111,153.51	
NETHER 5 1/2 01/15/28	100,000.00	108,795.83	
OBL 0 04/10/26	200,000.00	194,752.00	
OBL 0 04/16/27	200,000.00	190,410.70	
OBL 0 10/09/26	300,000.00	288,924.00	
OBL 1.3 10/15/27	400,000.00	390,257.04	
OBL 2.1 04/12/29	100,000.00	99,062.72	
OBL 2.1 04/12/29	200,000.00	198,169.90	
OBL 2.2 04/13/28	100,000.00	99,747.82	
OBL 2.4 10/19/28	300,000.00	300,965.01	
PGB 0.3 10/17/31	100,000.00	85,716.25	
PGB 1.65 07/16/32	100,000.00	92,692.75	
PGB 1.95 06/15/29	200,000.00	195,979.75	
PGB 2 1/4 04/18/34	200,000.00	189,747.05	
PGB 3 7/8 02/15/30	100,000.00	106,520.15	
PGB 4.1 04/15/37	200,000.00	218,809.50	
RAGB 0 02/20/30	100,000.00	87,656.60	
RAGB 0 02/20/31	100,000.00	85,001.25	
RAGB 0 1/2 02/20/29	100,000.00	92,180.00	
RAGB 0 1/2 04/20/27	200,000.00	191,786.00	
RAGB 0 1/4 10/20/36	100,000.00	72,390.03	
RAGB 0 10/20/28	100,000.00	91,174.75	
RAGB 0 10/20/40	100,000.00	61,154.32	
RAGB 0 3/4 03/20/51	100,000.00	57,186.73	
RAGB 0 3/4 10/20/26	100,000.00	97,257.92	
RAGB 0.9 02/20/32	100,000.00	87,964.37	

RAGB 1 1/2 02/20/47	100,000.00	73,236.00	
RAGB 1.85 05/23/49	100,000.00	77,499.25	
RAGB 2 07/15/26	100,000.00	99,545.71	
RAGB 2.4 05/23/34	100,000.00	95,772.15	
RAGB 2.9 02/20/33	100,000.00	100,277.60	
RAGB 3.15 06/20/44	100,000.00	98,823.50	
RAGB 3.8 01/26/62	100,000.00	111,541.45	
RAGB 4.15 03/37	100,000.00	110,658.19	
RFGB 0 09/15/30	100,000.00	86,153.44	
RFGB 0 1/2 09/15/28	100,000.00	93,061.29	
RFGB 0 3/4 04/15/31	100,000.00	88,801.60	
RFGB 1 1/2 09/15/32	100,000.00	90,852.35	
RFGB 1 1/8 04/15/34	100,000.00	85,482.20	
RFGB 2 5/8 07/04/42	100,000.00	92,519.73	
RFGB 2 7/8 04/15/29	100,000.00	101,113.02	
RFGB 3 09/15/33	100,000.00	100,698.75	
SPGB 0 01/31/26	200,000.00	195,254.66	
SPGB 0 01/31/27	300,000.00	285,815.10	
SPGB 0 01/31/28	500,000.00	463,313.75	
SPGB 0 1/2 10/31/31	200,000.00	171,080.30	
SPGB 0.1 04/30/31	100,000.00	84,463.92	
SPGB 0.6 10/31/29	100,000.00	90,654.45	
SPGB 0.8 07/30/27	200,000.00	191,708.00	
SPGB 0.8 07/30/29	300,000.00	276,068.10	
SPGB 0.85 07/30/37	100,000.00	74,233.11	
SPGB 1 07/30/42	100,000.00	66,692.44	
SPGB 1 1/4 10/31/30	300,000.00	275,409.04	
SPGB 1 10/31/50	100,000.00	55,690.50	
SPGB 1.2 10/31/40	200,000.00	143,494.23	
SPGB 1.3 10/31/26	200,000.00	196,374.20	
SPGB 1.4 07/30/28	100,000.00	96,035.12	
SPGB 1.45 04/30/29	100,000.00	95,193.05	
SPGB 1.45 10/31/27	100,000.00	97,152.52	
SPGB 1.85 07/30/35	200,000.00	175,560.84	
SPGB 1.9 10/31/52	100,000.00	68,178.57	
SPGB 1.95 04/30/26	100,000.00	99,509.65	
SPGB 1.95 07/30/30	200,000.00	191,734.20	
SPGB 2 1/2 05/31/27	100,000.00	99,966.25	
SPGB 2.35 07/30/33	200,000.00	189,519.50	

	SPGB 2.55 10/31/32	400,000.00	387,962.60	
	SPGB 2.7 10/31/48	100,000.00	84,323.50	
	SPGB 2.8 05/31/26	300,000.00	301,539.03	
	SPGB 2.9 10/31/46	100,000.00	88,571.10	
	SPGB 3 1/2 05/31/29	200,000.00	206,532.12	
	SPGB 3 1/4 04/30/34	200,000.00	201,593.20	
	SPGB 3.1 07/30/31	100,000.00	101,241.47	
	SPGB 3.45 07/30/43	100,000.00	96,951.05	
	SPGB 3.45 07/30/66	100,000.00	91,496.00	
	SPGB 3.45 10/31/34	100,000.00	102,156.48	
	SPGB 3.55 10/31/33	300,000.00	310,139.91	
	SPGB 3.9 07/30/39	100,000.00	104,241.32	
	SPGB 4 10/31/54	100,000.00	102,744.69	
	SPGB 4.2 01/31/37	100,000.00	108,427.35	
	SPGB 4.7 07/30/41	100,000.00	113,919.05	
	SPGB 4.9 07/30/40	100,000.00	115,945.00	
	SPGB 5 3/4 07/30/32	100,000.00	118,701.80	
	SPGB 5.15 10/31/28	100,000.00	108,897.70	
	SPGB 5.15 10/31/44	100,000.00	120,854.82	
	SPGB 6 01/31/29	100,000.00	112,769.02	
	ユーロ小計	48,800,000.00	45,509,544.21 (7,418,510,801)	
		銘柄数	309	
		比率	29.2%	29.6%
英ポンド				英ポンド
	UKT 0 1/2 01/31/29	200,000.00	172,992.18	
	UKT 0 1/2 10/22/61	200,000.00	55,453.28	
	UKT 0 1/4 07/31/31	200,000.00	154,430.96	
	UKT 0 1/8 01/30/26	100,000.00	96,358.93	
	UKT 0 1/8 01/31/28	100,000.00	88,965.08	
	UKT 0 3/8 10/22/26	100,000.00	93,844.68	
	UKT 0 3/8 10/22/30	200,000.00	161,021.30	
	UKT 0 5/8 07/31/35	100,000.00	66,839.30	
	UKT 0 5/8 10/22/50	100,000.00	37,153.54	
	UKT 0 7/8 01/31/46	100,000.00	46,176.92	
	UKT 0 7/8 07/31/33	100,000.00	74,435.13	
	UKT 0 7/8 10/22/29	100,000.00	85,945.83	
	UKT 1 01/31/32	300,000.00	238,974.00	
	UKT 1 1/2 07/22/26	200,000.00	192,469.73	

UKT 1 1/2 07/22/47	100,000.00	52,249.36	
UKT 1 1/4 07/22/27	100,000.00	93,211.79	
UKT 1 1/4 07/31/51	200,000.00	88,918.81	
UKT 1 1/4 10/22/41	200,000.00	116,437.58	
UKT 1 1/8 01/31/39	300,000.00	187,473.45	
UKT 1 1/8 10/22/2073	100,000.00	33,609.55	
UKT 1 3/4 01/22/49	100,000.00	53,998.04	
UKT 1 3/4 07/22/57	100,000.00	47,730.00	
UKT 1 3/4 09/07/37	100,000.00	71,560.45	
UKT 1 5/8 10/22/28	100,000.00	91,341.74	
UKT 1 5/8 10/22/54	100,000.00	47,294.90	
UKT 1 5/8 10/22/71	100,000.00	41,380.00	
UKT 2 1/2 07/22/65	100,000.00	56,606.15	
UKT 3 1/2 01/22/45	100,000.00	79,802.18	
UKT 3 1/2 07/22/68	100,000.00	73,018.37	
UKT 3 1/4 01/22/44	100,000.00	77,484.81	
UKT 3 1/4 01/31/33	300,000.00	274,325.37	
UKT 3 3/4 01/29/38	200,000.00	179,324.14	
UKT 3 3/4 03/07/27	300,000.00	296,503.39	
UKT 3 3/4 07/22/52	100,000.00	79,284.44	
UKT 3 3/4 10/22/53	300,000.00	236,137.99	
UKT 4 01/22/60	100,000.00	82,000.00	
UKT 4 1/2 06/07/28	300,000.00	301,649.25	
UKT 4 1/2 12/07/42	100,000.00	93,465.18	
UKT 4 1/4 03/07/36	100,000.00	95,916.48	
UKT 4 1/4 07/31/34	100,000.00	97,122.80	
UKT 4 1/4 12/07/27	30,000.00	30,067.22	
UKT 4 1/4 12/07/40	100,000.00	91,991.25	
UKT 4 1/4 12/07/46	100,000.00	88,109.42	
UKT 4 1/4 12/07/49	100,000.00	87,199.99	
UKT 4 1/4 12/07/55	100,000.00	85,981.25	
UKT 4 1/8 01/29/27	200,000.00	199,286.42	
UKT 4 1/8 07/22/29	200,000.00	198,356.77	
UKT 4 10/22/31	200,000.00	194,911.78	
UKT 4 10/22/63	100,000.00	81,406.13	
UKT 4 3/4 10/22/43	200,000.00	191,489.75	
UKT 4 3/4 12/07/30	100,000.00	102,262.60	
UKT 4 3/4 12/07/38	100,000.00	98,730.07	
UKT 4 3/8 01/31/40	100,000.00	93,911.06	

	UKT 4 3/8 07/31/54	100,000.00	87,783.85	
	UKT 4 5/8 01/31/34	300,000.00	300,328.98	
	UKT 4.25 06/07/32	100,000.00	99,011.62	
	UKT 4.5 09/07/34	100,000.00	99,180.16	
	UKT 6 12/07/28	10,000.00	10,647.00	
英ポンド小計		8,240,000.00	6,653,562.40 (1,290,258,820)	
	銘柄数	58		
	比率	5.1%	5.1%	
スウェーデン クローネ			スウェーデン クローネ	
	SGB 0 1/8 05/12/31	300,000.00	263,430.00	
	SGB 0 3/4 05/12/28 #1060	500,000.00	479,152.50	
	SGB 0 3/4 11/12/29 #1061	500,000.00	468,450.00	
	SGB 1 11/12/26 #1059	500,000.00	491,185.00	
	SGB 1 3/4 11/11/33 #1065	300,000.00	286,092.00	
	SGB 2 1/4 05/11/35 #1066	100,000.00	98,612.12	
	SGB 2 1/4 06/01/32 #1056	300,000.00	299,486.15	
	SGB 3 1/2 03/30/39	300,000.00	333,094.50	
スウェーデンクローネ小計		2,800,000.00	2,719,502.27 (38,671,322)	
	銘柄数	8		
	比率	0.2%	0.2%	
ノルウェー クローネ			ノルウェー クローネ	
	NGB 1 1/2 02/19/26	400,000.00	389,491.20	
	NGB 1 1/4 09/17/31	300,000.00	253,866.37	
	NGB 1 3/4 02/17/27	300,000.00	287,707.12	
	NGB 1 3/4 09/06/29	300,000.00	273,390.00	
	NGB 1 3/8 08/19/30	300,000.00	262,812.90	
	NGB 2 04/26/28	300,000.00	283,189.50	
	NGB 2 1/8 05/18/32	300,000.00	266,325.00	
	NGB 3 08/15/33	300,000.00	280,319.32	
	NGB 3 1/2 10/06/42	100,000.00	95,736.10	
	NGB 3 5/8 04/13/34	200,000.00	195,621.00	
ノルウェークローネ小計		2,800,000.00	2,588,458.51 (35,824,265)	
	銘柄数	10		
	比率	0.1%	0.1%	
デンマーク クローネ			デンマーク クローネ	

	DGB 0 1/2 11/15/27	400,000.00	383,679.44	
	DGB 0 1/2 11/15/29	400,000.00	371,209.94	
	DGB 0 1/4 11/15/52	400,000.00	223,278.90	
	DGB 0 11/15/31	400,000.00	346,242.60	
	DGB 2 1/4 11/15/26	200,000.00	200,976.94	
	DGB 2 1/4 11/15/33	400,000.00	400,078.04	
	DGB 4 1/2 11/15/39	700,000.00	873,140.80	
	デンマーククローネ小計	2,900,000.00	2,798,606.66 (61,121,569)	
		銘柄数	7	
		比率	0.2%	0.2%
ポーランド ズロチ	POLGB 0 01/25/27	100,000.00	90,416.82	ポーランドズロチ
	POLGB 0 04/25/26	100,000.00	94,150.00	
	POLGB 0 1/4 10/25/26	300,000.00	275,867.10	
	POLGB 1 1/4 10/25/30	300,000.00	236,505.30	
	POLGB 1 3/4 04/25/32	300,000.00	229,438.95	
	POLGB 2 1/2 07/25/26	200,000.00	192,480.81	
	POLGB 2 1/2 07/25/27	100,000.00	93,701.00	
	POLGB 2 3/4 04/25/28	200,000.00	185,006.52	
	POLGB 2 3/4 10/25/29	600,000.00	531,505.20	
	POLGB 3 3/4 05/25/27	400,000.00	387,457.20	
	POLGB 4 3/4 07/25/29	400,000.00	386,774.49	
	POLGB 5 01/25/30	100,000.00	97,140.88	
	POLGB 5 10/25/34	200,000.00	186,086.00	
	POLGB 6 10/25/33	300,000.00	301,584.00	
	POLGB 7 1/2 07/25/28	300,000.00	319,299.00	
	ポーランドズロチ小計	3,900,000.00	3,607,413.27 (139,532,220)	
		銘柄数	15	
		比率	0.5%	0.6%
豪ドル	ACGB 0 1/2 09/21/26	100,000.00	94,619.00	豪ドル
	ACGB 1 1/2 06/21/31	200,000.00	170,030.00	
	ACGB 1 1/4 05/21/32	100,000.00	81,035.00	
	ACGB 1 11/21/31	100,000.00	80,969.00	
	ACGB 1 12/21/30	200,000.00	167,466.00	
	ACGB 1 3/4 06/21/51	100,000.00	52,649.00	
	ACGB 1 3/4 11/21/32	300,000.00	248,793.00	
	ACGB 2 1/2 05/21/30	100,000.00	92,592.00	

	ACGB 2 1/4 05/21/28	100,000.00	94,887.00	
	ACGB 2 3/4 05/21/41	100,000.00	77,162.00	
	ACGB 2 3/4 06/21/35	200,000.00	171,102.00	
	ACGB 2 3/4 11/21/27	200,000.00	193,946.00	
	ACGB 2 3/4 11/21/28	100,000.00	95,853.00	
	ACGB 2 3/4 11/21/29	100,000.00	94,514.00	
	ACGB 3 03/21/47	100,000.00	74,043.00	
	ACGB 3 1/2 12/21/34	100,000.00	92,280.00	
	ACGB 3 1/4 04/21/29	200,000.00	194,456.00	
	ACGB 3 1/4 06/21/39	100,000.00	85,167.00	
	ACGB 3 11/21/33	100,000.00	89,727.00	
	ACGB 3 3/4 04/21/37	100,000.00	92,304.00	
	ACGB 3 3/4 05/21/34	100,000.00	94,766.00	
	ACGB 4 1/2 04/21/33	200,000.00	201,820.00	
	ACGB 4 1/4 04/21/26	200,000.00	200,696.00	
	ACGB 4 1/4 06/21/34	100,000.00	98,538.00	
	ACGB 4 3/4 04/21/27	100,000.00	101,809.00	
	ACGB 4 3/4 06/21/54	100,000.00	96,424.00	
豪ドル小計		3,500,000.00	3,137,647.00 (307,269,770)	
	銘柄数	26		
	比 率	1.2%	1.2%	
ニュージーランドドル			ニュージーランド ドル	
	NZGB 1 1/2 05/15/31	100,000.00	85,093.01	
	NZGB 2 05/15/32	100,000.00	85,300.54	
	NZGB 2 3/4 04/15/37	100,000.00	81,326.10	
	NZGB 3 04/20/29	100,000.00	96,337.74	
	NZGB 3 1/2 04/14/33	100,000.00	93,360.39	
	NZGB 4 1/2 04/15/27	100,000.00	101,664.27	
	NZGB 4 1/2 05/15/30	100,000.00	102,001.75	
	NZGB 4 1/4 05/15/34	100,000.00	97,698.04	
	NZGB 4 1/4 05/15/36	100,000.00	96,010.67	
ニュージーランドドル小計		900,000.00	838,792.51 (74,275,076)	
	銘柄数	9		
	比 率	0.3%	0.3%	
シンガポールドル			シンガポールドル	
	SIGB 2 1/4 08/01/36	100,000.00	93,500.00	
	SIGB 2 1/8 06/01/26	100,000.00	98,889.57	

	SIGB 2 3/4 03/01/46	100,000.00	97,761.50	
	SIGB 2 3/4 04/01/42	100,000.00	97,600.00	
	SIGB 2 3/8 07/01/39	100,000.00	93,479.00	
	SIGB 2 7/8 09/01/30	100,000.00	99,950.00	
	SIGB 3 1/2 03/01/27	100,000.00	101,380.00	
	SIGB 3 3/8 05/01/34	100,000.00	103,567.00	
	SIGB 3 3/8 09/01/33	100,000.00	103,300.00	
シンガポールドル小計		900,000.00	889,427.07 (102,737,720)	
	銘柄数	9		
	比率	0.4%	0.4%	
マレーシア リンギット			マレーシア リンギット	
	MGS 2.632 04/15/31	100,000.00	93,858.40	
	MGS 3.502 05/31/27	300,000.00	300,522.15	
	MGS 3.582 07/15/32	100,000.00	98,737.00	
	MGS 3.733 06/15/28	100,000.00	100,645.01	
	MGS 3.757 05/22/40	100,000.00	97,336.23	
	MGS 3.828 07/05/34	100,000.00	100,119.88	
	MGS 3.844 04/15/33	200,000.00	200,371.46	
	MGS 3.885 08/15/29	200,000.00	202,306.56	
	MGS 3.899 11/16/27	100,000.00	101,159.65	
	MGS 4.054 04/18/39	100,000.00	100,873.61	
	MGS 4.065 06/15/50	200,000.00	197,551.72	
	MGS 4.18 05/16/44	100,000.00	101,690.93	
	MGS 4.232 06/30/31	200,000.00	205,267.78	
	MGS 4.254 05/31/35	100,000.00	103,368.52	
	MGS 4.392 04/15/26	300,000.00	303,998.46	
	MGS 4.457 03/31/53	100,000.00	104,683.17	
	MGS 4.498 04/15/30	200,000.00	207,765.30	
	MGS 4.696 10/15/42	200,000.00	216,566.90	
	MGS 4.736 03/15/46	100,000.00	108,962.87	
	MGS 4.762 04/07/37	200,000.00	215,833.84	
	MGS 4.893 06/08/38	100,000.00	109,611.17	
	MGS 4.921 07/06/48	100,000.00	111,943.85	
	MGS 4.935 09/30/43	100,000.00	111,296.30	
	MGS 5.248 09/28	100,000.00	105,718.15	
マレーシアリンギット小計		3,500,000.00	3,600,188.91 (127,627,416)	
	銘柄数	24		

	比 率	0.5%	0.5%	
イスラエル シュケル			イスラエル シュケル	
	ILGOV 0 1/2 02/27/26	200,000.00	193,326.86	
	ILGOV 1 03/31/30	200,000.00	171,849.11	
	ILGOV 1 1/2 05/31/37	200,000.00	144,533.62	
	ILGOV 1.3 04/30/32	200,000.00	164,246.64	
	ILGOV 2 03/31/27	200,000.00	194,125.63	
	ILGOV 2 1/4 09/28/28	200,000.00	188,163.29	
	ILGOV 2.8 11/29/52	100,000.00	69,175.38	
	ILGOV 3 3/4 02/28/29	200,000.00	203,145.64	
	ILGOV 3 3/4 03/31/47	200,000.00	178,473.98	
	ILGOV 3 3/4 09/30/27	100,000.00	99,946.53	
	ILGOV 4 03/30/35	200,000.00	198,770.94	
	ILGOV 5 1/2 01/31/42	100,000.00	109,513.73	
	ILGOV 6 1/4 10/30/26	100,000.00	104,863.31	
イスラエルシュケル小計	2,200,000.00	2,020,134.66 (87,693,439)		
	銘柄数	13		
	比 率	0.3%	0.3%	
オフショア 人民元			オフショア人民元	
	CGB 1.06 12/15/26	1,800,000.00	1,791,882.27	
	CGB 1.35 09/25/26	2,400,000.00	2,403,972.96	
	CGB 1.42 11/15/27	2,300,000.00	2,305,858.10	
	CGB 1.62 08/15/27	2,600,000.00	2,619,495.06	
	CGB 1.67 06/15/26	3,700,000.00	3,718,602.86	
	CGB 1.74 10/15/29	1,600,000.00	1,620,952.48	
	CGB 1.85 05/15/27	3,100,000.00	3,138,753.72	
	CGB 1.87 09/15/31	1,000,000.00	1,019,371.00	
	CGB 1.91 07/15/29	3,400,000.00	3,470,814.52	
	CGB 1.99 03/15/26	3,200,000.00	3,226,210.88	
	CGB 2 1/2 07/25/27	1,100,000.00	1,129,367.58	
	CGB 2 3/4 02/17/32	300,000.00	323,270.64	
	CGB 2 3/4 06/15/29	500,000.00	527,338.30	
	CGB 2.04 02/25/27	2,300,000.00	2,335,114.33	
	CGB 2.04 11/25/34	900,000.00	930,265.65	
	CGB 2.05 04/15/29	3,000,000.00	3,076,535.70	
	CGB 2.11 08/25/34	2,100,000.00	2,184,831.81	
	CGB 2.12 06/25/31	3,600,000.00	3,721,126.32	
	CGB 2.18 08/15/26	2,200,000.00	2,230,623.12	

CGB 2.27 05/25/34	2,000,000.00	2,107,960.60	
CGB 2.28 03/25/31	2,000,000.00	2,083,643.40	
CGB 2.3 05/15/26	1,200,000.00	1,215,797.40	
CGB 2.35 02/25/34	2,500,000.00	2,638,500.25	
CGB 2.37 01/15/29	2,400,000.00	2,486,801.76	
CGB 2.37 01/20/27	600,000.00	612,559.56	
CGB 2.39 11/15/26	3,500,000.00	3,568,800.55	
CGB 2.4 07/15/28	2,100,000.00	2,168,989.83	
CGB 2.44 10/15/27	4,900,000.00	5,039,407.45	
CGB 2.46 02/15/26	1,900,000.00	1,922,534.00	
CGB 2.48 04/15/27	600,000.00	615,330.36	
CGB 2.49 05/25/44	200,000.00	217,008.30	
CGB 2.52 08/25/33	1,500,000.00	1,600,704.45	
CGB 2.54 12/25/30	4,900,000.00	5,168,245.60	
CGB 2.55 10/15/28	7,400,000.00	7,694,195.88	
CGB 2.6 09/01/32	800,000.00	854,590.40	
CGB 2.6 09/15/30	2,400,000.00	2,534,312.64	
CGB 2.62 04/15/28	1,500,000.00	1,557,194.10	
CGB 2.62 06/25/30	1,100,000.00	1,161,391.55	
CGB 2.62 09/25/29	600,000.00	631,267.50	
CGB 2.64 01/15/28	1,100,000.00	1,141,332.06	
CGB 2.67 05/25/33	700,000.00	753,703.16	
CGB 2.67 11/25/33	4,100,000.00	4,428,931.93	
CGB 2.68 05/21/30	700,000.00	742,701.96	
CGB 2.69 08/12/26	900,000.00	920,366.73	
CGB 2.69 08/15/32	400,000.00	430,381.60	
CGB 2.76 05/15/32	300,000.00	323,830.56	
CGB 2.79 12/15/29	3,800,000.00	4,034,636.32	
CGB 2.8 03/24/29	600,000.00	632,782.14	
CGB 2.8 03/25/30	1,400,000.00	1,490,130.60	
CGB 2.8 11/15/32	4,800,000.00	5,207,333.76	
CGB 2.85 06/04/27	500,000.00	518,516.55	
CGB 2.88 02/25/33	900,000.00	984,478.14	
CGB 2.89 11/18/31	1,900,000.00	2,061,930.16	
CGB 2.91 10/14/28	800,000.00	843,574.80	
CGB 3 1/4 06/06/26	500,000.00	514,547.30	
CGB 3 1/4 11/22/28	500,000.00	537,114.65	
CGB 3 10/15/53	1,600,000.00	1,974,675.04	
CGB 3.01 05/13/28	700,000.00	737,666.72	

	CGB 3.02 05/27/31	500,000.00	544,510.80	
	CGB 3.03 03/11/26	700,000.00	714,986.93	
	CGB 3.12 10/25/52	1,600,000.00	1,996,225.44	
	CGB 3.12 12/05/26	900,000.00	932,501.88	
	CGB 3.13 11/21/29	400,000.00	432,578.20	
	CGB 3.19 04/15/53	700,000.00	886,420.85	
	CGB 3.27 11/19/30	1,000,000.00	1,102,655.70	
	CGB 3.28 12/03/27	400,000.00	423,076.84	
	CGB 3.29 05/23/29	300,000.00	324,897.60	
	CGB 3.32 04/15/52	400,000.00	514,877.44	
	CGB 3.39 03/16/50	600,000.00	770,267.52	
	CGB 3.53 10/18/51	1,500,000.00	1,987,297.95	
	CGB 3.54 08/16/28	100,000.00	108,369.22	
	CGB 3.72 04/12/51	500,000.00	680,758.95	
	CGB 3.81 09/14/50	2,800,000.00	3,867,652.88	
	CGB 3.86 07/22/49	1,700,000.00	2,326,004.77	
	オフショア人民元小計	125,500,000.00	133,545,340.03 (2,862,838,163)	
		銘柄数	74	
		比 率	11.3%	11.4%
	国債証券合計		円 25,088,068,141 (25,088,068,141)	
	合 計		円 25,088,068,141 (25,088,068,141)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額 (単位:円) であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「TMA外国株式インデックスマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	[2024年 1月25日現在]	[2025年 1月27日現在]
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		55,734,413	1,764,770,959
コール・ローン		500,801,455	555,808,206
株式		190,082,847,206	305,614,704,342
投資証券		3,813,498,630	5,522,130,670
派生商品評価勘定		27,773,053	100,011,406
未収入金		1,395,441,206	—
未収配当金		127,038,297	164,546,698
未収利息		—	6,190
差入委託証拠金		1,624,275,010	1,978,118,691
流動資産合計		197,627,409,270	315,700,097,162
資産合計		197,627,409,270	315,700,097,162
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		3,127,155	238,522
未払解約金		934,624,097	127,145,831
未払利息		224	—
流動負債合計		937,751,476	127,384,353
負債合計		937,751,476	127,384,353
純資産の部			
元本等			
元本	※1	35,343,594,383	43,862,149,579
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		161,346,063,411	271,710,563,230
元本等合計		196,689,657,794	315,572,712,809
純資産合計		196,689,657,794	315,572,712,809
負債純資産合計		197,627,409,270	315,700,097,162

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[2024年 1月25日現在]	[2025年 1月27日現在]
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	26,873,327,459円	35,343,594,383円
同期中における追加設定元本額	12,293,130,413円	12,068,937,238円
同期中における一部解約元本額	3,822,863,489円	3,550,382,042円
同期末における元本額	35,343,594,383円	43,862,149,579円
元本の内訳*		
東京海上セレクション・外国株式インデックス	11,397,249,258円	13,691,745,591円
東京海上・年金運用型戦略ファンド(年1回決算型)	144,735,796円	292,983,966円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035	198,135,559円	232,809,076円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045	114,095,210円	142,669,027円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055	74,722,237円	92,272,489円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065	126,076,990円	143,884,507円
TMA外国株式インデックスVA<適格機関投資家限定>	5,995,329円	1,203,344円
東京海上・世界インデックス・バランス40<適格機関投資家限定>	206,096,641円	196,100,949円
東京海上・世界インデックス・バランス60<適格機関投資家限定>	1,733,876,818円	1,739,857,685円
先進国株式インデックス(適格機関投資家専用)	2,143,061,739円	2,774,967,866円
東京海上セレクション・外国株式インデックス2<適格機関投資家限定>	19,199,548,806円	24,553,655,079円
計	35,343,594,383円	43,862,149,579円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	35,343,594,383口	43,862,149,579口

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項	同左

	<p>に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、先物取引及び為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。</p>	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。</p> <p>法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。</p> <p>これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p>	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2024年 1月25日現在]	[2025年 1月27日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>

	は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2023年1月26日 至 2024年1月25日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	17,557,958,620円
投資証券	389,015,022円
合計	17,946,973,642円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年11月11日から2024年1月25日まで)を指しております。

(自 2024年1月26日 至 2025年1月27日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	7,598,734,363円
投資証券	△258,495,883円
合計	7,340,238,480円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年11月12日から2025年1月27日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(1) 株式関連

(2024年1月25日現在)

(単位：円)

区 分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	2,773,947,330	—	2,797,704,768	23,757,438
	S&P 500 EMIN	2,152,793,544	—	2,172,654,838	19,861,294
	DJ EU STX 50	406,300,936	—	412,895,755	6,594,819
	FTSE 100 IDX	214,852,850	—	212,154,175	△2,698,675
	合 計	2,773,947,330	—	2,797,704,768	23,757,438

(2025年1月27日現在)

(単位：円)

区 分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	4,220,025,716	—	4,319,798,600	99,772,884
	S&P 500 EMIN	3,376,885,660	—	3,435,601,321	58,715,661
	DJ EU STX 50	540,652,006	—	571,421,774	30,769,768
	FTSE 100 IDX	302,488,050	—	312,775,505	10,287,455
	合 計	4,220,025,716	—	4,319,798,600	99,772,884

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(2) 通貨関連
(2024年1月25日現在)

(単位：円)

区 分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建	459,182,850	—	458,294,390	888,460
	米ドル	459,182,850	—	458,294,390	888,460
合 計		459,182,850	—	458,294,390	888,460

(注)1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(2025年1月27日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

[2024年 1月25日現在]		[2025年 1月27日現在]	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	5.5651円 55,651円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	7.1946円 71,946円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘 柄	株式数	評価額		備 考
		単価	金額	
米ドル	株	米ドル	米ドル	
BAKER HUGHES COMPANY	31,995	45.55	1,457,372.25	
CHENIERE ENERGY INC	6,556	231.86	1,520,074.16	
CHEVRONTEXACO CORP	49,921	155.65	7,770,203.65	
CONOCOPHILLIPS	40,007	101.83	4,073,912.81	

COTERRA ENERGY INC	30,003	29.02	870,687.06
DEVON ENERGY CORPORATION	24,457	35.96	879,473.72
DIAMONDBACK ENERGY INC	6,751	173.26	1,169,678.26
EOG RESOURCES INC	18,211	131.82	2,400,574.02
EXXON MOBIL CORPORATION	127,889	108.66	13,896,418.74
HALLIBURTON CO	27,983	27.80	777,927.40
HESS CORP	9,623	144.40	1,389,561.20
KINDER MORGAN INC	61,713	30.27	1,868,052.51
MARATHON PETROLEUM CORP	10,787	151.61	1,635,417.07
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	22,406	49.29	1,104,391.74
ONEOK INC	18,744	104.53	1,959,310.32
PHILLIPS 66	13,237	121.86	1,613,060.82
SCHLUMBERGER LTD	39,919	42.25	1,686,577.75
TARGA RESOURCES CORP	5,888	209.07	1,231,004.16
VALERO ENERGY CORP	9,913	139.63	1,384,152.19
WILLIAMS COS INC	38,818	59.57	2,312,388.26
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	6,520	329.26	2,146,775.20
ALBEMARLE CORP	5,053	88.76	448,504.28
AMCOR PLC	38,426	9.76	375,037.76
AVERY DENNISON CORP	2,068	191.52	396,063.36
BALL CORP	8,703	55.00	478,665.00
CELANESE CORP—SERIES A	4,043	74.01	299,222.43
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	5,395	88.10	475,299.50
CORTEVA INC	18,802	63.96	1,202,575.92
CRH PUBLIC LIMITED COMPANY	20,315	101.26	2,057,096.90
CROWN HOLDINGS INC	4,165	87.96	366,353.40
DOW INC	19,717	41.37	815,692.29
DUPONT DE NEMOURS INC	11,412	77.36	882,832.32
EASTMAN CHEMICAL COMPANY	3,994	92.13	367,967.22
ECOLAB INC	7,194	242.06	1,741,379.64
FREEPORT—MCMORAN INC	47,415	37.81	1,792,761.15
INTERNATIONAL PAPER CO	10,869	60.09	653,118.21
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	8,532	85.85	732,472.20
LINDE PLC	13,409	439.25	5,889,903.25
LyondellBasell Industries NV	6,638	77.36	513,515.68
MARTIN MARIETTA MATERIALS	1,892	548.56	1,037,875.52
MOSAIC CO/THE	15,944	28.21	449,780.24
NEWMONT CORPORATION	34,842	42.04	1,464,757.68
NUCOR CORP	7,521	122.17	918,840.57

PACKAGING CORP OF AMERICA	2,913	240.27	699,906.51
PPG INDUSTRIES INC	5,579	122.78	684,989.62
RPM INTERNATIONAL INC	4,149	126.45	524,641.05
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	7,135	360.15	2,569,670.25
SMURFIT WESTROCK PLC	17,416	56.02	975,644.32
STEEL DYNAMICS INC	5,209	122.35	637,321.15
VULCAN MATERIALS CO	4,121	277.54	1,143,742.34
3M CO	16,573	149.43	2,476,503.39
ALLEGION PLC	2,685	132.53	355,843.05
AMETEK INC	6,596	187.98	1,239,916.08
AXON ENTERPRISE INC	2,459	610.32	1,500,776.88
BOEING CO	21,330	176.06	3,755,359.80
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	4,635	166.76	772,932.60
CARLISLE COS INC	1,621	402.81	652,955.01
CARRIER GLOBAL CORP	25,304	70.12	1,774,316.48
CATERPILLAR INC	14,111	407.63	5,752,066.93
CUMMINS INC	4,287	367.62	1,575,986.94
DEERE & CO	7,585	478.77	3,631,470.45
DOVER CORP	4,142	198.71	823,056.82
EATON CORP PLC	11,862	368.98	4,376,840.76
EMERSON ELECTRIC CO	16,753	130.60	2,187,941.80
FASTENAL CO	16,666	75.53	1,258,782.98
FERGUSON ENTERPRISES INC	5,980	180.66	1,080,346.80
FORTIVE CORP	9,984	80.52	803,911.68
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	5,041	72.48	365,371.68
GE VERNOVA INC	8,513	420.49	3,579,631.37
GENERAL DYNAMICS CORP	6,139	266.43	1,635,613.77
GENERAL ELECTRIC CO	32,175	196.75	6,330,431.25
GRACO INC	4,830	85.86	414,703.80
HEICO CORP	1,074	235.54	252,969.96
HEICO CORP	2,752	189.00	520,128.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	18,541	221.51	4,107,016.91
HOWMET AEROSPACE INC	13,007	127.03	1,652,279.21
HUBBELL INC	1,843	455.26	839,044.18
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	1,596	202.72	323,541.12
IDEX CORP	2,258	219.97	496,692.26
ILLINOIS TOOL WORKS INC	8,028	259.90	2,086,477.20
INGERSOLL-RAND INC	13,403	93.11	1,247,953.33
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	4,800	40.45	194,160.00

JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	19,701	81.60	1,607,601.60	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	4,831	218.65	1,056,298.15	
LENNOX INTERNATIONAL INC	1,106	662.63	732,868.78	
LOCKHEED MARTIN CORP	5,752	496.96	2,858,513.92	
MASCO CORP	6,733	79.25	533,590.25	
NORDSON CORP	1,873	218.07	408,445.11	
NORTHROP GRUMMAN CORP	3,648	497.02	1,813,128.96	
OTIS WORLDWIDE CORP	10,285	96.67	994,250.95	
OWENS CORNING	3,162	187.92	594,203.04	
PACCAR INC	15,741	109.90	1,729,935.90	
PARKER HANNIFIN CORP	3,758	679.34	2,552,959.72	
PENTAIR PLC	6,577	103.01	677,496.77	
QUANTA SERVICES INC	4,813	358.03	1,723,198.39	
ROCKWELL AUTOMATION INC	3,387	288.43	976,912.41	
RTX CORPORATION	37,842	125.31	4,741,981.02	
SMITH (A. O.) CORP	4,002	70.57	282,421.14	
SNAP-ON INC	1,624	350.48	569,179.52	
STANLEY BLACK & DECKER INC	5,395	88.16	475,623.20	
TEXTRON INC	6,155	77.20	475,166.00	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	6,707	400.86	2,688,568.02	
TRANSDIGM GROUP INC	1,685	1,341.82	2,260,966.70	
UNITED RENTALS INC	2,141	789.56	1,690,447.96	
VERTIV HOLDINGS CO	12,012	146.32	1,757,595.84	
WABTEC CORP/DE	5,878	208.86	1,227,679.08	
WW GRAINGER INC	1,324	1,121.57	1,484,958.68	
XYLEM INC	7,541	121.57	916,759.37	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	11,658	297.10	3,463,591.80	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	4,160	133.44	555,110.40	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	3,520	237.35	835,472.00	
CINTAS CORP	10,963	197.39	2,163,986.57	
COPART INC	26,146	57.70	1,508,624.20	
EQUIFAX INC	4,267	268.82	1,147,054.94	
JACOBS SOLUTIONS INC	3,836	141.02	540,952.72	
LEIDOS HOLDINGS INC	4,677	145.59	680,924.43	
PAYCHEX INC	9,001	146.11	1,315,136.11	
PAYCOM SOFTWARE INC	2,191	207.50	454,632.50	
REPUBLIC SERVICES INC	6,272	211.83	1,328,597.76	
ROLLINS INC	9,154	48.37	442,778.98	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	6,748	79.98	539,705.04	

TRANSUNION	7,529	95.37	718,040.73
VERALTO CORP	7,630	101.75	776,352.50
VERISK ANALYTICS INC	3,853	278.93	1,074,717.29
WASTE CONNECTIONS INC	7,417	177.71	1,318,075.07
WASTE MANAGEMENT INC	11,535	209.43	2,415,775.05
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	3,873	108.16	418,903.68
CSX CORP	55,587	32.69	1,817,139.03
DELTA AIR LINES INC	8,264	67.18	555,175.52
EXPEDITORS INTL WASH INC	3,429	112.99	387,442.71
FEDEX CORP	6,767	273.29	1,849,353.43
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	2,804	169.96	476,567.84
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	8,191	57.24	468,852.84
NORFOLK SOUTHERN CORP	6,782	254.67	1,727,171.94
OLD DOMINION FREIGHT LINE INC	5,935	190.81	1,132,457.35
SOUTHWEST AIRLINES CO	8,560	32.17	275,375.20
UBER TECHNOLOGIES INC	55,829	68.56	3,827,636.24
UNION PACIFIC CORP	17,469	248.78	4,345,937.82
UNITED PARCEL SERVICE CL B	20,768	133.03	2,762,767.04
APTIV PLC	8,208	63.43	520,633.44
FORD MOTOR CO	119,928	10.12	1,213,671.36
GENERAL MOTORS CO	34,588	53.91	1,864,639.08
TESLA INC	83,842	406.58	34,088,480.36
DECKERS OUTDOOR CORP	4,982	217.16	1,081,891.12
DR HORTON INC	9,031	142.92	1,290,710.52
GARMIN LTD	5,088	214.23	1,090,002.24
LENNAR CORP-CL A	7,630	132.36	1,009,906.80
LULULEMON ATHLETICA INC	3,375	400.03	1,350,101.25
NIKE INC -CL B	34,094	73.57	2,508,295.58
NVR INC	95	8,200.56	779,053.20
PULTE HOMES INC	7,424	115.69	858,882.56
AIRBNB INC-CLASS A	13,546	127.09	1,721,561.14
BOOKING HOLDINGS INC	1,013	4,764.89	4,826,833.57
CHIPOTLE MEXICAN GRILL-CL A	42,348	56.70	2,401,131.60
DARDEN RESTAURANTS INC	4,551	187.61	853,813.11
DOMINO'S PIZZA INC	1,184	434.23	514,128.32
DOORDASH INC - A	9,964	183.32	1,826,600.48
EXPEDIA GROUP INC	4,970	171.23	851,013.10
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	5,912	267.27	1,580,100.24
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	8,027	247.73	1,988,528.71

LAS VEGAS SANDS CORP	14,042	43.50	610,827.00	
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	7,729	284.11	2,195,886.19	
MCDONALD'S CORP	21,018	285.46	5,999,798.28	
STARBUCKS CORP	34,067	98.81	3,366,160.27	
YUM! BRANDS INC	8,156	128.26	1,046,088.56	
ALPHABET INC-CL A	168,983	200.21	33,832,086.43	
ALPHABET INC-CL C	147,147	201.90	29,708,979.30	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	2,872	367.58	1,055,689.76	
COMCAST CORP-CL A	109,412	37.62	4,116,079.44	
ELECTRONIC ARTS INC	7,328	116.56	854,151.68	
FOX CORP-CLASS A	11,310	49.07	554,981.70	
FOX CORP-CLASS B	6,142	46.55	285,910.10	
INTERPUBLIC GROUP COS INC	9,676	28.54	276,153.04	
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	8,245	92.84	765,465.80	
LIVE NATION	6,294	140.74	885,817.56	
META PLATFORMS INC-A	63,513	647.49	41,124,032.37	
NETFLIX INC	12,455	977.59	12,175,883.45	
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	15,632	28.08	438,946.56	
OMNICOM GROUP	6,381	86.56	552,339.36	
PINTEREST INC- CLASS A	19,271	32.90	634,015.90	
ROKU INC	5,655	81.29	459,694.95	
SEA LTD-ADR	11,151	117.79	1,313,476.29	
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	4,411	510.43	2,251,506.73	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	6,084	185.49	1,128,521.16	
THE WALT DISNEY CO	52,817	112.16	5,923,954.72	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	13,780	119.96	1,653,048.80	
WARNER BROS DISCOVERY INC	83,310	10.25	853,927.50	
AMAZON.COM INC	274,823	234.85	64,542,181.55	
AUTOZONE INC	509	3,332.53	1,696,257.77	
BEST BUY COMPANY INC	6,685	84.73	566,420.05	
BURLINGTON STORES INC	2,333	291.90	681,002.70	
CARMAX INC	6,347	82.73	525,087.31	
EBAY INC	15,547	64.81	1,007,601.07	
GENUINE PARTS CO	5,016	117.23	588,025.68	
HOME DEPOT INC	29,187	414.50	12,098,011.50	
LKQ CORP	10,563	38.34	404,985.42	
LOWE'S COMPANIES	16,821	262.20	4,410,466.20	
MERCADOLIBRE INC	1,388	1,843.45	2,558,708.60	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	1,726	1,254.00	2,164,404.00	

POOL CORP	1,537	353.74	543,698.38
ROSS STORES INC	10,164	149.28	1,517,281.92
TJX COMPANIES INC	33,311	122.73	4,088,259.03
TRACTOR SUPPLY COMPANY	17,755	57.94	1,028,724.70
ULTA BEAUTY INC	1,513	417.83	632,176.79
COSTCO WHOLESALE CORP	12,906	939.68	12,127,510.08
DOLLAR GENERAL CORP	6,921	71.78	496,789.38
DOLLAR TREE INC	7,235	72.48	524,392.80
KROGER CO	19,655	58.70	1,153,748.50
SYSCO CORP	13,310	74.77	995,188.70
TARGET CORP	13,569	137.89	1,871,029.41
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	30,677	11.87	364,135.99
WALMART INC	128,739	94.76	12,199,307.64
ALTRIA GROUP INC	47,816	52.05	2,488,822.80
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	14,416	50.51	728,152.16
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	8,306	33.92	281,739.52
BUNGE GLOBAL SA	3,949	77.19	304,823.31
COCA-COLA COMPANY	115,428	61.92	7,147,301.76
COCA-COLA EURO PACIFIC PARTNERS PLC	6,949	76.78	533,544.22
CONAGRA BRANDS INC	13,452	25.78	346,792.56
CONSTELLATION BRANDS INC-A	4,479	183.10	820,104.90
GENERAL MILS INC	14,094	60.38	850,995.72
HERSHEY CO/THE	4,204	150.71	633,584.84
HORMEL FOODS CORP	10,014	30.88	309,232.32
JM SMUCKER CO/THE-NEW COM	3,316	103.71	343,902.36
KELLANOVA	9,042	81.87	740,268.54
KEURIG DR PEPPER INC	31,154	31.15	970,447.10
KRAFT HEINZ CO/THE	24,186	29.31	708,891.66
LAMB WESTON HOLDING INC	6,323	60.59	383,110.57
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	7,219	74.89	540,630.91
MOLSON COORS BEVERAGE COMPANY-B	6,203	55.16	342,157.48
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	36,929	57.42	2,120,463.18
MONSTER BEVERAGE CORP	21,196	48.28	1,023,342.88
PEPSICO INC	38,409	149.12	5,727,550.08
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	45,102	127.28	5,740,582.56
THE CAMPBELL'S COMPANY	7,514	38.98	292,895.72
TYSON FOODS INC-CL A	9,849	56.44	555,877.56
CHURCH & DWIGHT CO INC	7,066	106.25	750,762.50

CLOROX COMPANY	3,748	159.27	596,943.96
COLGATE-PALMOLIVE CO	20,878	87.88	1,834,758.64
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	7,580	82.48	625,198.40
KENVUE INC	57,578	20.78	1,196,470.84
KIMBERLY-CLARK CORP	8,957	128.41	1,150,168.37
PROCTER & GAMBLE CO	67,408	164.12	11,063,000.96
ABBOTT LABORATORIES	49,818	125.03	6,228,744.54
ALIGN TECHNOLOGY INC	2,344	233.30	546,855.20
BAXTER INTL INC	16,052	32.45	520,887.40
BECTON DICKINSON & CO	7,878	243.45	1,917,899.10
BOSTON SCIENTIFIC CORP	43,636	101.94	4,448,253.84
CARDINAL HEALTH INC	7,554	128.83	973,181.82
CENCORA INC	5,111	248.48	1,269,981.28
CENTENE CORP	16,189	64.58	1,045,485.62
COOPER COS INC/THE	6,213	97.70	607,010.10
CVS HEALTH CORPORATION	36,392	54.55	1,985,183.60
DAVITA INC	2,616	170.28	445,452.48
DEXCOM INC	13,956	88.75	1,238,595.00
Edwards Lifesciences Corp	18,816	68.99	1,298,115.84
ELEVANCE HEALTH INC	6,271	400.96	2,514,420.16
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	13,222	88.67	1,172,394.74
HCA HEALTHCARE INC	5,735	313.07	1,795,456.45
HENRY SCHEIN INC	4,675	74.97	350,484.75
HOLOGIC INC	6,007	71.02	426,617.14
HUMANA INC	3,534	294.63	1,041,222.42
IDEXX LABORATORIES INC	2,395	435.33	1,042,615.35
INTUITIVE SURGICAL INC	10,476	584.05	6,118,507.80
LABCORP HOLDINGS INC	2,307	246.00	567,522.00
MCKESSON CORP	3,820	591.58	2,259,835.60
MEDTRONIC PLC	35,290	90.19	3,182,805.10
MOLINA HEALTHCARE INC	1,899	304.33	577,922.67
QUEST DIAGNOSTICS	2,819	155.28	437,734.32
RESMED INC	4,818	250.51	1,206,957.18
SOLVENTUM CORP	5,227	74.99	391,972.73
STERIS PLC	3,008	217.01	652,766.08
STRYKER CORP	9,969	394.31	3,930,876.39
TELEFLEX INC	2,250	180.98	407,205.00
THE CIGNA GROUP	7,859	293.64	2,307,716.76
UNITEDHEALTH GROUP INC	26,752	532.51	14,245,707.52

UNIVERSAL HEALTH SERVICES INC	2,104	185.77	390,860.08	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	4,688	223.40	1,047,299.20	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	5,443	110.81	603,138.83	
ABBVIE INC	52,142	170.30	8,879,782.60	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	8,261	151.44	1,251,045.84	
AMGEN INC	16,088	275.42	4,430,956.96	
AVANTOR INC	22,831	22.06	503,651.86	
BIOGEN INC	4,739	146.20	692,841.80	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	7,826	61.73	483,098.98	
BIO-RAD LABORATORIES-A	900	354.79	319,311.00	
BIO-TECHNE CORP	5,865	77.05	451,898.25	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	58,959	59.67	3,518,083.53	
CHARLES RIVER LABORATORIES	2,463	164.97	406,321.11	
DANAHER CORP	18,987	245.80	4,667,004.60	
ELI LILLY AND COMPANY	23,559	785.41	18,503,474.19	
GILEAD SCIENCES INC	37,605	93.07	3,499,897.35	
ILLUMINA INC	5,440	136.22	741,036.80	
INCYTE CORP	6,863	72.59	498,185.17	
IQVIA HOLDINGS INC	5,508	204.33	1,125,449.64	
JOHNSON & JOHNSON	68,222	146.82	10,016,354.04	
MERCK & CO. INC.	73,042	95.55	6,979,163.10	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL INC	622	1,331.10	827,944.20	
MODERNA INC	12,499	41.41	517,583.59	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	4,183	148.73	622,137.59	
PFIZER INC	162,401	26.09	4,237,042.09	
Regeneron Pharmaceuticals Inc	3,346	675.79	2,261,193.34	
REVVITY INC	4,202	123.15	517,476.30	
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	9,097	31.06	282,552.82	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	10,990	574.82	6,317,271.80	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	7,947	439.62	3,493,660.14	
VIATRIS INC	38,914	11.20	435,836.80	
WATERS CORP	1,888	411.30	776,534.40	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES INC	2,325	345.00	802,125.00	
ZOETIS INC	13,037	168.61	2,198,168.57	
BANK OF AMERICA CORP	203,161	46.52	9,451,049.72	
CITIGROUP INC	55,434	81.48	4,516,762.32	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	13,775	47.46	653,761.50	
FIFTH THIRD BANCORP	21,459	44.18	948,058.62	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	362	2,225.00	805,450.00	

HUNTINGTON BANCSHARES INC	48,310	17.20	830,932.00
JPMORGAN CHASE & CO	82,886	264.84	21,951,528.24
KEYCORP	37,104	17.68	655,998.72
M & T BANK CORP	4,921	198.95	979,032.95
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	12,041	199.53	2,402,540.73
REGIONS FINANCIAL CORP	24,026	24.47	587,916.22
TRUIST FINANCIAL CORP	37,804	47.00	1,776,788.00
US BANCORP	46,499	49.07	2,281,705.93
WELLS FARGO & COMPANY	99,886	77.32	7,723,185.52
ALLY FINANCIAL INC	13,028	39.01	508,222.28
AMERICAN EXPRESS COMPANY	16,654	321.34	5,351,596.36
AMERIPRISE FINANCIAL INC	2,945	563.58	1,659,743.10
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	12,763	172.06	2,196,001.78
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	23,335	85.79	2,001,909.65
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	38,085	463.19	17,640,591.15
BLACKROCK INC	4,221	1,020.45	4,307,319.45
BLACKSTONE INC	21,827	186.74	4,075,973.98
BLOCK INC	17,243	88.67	1,528,936.81
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	11,518	203.53	2,344,258.54
CARLYLE GROUP INC/THE	11,288	56.83	641,497.04
CBOE GLOBAL MARKETS INC	3,185	200.18	637,573.30
CME GROUP INC	10,161	234.68	2,384,583.48
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	5,896	298.00	1,757,008.00
CORPAY INC	2,038	379.29	772,993.02
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	8,394	202.10	1,696,427.40
EQUITABLE HOLDINGS INC	13,380	53.25	712,485.00
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	1,096	467.12	511,963.52
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	16,031	79.23	1,270,136.13
FISERV INC	16,903	208.84	3,530,022.52
FRANKLIN RESOURCES INC	12,067	20.09	242,426.03
GLOBAL PAYMENTS INC	7,518	109.05	819,837.90
GOLDMAN SACHS GROUP INC	9,502	636.90	6,051,823.80
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	16,460	157.47	2,591,956.20
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	1,879	173.88	326,720.52
KKR & CO INC	19,458	165.53	3,220,882.74
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	2,363	360.29	851,365.27
MARKETAXESS HOLDINGS INC	1,396	224.43	313,304.28
MASTERCARD INC - A	23,578	533.49	12,578,627.22
MOODY'S CORP	4,777	489.65	2,339,058.05

MORGAN STANLEY	35,921	137.82	4,950,632.22
MSCI INC	2,277	620.72	1,413,379.44
NASDAQ INC	13,470	81.15	1,093,090.50
NORTHERN TRUST CORP	6,002	110.92	665,741.84
PAYPAL HOLDINGS INC	28,538	89.11	2,543,021.18
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	6,221	172.64	1,073,993.44
S&P GLOBAL INC	9,263	513.75	4,758,866.25
SCHWAB (CHARLES) CORP	47,209	81.83	3,863,112.47
SEI INVESTMENTS COMPANY	2,685	84.88	227,902.80
STATE STREET CORP	8,767	99.06	868,459.02
SYNCHRONY FINANCIAL	14,229	70.63	1,004,994.27
T ROWE PRICE GROUP INC	5,814	114.21	664,016.94
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	4,350	131.00	569,850.00
VISA INC-CLASS A SHARES	48,104	330.20	15,883,940.80
AFLAC INC	14,876	104.91	1,560,641.16
ALLSTATE CORP	7,688	186.07	1,430,506.16
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	2,676	135.09	361,500.84
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	17,567	73.78	1,296,093.26
AON PLC	5,594	369.16	2,065,081.04
ARCH CAPITAL GROUP LTD	11,664	92.76	1,081,952.64
ARTHUR J GALLAGHER & CO	7,356	289.51	2,129,635.56
ASSURANT INC	1,727	210.90	364,224.30
BROWN & BROWN INC	7,502	106.00	795,212.00
CHUBB LTD	10,467	266.70	2,791,548.90
CINCINNATI FINANCIAL CORP	4,676	137.24	641,734.24
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	905	386.98	350,216.90
EVEREST GROUP LTD	1,214	365.14	443,279.96
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	9,629	57.70	555,593.30
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	8,532	111.49	951,232.68
LOEWS CORP	5,774	84.88	490,097.12
MARKEL GROUP INC	354	1,811.06	641,115.24
MARSH & MCLENNAN COS	13,686	218.96	2,996,686.56
METLIFE INC	16,770	86.03	1,442,723.10
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	6,910	81.83	565,445.30
PROGRESSIVE CORP	17,149	238.82	4,095,524.18
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	10,365	117.31	1,215,918.15
TRAVELERS COS INC/THE	6,294	241.86	1,522,266.84
WILLIS TOWERS WATSON PLC	2,810	322.37	905,859.70
WR BERKLEY CORP	9,649	57.52	555,010.48

ACCENTURE PLC-CL A	18,034	362.41	6,535,701.94
ADOBE INC	12,747	435.38	5,549,788.86
AKAMAI TECHNOLOGIES	4,536	97.70	443,167.20
ANSYS INC	2,392	357.37	854,829.04
APPLOVIN CORP-CLASS A	6,415	363.10	2,329,286.50
ATLASSIAN CORP-CL A	5,123	264.81	1,356,621.63
AUTODESK INC	6,558	300.83	1,972,843.14
CADENCE DESIGN SYS INC	7,995	320.48	2,562,237.60
CHECK POINT SOFTWARE TECH	3,211	194.48	624,475.28
CLOUDFLARE INC - CLASS A	10,688	125.12	1,337,282.56
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	12,510	80.05	1,001,425.50
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC-A	7,075	374.92	2,652,559.00
CYBERARK SOFTWARE LTD	1,956	359.72	703,612.32
DATADOG INC - CLASS A	8,938	140.99	1,260,168.62
DOCUSIGN INC	7,267	91.60	665,657.20
DYNATRACE INC	11,175	55.64	621,777.00
EPAM SYSTEMS INC	2,127	252.43	536,918.61
FAIR ISAAC CORP	802	1,814.85	1,455,509.70
FORTINET INC	20,589	96.90	1,995,074.10
GARTNER INC	2,308	528.53	1,219,847.24
GEN DIGITAL INC	19,469	27.44	534,229.36
GODADDY INC - CLASS A	4,966	207.30	1,029,451.80
HUBSPOT INC	1,651	726.61	1,199,633.11
INTL BUSINESS MACHINES CORP	26,699	224.80	6,001,935.20
INTUIT INC	8,134	597.95	4,863,725.30
MICROSOFT CORP	204,989	444.06	91,027,415.34
MICROSTRATEGY INC-CL A	5,518	353.67	1,951,551.06
MONGODB INC	2,596	261.86	679,788.56
ORACLE CORPORATION	48,484	183.60	8,901,662.40
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	61,059	78.98	4,822,439.82
PALO ALTO NETWORKS INC	19,378	187.70	3,637,250.60
PTC INC	3,952	188.96	746,769.92
ROPER TECHNOLOGIES INC	2,743	531.37	1,457,547.91
SALESFORCE INC	28,125	333.88	9,390,375.00
SERVICENOW INC	6,058	1,124.98	6,815,128.84
SNOWFLAKE INC-CLASS A	9,516	174.12	1,656,925.92
SYNOPSYS INC	4,491	546.19	2,452,939.29
TWILIO INC - A	6,248	136.23	851,165.04
TYLER TECHNOLOGIES INC	1,465	591.93	867,177.45

VERISIGN INC	2,238	210.73	471,613.74
WIX COM LTD	2,711	235.01	637,112.11
WORKDAY INC-CLASS A	6,421	258.28	1,658,415.88
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	8,418	80.17	674,871.06
ZSCALER INC	3,664	193.47	708,874.08
AMPHENOL CORP-CL A	37,236	77.19	2,874,246.84
APPLE INC	441,992	222.78	98,466,977.76
ARISTA NETWORKS INC	32,224	129.17	4,162,374.08
CDW CORP/DE	4,263	195.13	831,839.19
CISCO SYSTEMS INC	112,661	62.23	7,010,894.03
CORNING INC	25,965	54.25	1,408,601.25
DELL TECHNOLOGIES -C	10,107	113.73	1,149,469.11
F5 INC	1,607	272.99	438,694.93
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	40,889	24.37	996,464.93
HP INC	29,571	32.73	967,858.83
JUNIPER NETWORKS INC	10,074	39.03	393,188.22
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	5,531	172.88	956,199.28
MOTOROLA SOLUTIONS INC	4,905	479.18	2,350,377.90
NETAPP INC	6,762	126.00	852,012.00
SUPER MICRO COMPUTER INC	19,108	33.27	635,723.16
TE CONNECTIVITY PLC	8,013	154.69	1,239,530.97
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	1,525	514.41	784,475.25
TRIMBLE INC	8,226	77.42	636,856.92
WESTERN DIGITAL CORP	11,235	67.41	757,351.35
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	1,831	414.61	759,150.91
AT&T INC	203,698	22.72	4,628,018.56
T-MOBILE US INC	15,685	218.57	3,428,270.45
VERIZON COMMUNICATIONS INC	118,724	39.54	4,694,346.96
AES CORPORATION	25,277	11.60	293,213.20
ALLIANT ENERGY CORP	6,409	58.77	376,656.93
AMEREN CORPORATION	7,474	94.12	703,452.88
AMERICAN ELECTRIC POWER	14,981	98.18	1,470,834.58
AMERICAN WATER WORKS CO INC	5,658	121.63	688,182.54
ATMOS ENERGY CORP	4,360	139.51	608,263.60
CENTERPOINT ENERGY INC	19,201	32.36	621,344.36
CMS ENERGY CORP	9,520	65.82	626,606.40
CONSOLIDATED EDISON INC	10,082	90.60	913,429.20
CONSTELLATION ENERGY	9,712	347.44	3,374,337.28
DOMINION ENERGY INC	24,664	53.48	1,319,030.72

DTE ENERGY COMPANY	5,666	119.10	674,820.60
DUKE ENERGY CORP	20,801	109.86	2,285,197.86
EDISON INTERNATIONAL	11,957	58.87	703,908.59
ENTERGY CORP	14,894	82.52	1,229,052.88
ESSENTIAL UTILITIES INC	12,661	33.49	424,016.89
EVERGY INC	5,917	63.52	375,847.84
EVERSOURCE ENERGY	11,072	56.32	623,575.04
EXELON CORP	25,788	39.38	1,015,531.44
FIRSTENERGY CORP	14,084	39.21	552,233.64
NEXTERA ENERGY INC	59,408	72.83	4,326,684.64
NISOURCE INC	14,111	37.76	532,831.36
NRG ENERGY INC	8,298	112.37	932,446.26
P G & E CORP	62,128	16.54	1,027,597.12
PPL CORPORATION	17,034	32.88	560,077.92
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	14,866	88.05	1,308,951.30
SEMPRA	18,233	82.71	1,508,051.43
SOUTHERN CO	30,253	83.48	2,525,520.44
VISTRA ENERGY CORP	10,543	191.11	2,014,872.73
WEC ENERGY GROUP INC	8,145	98.01	798,291.45
XCEL ENERGY INC	15,657	66.61	1,042,912.77
ADVANCED MICRO DEVICES	47,363	122.84	5,818,070.92
ANALOG DEVICES	14,158	217.37	3,077,524.46
APPLIED MATERIALS INC	24,211	186.75	4,521,404.25
BROADCOM INC	129,353	244.70	31,652,679.10
ENPHASE ENERGY INC	4,719	63.36	298,995.84
FIRST SOLAR INC	3,283	168.25	552,364.75
INTEL CORP	126,170	20.83	2,628,121.10
KLA CORPORATION	4,000	749.82	2,999,280.00
LAM RESEARCH CORP	38,376	79.68	3,057,799.68
MARVELL TECHNOLOGY INC	26,190	124.02	3,248,083.80
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	15,649	56.39	882,447.11
MICRON TECHNOLOGY INC	32,427	103.19	3,346,142.13
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	1,577	678.43	1,069,884.11
NVIDIA CORP	713,506	142.62	101,760,225.72
NXP SEMICONDUCTORS NV	7,200	213.43	1,536,696.00
ON SEMICONDUCTOR CORP	12,736	54.50	694,112.00
QORVO INC	3,446	88.94	306,487.24
QUALCOMM INC	31,852	172.11	5,482,047.72
SKYWORKS SOLUTIONS INC	4,388	91.20	400,185.60

TERADYNE INC	5,105	129.92	663,241.60	
TEXAS INSTRUMENTS	26,045	185.52	4,831,868.40	
CBRE GROUP INC - A	9,339	141.13	1,318,013.07	
COSTAR GROUP INC	12,754	74.16	945,836.64	
米ドル小計	10,532,162		1,534,587,852.14 (238,781,869,792)	
	銘柄数	514		
	比率	75.7%	78.1%	
加ドル	株	加ドル	加ドル	
CAMECO CORP	16,214	80.34	1,302,632.76	
CANADIAN NATURAL RESOURCES	68,176	44.95	3,064,511.20	
CENOVUS ENERGY INC	53,930	21.25	1,146,012.50	
ENBRIDGE INC	61,170	64.60	3,951,582.00	
IMPERIAL OIL LTD	8,384	100.75	844,688.00	
KEYERA CORP	13,552	42.33	573,656.16	
PEMBINA PIPELINE CORP	19,096	53.18	1,015,525.28	
SUNCOR ENERGY INC	38,559	55.88	2,154,676.92	
TC ENERGY CORP	33,747	68.25	2,303,232.75	
AGNICO EAGLE MINES LTD	17,099	128.97	2,205,258.03	
BARRICK GOLD CORP	54,014	23.15	1,250,424.10	
CCL INDUSTRIES INC - CL B	7,491	74.75	559,952.25	
FRANCO-NEVADA CORP	5,581	186.69	1,041,916.89	
NUTRIEN LTD	15,326	75.71	1,160,331.46	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	16,712	86.07	1,438,401.84	
CAE INC	13,828	34.88	482,320.64	
WSP GLOBAL INC	4,188	259.37	1,086,241.56	
RB GLOBAL INC	7,044	129.59	912,831.96	
THOMSON REUTERS CORP	5,143	234.17	1,204,336.31	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	14,246	151.40	2,156,844.40	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	27,685	114.49	3,169,655.65	
MAGNA INTERNATIONAL INC	9,654	59.00	569,586.00	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	7,543	73.42	553,807.06	
RESTAURANT BRANDS INTERN	11,194	89.05	996,825.70	
CANADIAN TIRE CORP -CL A	2,104	167.57	352,567.28	
DOLLARAMA INC	10,272	141.55	1,454,001.60	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	22,561	75.79	1,709,898.19	
LOBLAW COMPANIES LTD	5,773	186.54	1,076,895.42	
METRO INC	6,968	91.63	638,477.84	
WESTON (GEORGE) LTD	3,136	225.52	707,230.72	

SAPUTO INC	9,339	23.50	219,466.50	
BANK OF MONTREAL	21,409	144.86	3,101,307.74	
BANK OF NOVA SCOTIA	33,029	74.49	2,460,330.21	
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	28,863	91.20	2,632,305.60	
NATIONAL BANK OF CANADA	11,234	131.05	1,472,215.70	
ROYAL BANK OF CANADA	39,798	175.96	7,002,856.08	
TORONTO-DOMINION BANK	48,900	82.15	4,017,135.00	
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	14,157	85.99	1,217,360.43	
BROOKFIELD CORP	42,861	87.60	3,754,623.60	
IGM FINANCIAL INC	8,982	46.02	413,351.64	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	716	2,014.57	1,442,432.12	
GREAT-WEST LIFECO INC	14,461	46.66	674,750.26	
IA FINANCIAL CORP INC	4,315	132.98	573,808.70	
INTACT FINANCIAL CORP	6,100	259.03	1,580,083.00	
MANULIFE FINANCIAL CORP	55,334	43.81	2,424,182.54	
POWER CORP OF CANADA	19,245	43.33	833,885.85	
SUN LIFE FINANCIAL INC	14,679	83.97	1,232,595.63	
CGI INC	5,482	160.58	880,299.56	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	636	4,633.11	2,946,657.96	
OPEN TEXT CORP	12,076	41.37	499,584.12	
SHOPIFY INC - CLASS A	35,975	154.47	5,557,058.25	
BCE INC	6,278	33.77	212,008.06	
ROGERS COMMUNICATIONS -CL B	12,777	40.83	521,684.91	
TELUS CORP	1,600	20.27	32,432.00	
ALTAGAS LTD	17,300	34.68	599,964.00	
CANADIAN UTILITIES LTD-A	11,672	33.90	395,680.80	
EMERA INC	10,749	54.62	587,110.38	
FORTIS INC	11,977	60.81	728,321.37	
HYDRO ONE LTD	14,311	44.28	633,691.08	
加ドル小計	1,094,645		89,731,505.56 (9,711,640,846)	
	銘柄数	59		
	比率	3.1%	3.2%	
ユーロ	株	ユーロ	ユーロ	
ENI SPA	65,297	13.40	875,502.17	
Galp Energia SGPS SA	22,288	16.70	372,321.04	
NESTE OYJ	16,475	13.06	215,245.87	
OMV AG	7,518	39.16	294,404.88	
REPSOL SA	37,854	11.37	430,399.98	

TENARIS SA	21,028	18.45	387,966.60
TOTALENERGIES SE	58,188	55.84	3,249,217.92
AIR LIQUIDE	15,828	163.76	2,591,993.28
AKZO NOBEL	4,497	60.58	272,428.26
ARCELORMITTAL	15,234	23.71	361,198.14
Arkema SA	2,081	77.30	160,861.30
BASF SE	24,713	47.00	1,161,511.00
COVESTRO AG-TEND	6,322	59.40	375,526.80
DSM-FIRMENICH AG	5,650	97.12	548,728.00
EVONIK INDUSTRIES AG	7,421	17.95	133,206.95
HEIDELBERG MATERIALS AG	4,058	137.25	556,960.50
STORA ENSO OYJ-R SHS	18,234	10.39	189,542.43
SYENSQO SA	3,087	74.46	229,858.02
SYMRIS AG	3,933	98.94	389,131.02
UPM-KYMMENE OYJ	14,504	27.97	405,676.88
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	7,206	50.80	366,064.80
ACS ACTIVIDADES DE CONST-RTS	7,206	0.48	3,502.11
AIRBUS SE	17,098	167.04	2,856,049.92
ALSTOM	19,230	19.27	370,562.10
BOUYGUES	7,810	30.44	237,736.40
BRENTAG SE	3,626	57.94	210,090.44
COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	13,346	89.84	1,199,004.64
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	15,150	39.72	601,758.00
Eiffage SA	1,224	84.68	103,648.32
FINMECCANICA SPA	19,115	29.44	562,745.60
GEA GROUP AG	4,693	49.60	232,772.80
IMCD NV	2,310	145.00	334,950.00
KINGSPAN GROUP PLC	5,965	69.80	416,357.00
KNORR-BREMSE AG	2,369	71.50	169,383.50
KONE OYJ-B	8,379	48.14	403,365.06
Legrand SA	7,245	102.70	744,061.50
MTU AERO ENGINES AG	1,793	327.10	586,490.30
OUTOTEC OYJ	30,732	9.84	302,525.80
Prysmian SpA	10,922	72.00	786,384.00
RHEINMETALL AG	1,507	731.60	1,102,521.20
SAFRAN SA	10,347	236.50	2,447,065.50
SCHNEIDER ELECTRIC SE	15,933	270.65	4,312,266.45
SIEMENS AG	21,858	208.45	4,556,300.10
SIEMENS ENERGY AG	23,462	60.36	1,416,166.32

THALES SA	3,053	152.30	464,971.90
VINCI S. A.	13,262	102.35	1,357,365.70
WARTSILA	25,519	17.92	457,300.48
Bureau Veritas SA	15,044	29.84	448,912.96
RANDSTAD NV	2,583	42.02	108,537.66
TELEPERFORMANCE	2,108	87.54	184,534.32
WOLTERS KLUWER	6,644	169.35	1,125,161.40
AENA SME SA	2,208	202.60	447,340.80
Aeroports de Paris	1,667	109.60	182,703.20
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	31,746	6.17	196,063.29
DHL GROUP	26,358	35.67	940,189.86
GETLINK SE	13,705	14.62	200,367.10
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	6,665	78.84	525,468.60
Bayerische Motoren Werke AG	3,989	73.80	294,388.20
CONTINENTAL AG	3,746	68.70	257,350.20
DR ING HC F PORSCHE AG	3,756	61.62	231,444.72
FERRARI NV	3,928	411.00	1,614,408.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	18,994	56.79	1,078,669.26
MICHELIN (CGDE)	19,212	33.72	647,828.64
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	2,526	37.31	94,245.06
STELLANTIS NV	64,365	12.79	823,485.81
VOLKSWAGEN AG PFD	4,502	96.64	435,073.28
ADIDAS AG	4,835	254.50	1,230,507.50
HERMES INTERNATIONAL	936	2,662.00	2,491,632.00
KERING	2,293	258.30	592,281.90
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	8,018	734.10	5,886,013.80
MONCLER SPA	7,256	61.32	444,937.92
PUMA AG	3,867	32.05	123,937.35
ACCOR SA	10,625	48.98	520,412.50
AMADEUS IT GROUP SA	13,907	68.00	945,676.00
SODEXO	4,231	70.40	297,862.40
BOLLORE	29,679	5.60	166,202.40
PUBLICIS GROUPE	8,678	99.82	866,237.96
SCOUT24 SE	3,918	91.70	359,280.60
UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	28,566	24.22	691,868.52
INDITEX	35,403	48.91	1,731,560.73
PROSUS NV	43,485	35.45	1,541,760.67
ZALANDO SE	9,411	33.50	315,268.50

CARREFOUR SA	16,561	13.30	220,261.30
JERONIMO MARTINS	10,664	18.79	200,376.56
KESKO OYJ-B SHS	8,265	17.91	148,026.15
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	22,447	33.44	750,627.68
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	23,350	46.62	1,088,577.00
DANONE	16,756	64.94	1,088,134.64
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	33,554	5.65	189,848.53
HEINEKEN HOLDING NV	4,033	57.40	231,494.20
HEINEKEN NV	7,612	66.34	504,980.08
JDE PEET'S NV	5,525	16.36	90,389.00
KERRY GROUP PLC-A	5,501	95.70	526,445.70
PERNOD-RICARD	5,857	110.50	647,198.50
BEIERSDORF AG	3,242	125.95	408,329.90
HENKEL AG & CO KGAA	2,622	74.15	194,421.30
HENKEL AG AND CO KGAA VORZUG	4,629	83.78	387,817.62
L'OREAL	6,972	358.45	2,499,113.40
ESSILORLUXOTTICA	8,677	256.10	2,222,179.70
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	7,684	46.65	358,458.60
Fresenius SE & CO KG	12,054	36.72	442,622.88
KONINKLIJKE PHILIPS NV	26,261	25.61	672,544.21
SIEMENS HEALTHINEERS AG	8,534	53.48	456,398.32
ARGENX SE	2,085	624.40	1,301,874.00
BAYER AG	27,896	20.89	582,886.92
EUROFINS SCIENTIFIC	5,656	48.35	273,467.60
Ipsen SA	1,161	119.40	138,623.40
MERCK KGAA	3,564	145.05	516,958.20
ORION OYJ	4,594	50.76	233,191.44
QIAGEN N. V.	8,819	43.74	385,787.15
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	3,868	56.00	216,608.00
SANOFI	31,760	100.16	3,181,081.60
SARTORIUS AG-VORZUG	1,255	249.00	312,495.00
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	1,560	208.40	325,104.00
UCB SA	4,804	188.05	903,392.20
ABN AMRO BANK NV-CVA	12,000	16.03	192,420.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	167,101	10.72	1,791,322.72
Banco de Sabadell SA	233,482	2.21	515,995.22
BANCO SANTANDER S. A	436,681	4.88	2,132,094.98
BANK OF IRELAND GROUP PLC	20,000	9.74	194,920.00
BNP PARIBAS	28,663	63.61	1,823,253.43

CaixaBank SA	134, 871	5. 74	774, 429. 28
COMMERZBANK AG	36, 974	18. 10	669, 414. 27
CREDIT AGRICOLE SA	31, 699	14. 22	450, 918. 27
ERSTE GROUP BANK AG	11, 262	62. 62	705, 226. 44
FINECOBANK SPA	24, 950	17. 99	448, 975. 25
ING GROEP NV-CVA	89, 390	16. 02	1, 432, 027. 80
INTESA SANPAOLO	436, 819	4. 19	1, 832, 018. 88
KBC GROEP NV	6, 709	74. 82	501, 967. 38
MEDIOBANCA SPA	26, 373	16. 47	434, 363. 31
NORDEA BANK ABP	79, 718	11. 58	923, 533. 03
SOCIETE GENERALE-A	22, 791	30. 06	685, 211. 41
UNICREDIT SPA	45, 194	43. 75	1, 977, 463. 47
ADYEN NV	678	1, 520. 40	1, 030, 831. 20
AMUNDI- W/I	4, 032	65. 65	264, 700. 80
DEUTSCHE BANK AG -REG	63, 258	19. 05	1, 205, 064. 90
DEUTSCHE BOERSE AG	5, 518	234. 90	1, 296, 178. 20
EDENRED	10, 380	32. 12	333, 405. 60
EXOR NV	2, 261	90. 05	203, 603. 05
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	1, 739	66. 05	114, 860. 95
AEGON LTD	52, 691	6. 24	329, 002. 60
AGEAS	5, 117	48. 74	249, 402. 58
ALLIANZ SE	10, 561	308. 90	3, 262, 292. 90
AXA SA	46, 714	35. 90	1, 677, 032. 60
GENERALI	26, 863	29. 68	797, 293. 84
HANNOVER RUECK SE	1, 810	257. 80	466, 618. 00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	3, 810	522. 80	1, 991, 868. 00
NN GROUP NV	7, 172	42. 90	307, 678. 80
POSTE ITALIANE SPA	19, 847	14. 33	284, 407. 51
SAMPO OYJ-A SHS	9, 343	39. 36	367, 740. 48
CAPGEMINI	4, 534	167. 50	759, 445. 00
DASSAULT SYSTEMES SE	19, 653	36. 82	723, 623. 46
SAP SE	30, 165	263. 55	7, 949, 985. 75
NOKIA OYJ	147, 619	4. 33	639, 854. 55
CELLNEX TELECOM SAU	17, 676	31. 34	553, 965. 84
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	100, 179	29. 35	2, 940, 253. 65
ELISA OYJ	3, 177	41. 86	132, 989. 22
KONIKLIJKE KPN NV	100, 945	3. 52	355, 528. 29
ORANGE	40, 201	10. 15	408, 241. 15
TELEFONICA SA	127, 497	3. 78	482, 066. 15

E.ON SE	64,738	10.84	702,083.61	
ENDESA SA	11,750	20.93	245,927.50	
ENEL SPA	216,091	6.68	1,443,703.97	
ENERGIAS DE PORTUGAL SA	104,250	2.90	302,429.25	
ENGIE	49,628	15.50	769,234.00	
FORTUM OYJ	17,876	13.83	247,225.08	
IBERDROLA SA	163,952	13.15	2,156,788.56	
REDEIA CORPORACION SA	11,810	15.72	185,653.20	
RWE AG	17,323	28.71	497,343.33	
SNAM SPA	64,903	4.41	286,287.13	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONALE SPA	35,781	7.71	276,014.63	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	21,763	26.94	586,295.22	
VERBUND AG	1,800	73.05	131,490.00	
ASM INTERNATIONAL NV	1,507	609.00	917,763.00	
ASML HOLDING NV	11,622	700.70	8,143,535.40	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	3,142	135.90	426,997.80	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	37,439	34.02	1,273,674.78	
STMICROELECTRONICS NV	18,627	24.29	452,542.96	
LEG IMMOBILIEN SE	3,377	73.64	248,682.28	
VONOVIA SE	25,174	27.72	697,823.28	
ユーロ小計	5,031,916		156,149,404.06 (25,453,914,355)	
	銘柄数	180		
	比率	8.1%	8.3%	
英ポンド	株	英ポンド	英ポンド	
BP PLC	462,194	4.19	1,940,521.50	
SHELL PLC-NEW	172,414	26.20	4,517,246.80	
ANGLO AMERICAN PLC	41,768	25.35	1,059,027.64	
CRODA INTERNATIONAL PLC	4,401	32.40	142,592.40	
ENDEAVOUR MINING PLC	8,958	15.53	139,117.74	
GLENCORE PLC	326,011	3.75	1,223,845.29	
MONDI PLC	11,860	12.29	145,759.40	
RIO TINTO PLC	33,691	49.87	1,680,170.17	
ASHTREAD GROUP PLC	13,543	54.02	731,592.86	
BAE SYSTEMS PLC	85,307	12.38	1,056,100.66	
BUNZL PLC	9,274	33.82	313,646.68	
DCC PLC	4,501	54.35	244,629.35	
MELROSE INDUSTRIES PLC	48,457	5.89	285,702.47	
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	269,333	6.05	1,631,080.64	

SMITHS GROUP PLC	7,392	19.10	141,187.20
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	2,544	76.90	195,633.60
EXPERIAN PLC	24,869	37.87	941,789.03
INTERTEK GROUP PLC	5,890	50.45	297,150.50
RELX PLC	51,391	39.28	2,018,638.48
RENTOKIL INITIAL PLC	98,933	3.79	375,747.53
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	47,523	4.36	207,437.89
PERSIMMON PLC	12,235	12.45	152,325.75
TAYLOR WIMPEY PLC	100,000	1.16	116,550.00
COMPASS GROUP PLC	51,823	27.01	1,399,739.23
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	6,423	104.70	672,488.10
Whitbread PLC	9,747	28.20	274,865.40
AUTO TRADER GROUP PLC	44,965	7.70	346,230.50
INFORMA PLC	45,051	8.27	372,571.77
WPP PLC	37,751	7.39	279,281.89
KINGFISHER PLC	91,191	2.42	221,411.74
NEXT PLC	3,783	93.40	353,332.20
SAINSBURY (J) PLC	70,105	2.52	177,225.44
TESCO PLC	196,393	3.60	707,014.80
Associated British Foods PLC	11,254	18.84	212,081.63
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	58,080	30.08	1,747,046.40
DIAGEO PLC	62,734	25.03	1,570,545.69
IMPERIAL BRANDS PLC	22,335	26.29	587,187.15
HALEON PLC	208,482	3.71	774,719.11
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	19,765	50.72	1,002,480.80
UNILEVER PLC	69,888	45.44	3,175,710.72
SMITH & NEPHEW PLC	25,069	10.02	251,316.72
ASTRAZENECA PLC	44,923	110.50	4,963,991.50
GSK PLC	110,931	13.56	1,504,779.01
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	9,098	21.30	193,787.40
BARCLAYS PLC	442,479	2.93	1,296,684.70
HSBC HOLDINGS PLC	526,283	8.18	4,304,994.94
LLOYDS BANKING GROUP PLC	1,759,966	0.61	1,088,010.98
NATWEST GROUP PLC	214,347	4.21	903,258.25
STANDARD CHARTERED PLC	66,141	10.76	712,007.86
3I GROUP PLC	29,234	38.28	1,119,077.52
HARGREAVES LANSDOWN PLC	14,289	11.02	157,464.78
London Stock Exchange Group PLC	13,802	117.75	1,625,185.50
M&G PLC	115,460	2.04	236,577.54

SCHRODERS PLC	37,814	3.34	126,298.76	
ADMIRAL GROUP PLC	9,558	26.40	252,331.20	
AVIVA PLC	68,572	5.07	347,797.18	
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	175,661	2.35	412,979.01	
PRUDENTIAL PLC	76,203	6.57	501,263.33	
SAGE GROUP PLC/THE	34,420	13.30	457,786.00	
HALMA PLC	12,195	29.12	355,118.40	
BT GROUP PLC	200,404	1.39	279,363.17	
VODAFONE GROUP PLC	567,132	0.67	379,978.44	
CENTRICA PLC	174,339	1.34	234,834.63	
NATIONAL GRID PLC	136,839	9.55	1,306,812.45	
SEVERN TRENT PLC	13,034	24.37	317,638.58	
SSE PLC	30,417	15.60	474,657.28	
英ポンド小計	7,760,869		57,235,421.28 (11,099,092,894)	
	銘柄数	66		
	比率	3.5%	3.6%	
スイスフラン	株	スイスフラン	スイスフラン	
CLARIANT AG-REG	15,724	10.19	160,227.56	
EMS-CHEMIE HOLDING AG	172	640.50	110,166.00	
GIVAUDAN-REG	274	3,818.00	1,046,132.00	
HOLCIM LTD	14,854	91.22	1,354,981.88	
SIKA AG-REG	4,412	231.50	1,021,378.00	
ABB LTD	45,970	54.00	2,482,380.00	
GEBERIT AG-REG	861	498.30	429,036.30	
Schindler Holding AG	1,210	252.50	305,525.00	
Schindler Holding AG	692	257.80	178,397.60	
ADECCO GROUP AG(REG)	7,441	21.70	161,469.70	
SGS SA-REG	4,376	85.02	372,047.52	
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	1,469	204.60	300,557.40	
CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	15,790	171.70	2,711,143.00	
THE SWATCH GROUP AG-B	1,043	166.00	173,138.00	
BARRY CALLEBAUT AG-REG	146	1,021.00	149,066.00	
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	3	102,600.00	307,800.00	
Lindt & Spruengli AG	29	10,380.00	301,020.00	
NESTLE SA-REGISTERED	73,964	74.68	5,523,631.52	
ALCON INC	14,576	80.62	1,175,117.12	
SONOVA HOLDING AG	1,776	319.70	567,787.20	
STRAUMANN HOLDING AG-REG	3,807	130.80	497,955.60	

LONZA GROUP AG-REG	2,281	591.00	1,348,071.00	
NOVARTIS AG-REG SHS	55,464	90.26	5,006,180.64	
ROCHE HOLDING AG-BR	1,673	293.00	490,189.00	
ROCHE HOLDING AG-GENUSSS	19,584	274.90	5,383,641.60	
SANDOZ GROUP AG	14,470	42.89	620,618.30	
JULIUS BAER GROUP LTD	7,981	62.76	500,887.56	
PARTNERS GROUP HOLDING AG	701	1,389.50	974,039.50	
UBS GROUP AG	96,885	31.84	3,084,818.40	
Baloise Holding AG	2,285	165.60	378,396.00	
SWISS LIFE HOLDING AG	887	730.60	648,042.20	
SWISS RE AG	8,764	138.05	1,209,870.20	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	4,012	537.20	2,155,246.40	
TEMENOS GROUP AG-REG	3,146	77.00	242,242.00	
Logitech International SA	5,127	82.52	423,080.04	
SWISSCOM AG-REG	572	506.00	289,432.00	
BKW AG	900	153.70	138,330.00	
SWISS PRIME SITE	3,530	102.40	361,472.00	
スイスフラン小計	436,851		42,583,514.24 (7,311,163,559)	
	銘柄数	38		
	比率	2.3%	2.4%	
スウェーデンクローネ	株	スウェーデン クローネ	スウェーデン クローネ	
BOLIDEN AB	15,236	344.40	5,247,278.40	
SVENSKA CELLULOOSA AB-B SHS	20,168	148.75	2,999,990.00	
ALFA LAVAL AB	10,788	492.20	5,309,853.60	
ASSA ABLOY AB-B	30,328	338.00	10,250,864.00	
ATLAS COPCO AB-A SHS	69,823	192.40	13,433,945.20	
ATLAS COPCO AB-B SHS	55,569	173.05	9,616,215.45	
EPIROC AB-A	12,805	216.60	2,773,563.00	
EPIROC AB-B	20,414	192.60	3,931,736.40	
NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	61,694	44.24	2,729,342.56	
SANDVIK AB	26,044	232.00	6,042,208.00	
SKANSKA AB-B SHS	12,903	244.70	3,157,364.10	
SKF AB-B SHARES	16,404	225.20	3,694,180.80	
VOLVO AB-A SHS	12,760	294.40	3,756,544.00	
VOLVO AB-B SHS	38,651	293.30	11,336,338.30	
SECURITAS AB-B SHS	29,896	137.90	4,122,658.40	
EVOLUTION AB	6,406	849.00	5,438,694.00	

HENNES & MAURITZ AB-B	25,773	150.50	3,878,836.50	
ESSITY AKTIEBOLAG-B	22,128	278.70	6,167,073.60	
SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	51,468	165.25	8,505,087.00	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	48,140	123.30	5,935,662.00	
Swedbank AB	26,597	244.50	6,502,966.50	
EQT AB	17,636	361.70	6,378,941.20	
Industrivarden AB	3,333	385.50	1,284,871.50	
Industrivarden AB	7,770	387.80	3,013,206.00	
INVESTOR AB-B SHS	46,988	315.20	14,810,617.60	
ERICSSON LM-B SHS	101,296	85.20	8,630,419.20	
HEXAGON AB-B SHS	64,453	119.80	7,721,469.40	
TELE2 AB-B SHS	31,447	113.60	3,572,379.20	
TELIA COMPANY AB	124,672	31.36	3,909,713.92	
スウェーデンクローネ小計	1,011,590		174,152,019.83 (2,476,441,721)	
	銘柄数	29		
	比率	0.8%	0.8%	
ノルウェークローネ	株	ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	
AKER BP ASA	20,418	240.00	4,900,320.00	
EQUINOR ASA	29,660	267.95	7,947,397.00	
NORSK HYDRO ASA	77,935	66.70	5,198,264.50	
YARA INTERNATIONAL ASA	5,494	328.60	1,805,328.40	
MOWI ASA	19,302	214.80	4,146,069.60	
ORKLA ASA	34,473	100.70	3,471,431.10	
DNB BANK ASA	23,593	240.40	5,671,757.20	
GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	14,785	227.80	3,368,023.00	
TELENOR ASA	28,014	132.70	3,717,457.80	
ノルウェークローネ小計	253,674		40,226,048.60 (556,728,512)	
	銘柄数	9		
	比率	0.2%	0.2%	
デンマーククローネ	株	デンマーククローネ	デンマーククローネ	
NOVOZYMES A/S-B SHARES	10,683	397.00	4,241,151.00	
VESTAS WIND SYSTEMS A/S	31,372	96.66	3,032,417.52	
AP MOLLER-MAERSK A/S-A	144	10,080.00	1,451,520.00	
AP MOLLER-MAERSK A/S-B	129	10,290.00	1,327,410.00	
DSV A/S	6,235	1,465.00	9,134,275.00	
PANDORA A/S	2,860	1,329.00	3,800,940.00	

CARLSBERG AS-B	2,537	730.80	1,854,039.60	
COLOPLAST-B	3,907	809.20	3,161,544.40	
DEMANT A/S	5,150	286.00	1,472,900.00	
GENMAB A/S	2,232	1,503.00	3,354,696.00	
NOVO NORDISK A/S-B	94,205	622.40	58,633,192.00	
DANSKE BANK A/S	20,955	215.10	4,507,420.50	
TRYG A/S	11,904	146.30	1,741,555.20	
ORSTED A/S	7,460	266.10	1,985,106.00	
デンマーククローネ小計	199,773		99,698,167.22 (2,177,407,972)	
	銘柄数	14		
	比率	0.7%	0.7%	
豪ドル	株	豪ドル	豪ドル	
SANTOS LTD	134,450	7.12	957,284.00	
WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	68,418	24.48	1,674,872.64	
BHP GROUP LIMITED	144,877	39.31	5,695,114.87	
BLUESCOPE STEEL LTD	17,888	20.11	359,727.68	
FORTESCUE METALS GROUP LTD	48,465	18.81	911,626.65	
JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	14,050	53.06	745,493.00	
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	49,249	17.17	845,605.33	
ORICA LTD	16,815	17.20	289,218.00	
RIO TINTO LIMITED	11,334	118.33	1,341,152.22	
SOUTH32 LTD	216,306	3.54	765,723.24	
BRAMBLES LTD	46,224	19.44	898,594.56	
COMPUTERSHARE LTD	18,994	34.51	655,482.94	
TRANSURBAN GROUP	90,816	13.57	1,232,373.12	
ARISTOCRAT LEISURE LTD	21,045	68.95	1,451,052.75	
LOTTERY CORP LTD/THE	97,070	4.92	477,584.40	
SEEK LTD	19,368	21.91	424,352.88	
WESFARMERS LIMITED	32,924	74.66	2,458,105.84	
COLES GROUP LTD	30,930	19.26	595,711.80	
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	41,909	4.16	174,341.44	
WOOLWORTHS GROUP LTD	31,797	29.96	952,638.12	
TREASURY WINE ESTATES LTD	32,730	10.52	344,319.60	
COCHLEAR LIMITED	2,031	315.44	640,658.64	
RAMSAY HEALTH CARE LTD	8,101	33.41	270,654.41	
SONIC HEALTHCARE LTD	15,853	27.99	443,725.47	
CSL LIMITED	14,157	272.00	3,850,704.00	
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	81,297	30.18	2,453,543.46	

COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	48,449	158.65	7,686,433.85	
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	86,952	39.40	3,425,908.80	
WESTPAC BANKING CORPORATION	99,480	33.02	3,284,829.60	
AUSTRALIAN STOCK EXCHANGE	5,737	63.92	366,709.04	
MACQUARIE GROUP LTD	10,690	239.37	2,558,865.30	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP	75,324	8.82	664,357.68	
MEDIBANK PRIVATE LTD	71,887	3.82	274,608.34	
QBE INSURANCE GROUP LIMITED	41,945	20.15	845,191.75	
SUNCORP GROUP LTD	38,934	20.21	786,856.14	
XERO LTD	5,373	172.61	927,433.53	
TELSTRA GROUP LTD	85,818	3.95	338,981.10	
APA GROUP	50,263	6.75	339,275.25	
ORIGIN ENERGY LIMITED	72,024	11.36	818,192.64	
豪ドル小計	1,999,974		53,227,304.08 (5,212,549,888)	
	銘柄数	39		
	比 率	1.7%	1.7%	
ニュージーランドドル	株	ニュージーランド ドル	ニュージーランド ドル	
AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	47,356	8.78	415,785.68	
FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	24,792	38.39	951,764.88	
MERIDIAN ENERGY LTD	67,091	5.86	393,153.26	
ニュージーランドドル小計	139,239		1,760,703.82 (155,910,323)	
	銘柄数	3		
	比 率	0.0%	0.1%	
香港ドル	株	香港ドル	香港ドル	
CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	76,828	39.25	3,015,499.00	
SWIRE PACIFIC LTD A	26,500	68.60	1,817,900.00	
TECHTRONIC INDUSTRIES CO	45,500	105.40	4,795,700.00	
MTR CORPORATION	73,000	24.15	1,762,950.00	
Galaxy Entertainment Group Limited	107,000	31.75	3,397,250.00	
Sands China Ltd	162,000	18.04	2,922,480.00	
WH Group Limited	450,500	6.24	2,811,120.00	
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	106,500	25.05	2,667,825.00	
HANG SENG BANK	12,500	95.50	1,193,750.00	
HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	31,000	300.60	9,318,600.00	
AIA GROUP LTD	315,910	54.55	17,232,890.50	
HKT Trust / HKT Ltd	172,000	9.59	1,649,480.00	

CK Infrastructure Holdings Ltd (CKI)	46,500	54.60	2,538,900.00	
CLP HOLDINGS LIMITED	54,500	64.75	3,528,875.00	
HONG KONG & CHINA GAS	405,589	5.94	2,409,198.66	
POWER ASSETS HOLDINGS LIMITED	57,500	50.90	2,926,750.00	
CK ASSET HOLDINGS LIMITED	37,828	32.50	1,229,410.00	
HENDERSON LAND DEVELOPMENT	98,403	21.90	2,155,025.70	
SINO LAND CO	149,800	7.45	1,116,010.00	
SUN HUNG KAI PROPERTIES	39,500	69.70	2,753,150.00	
香港ドル小計	2,468,858		71,242,763.86 (1,423,430,421)	
	銘柄数	20		
	比率	0.5%	0.5%	
シンガポールドル KEPPEL LTD	株 75,300	シンガポールドル 6.81	シンガポールドル 512,793.00	
SINGAPORE TECH ENGINEERING	99,300	4.79	475,647.00	
SINGAPORE AIRLINES LTD	47,100	6.31	297,201.00	
GENTING SINGAPORE LTD	435,100	0.74	324,149.50	
WILMAR INTERNATIONAL LTD	95,575	3.07	293,415.25	
DBS GROUP HOLDINGS LTD	59,719	43.51	2,598,373.69	
OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	83,413	17.07	1,423,859.91	
UNITED OVERSEAS BANK	34,649	37.25	1,290,675.25	
SINGAPORE EXCHANGE LTD	30,880	12.30	379,824.00	
SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	282,800	3.20	904,960.00	
CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	148,000	2.44	361,120.00	
シンガポールドル小計	1,391,836		8,862,018.60 (1,023,651,768)	
	銘柄数	11		
	比率	0.3%	0.3%	
イスラエルシュケル ICL GROUP LTD	株 22,863	イスラエル シュケル 21.34	イスラエル シュケル 487,896.42	
ELBIT SYSTEMS LTD	450	1,076.50	484,425.00	
BANK HAPOALIM BM	31,102	46.02	1,431,314.04	
BANK LEUMI LE-ISRAEL	20,216	44.95	908,709.20	
ISRAEL DISCOUNT BANK-A	20,800	26.26	546,208.00	
MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	5,541	169.40	938,645.40	
NICE LTD	863	604.80	521,942.40	
イスラエルシュケル小計	101,835		5,319,140.46 (230,902,291)	

	銘柄数	7		
	比率	0.1%	0.1%	
合計	株	32,423,222	円	305,614,704,342 (305,614,704,342)

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル			米ドル	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	5,358	544,533.54	
		AMERICAN TOWER CORP	13,678	2,531,524.24	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	3,972	852,987.00	
		BXP, INC.	6,787	499,251.72	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	3,573	395,316.72	
		CROWN CASTLE INC	12,157	1,075,772.93	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	9,812	1,771,066.00	
		EQUINIX INC	2,769	2,605,213.65	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES INC	5,218	350,806.14	
		EQUITY RESIDENTIAL	9,401	641,618.25	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,928	535,849.04	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	6,852	1,041,709.56	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	22,151	461,405.33	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	24,204	410,015.76	
		INVITATION HOMES INC	17,629	537,860.79	
		IRON MOUNTAIN INC	10,268	1,140,261.40	
		KIMCO REALTY CORP	23,969	549,369.48	
		MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	3,349	497,025.09	
		PROLOGIS INC	27,144	3,228,235.92	
		PUBLIC STORAGE	4,666	1,363,358.54	
REALTY INCOME CORP	24,261	1,318,342.74			
REGENCY CENTERS CORP	4,865	349,161.05			
SIMON PROPERTY GROUP INC	9,479	1,651,715.75			
SUN COMMUNITIES INC	4,178	532,193.64			
UDR INC	9,898	402,254.72			
VENTAS INC	12,881	783,422.42			

	VICI PROPERTIES INC	28,179	834,098.40	
	WELLTOWER INC	18,973	2,594,557.75	
	WEYERHAEUSER CO	23,049	691,239.51	
	WP CAREY INC	5,910	326,586.60	
米ドル小計		356,558	30,516,753.68 (4,748,406,872)	
	銘柄数	30		
	比率	1.5%	86.0%	
ユーロ			ユーロ	
	COVIVIO	4,927	245,857.30	
	GECINA SA	1,924	173,737.20	
	KLEPIERRE	6,892	190,908.40	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	5,839	448,435.20	
ユーロ小計		19,582	1,058,938.10 (172,617,499)	
	銘柄数	4		
	比率	0.1%	3.1%	
英ポンド			英ポンド	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	30,484	167,814.42	
	SEGRO PLC	39,773	281,513.29	
英ポンド小計		70,257	449,327.71 (87,133,629)	
	銘柄数	2		
	比率	0.0%	1.6%	
豪ドル			豪ドル	
	GOODMAN GROUP	54,096	2,062,139.52	
	GPT GROUP	72,469	326,835.19	
	MIRVAC GROUP	166,708	324,247.06	
	SCENTRE GROUP	159,844	578,635.28	
	STOCKLAND	115,674	581,840.22	
豪ドル小計		568,791	3,873,697.27 (379,351,173)	
	銘柄数	5		
	比率	0.1%	6.9%	
香港ドル			香港ドル	
	LINK REIT	96,800	3,097,600.00	
香港ドル小計		96,800	3,097,600.00 (61,890,048)	
	銘柄数	1		
	比率	0.0%	1.1%	

シンガポール ドル	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	322,900	シンガポールドル 629,655.00	
シンガポールドル小計		322,900	629,655.00 (72,731,449)	
	銘柄数	1		
	比率	0.0%	1.3%	
投資証券合計			円 5,522,130,670 (5,522,130,670)	
合 計			円 5,522,130,670 (5,522,130,670)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

「TMA日本債券インデックスマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	[2024年 1月25日現在]	[2025年 1月27日現在]
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		81,185,249	84,336,224
国債証券		25,142,469,150	28,565,301,080
地方債証券		1,468,338,556	1,537,083,828
特殊債券		199,346,000	97,759,000
社債券		1,425,686,907	1,487,608,355
未収利息		42,181,439	52,120,104
前払費用		1,424,753	4,799,638
流動資産合計		28,360,632,054	31,829,008,229
資産合計		28,360,632,054	31,829,008,229
負債の部			
流動負債			
未払金		33,857,110	—
未払解約金		38,497,088	34,851,019
未払利息		36	—
流動負債合計		72,354,234	34,851,019
負債合計		72,354,234	34,851,019
純資産の部			
元本等			
元本	※1	23,129,731,957	26,700,045,872
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		5,158,545,863	5,094,111,338
元本等合計		28,288,277,820	31,794,157,210
純資産合計		28,288,277,820	31,794,157,210
負債純資産合計		28,360,632,054	31,829,008,229

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時 価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示す る価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社 の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値 （平均値）等で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財 務諸表の作成にあたって行った会計上の見積り が、本書における開示対象ファンドの翌計算期間 の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別し ていないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[2024年 1月25日現在]	[2025年 1月27日現在]
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首にお ける当該親投資信託の元本額	21,374,821,874円	23,129,731,957円
同期中における追加設定元本額	6,357,708,643円	7,663,247,452円
同期中における一部解約元本額	4,602,798,560円	4,092,933,537円
同期末における元本額	23,129,731,957円	26,700,045,872円
元本の内訳*		
円資産バランスファンド2018-09<適格機関 投資家限定>	301,797,247円	301,155,725円
円資産バランスファンド2019-05<適格機関 投資家限定>	2,215,804,553円	2,076,747,309円
円資産バランスファンド2019-09<適格機関 投資家限定>	1,734,086,242円	1,626,397,162円
円資産バランスファンド2019-12<適格機関 投資家限定>	2,221,343,394円	2,060,951,614円
東京海上セレクション・日本債券インデック ス	4,565,507,914円	4,997,773,613円
東京海上・年金運用型戦略ファンド（年1回 決算型）	622,696,317円	1,739,987,828円
東京海上・円資産インデックスバランスファ ンド	143,555,484円	182,299,551円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035	850,660,190円	1,382,753,922円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045	398,009,076円	688,500,912円

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055	233,314,011円	398,588,565円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065	309,307,029円	552,986,035円
TMA日本債券インデックスV A<適格機関投資家限定>	27,956,462円	14,177,837円
東京海上・世界インデックス・バランス40<適格機関投資家限定>	1,049,847,957円	1,373,170,726円
東京海上・世界インデックス・バランス60<適格機関投資家限定>	3,681,618,910円	5,077,222,460円
円資産バランスオープン<適格機関投資家限定>	1,436,948,709円	1,378,071,075円
円資産インデックスバランス<円奏会ベリック> (適格機関投資家専用)	3,337,278,462円	2,849,261,538円
計	23,129,731,957円	26,700,045,872円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	23,129,731,957口	26,700,045,872口

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2023年 1月26日 至 2024年 1月25日	自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管	同左

	<p>の委員会への報告・審議を行っています。</p> <p>これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p>	
--	--	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2024年 1月25日現在]	[2025年 1月27日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2023年1月26日 至 2024年1月25日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	119,140,650円
地方債証券	10,471,216円
特殊債券	573,000円
社債券	6,823,500円
合計	137,008,366円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年11月11日から2024年1月25日まで)を指しております。

(自 2024年1月26日 至 2025年1月27日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△309,872,380円
地方債証券	△15,015,144円
特殊債券	△608,000円
社債券	△12,455,660円
合計	△337,951,184円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年11月12日から2025年1月27日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[2024年 1月25日現在]		[2025年 1月27日現在]	
1口当たり純資産額	1.2230円	1口当たり純資産額	1.1908円
(1万口当たり純資産額	12,230円)	(1万口当たり純資産額	11,908円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	第457回利付国債(2年)	100,000,000	99,557,000	
	第458回利付国債(2年)	105,000,000	104,596,800	
	第459回利付国債(2年)	100,000,000	99,569,000	
	第460回利付国債(2年)	100,000,000	99,644,000	
	第461回利付国債(2年)	140,000,000	139,617,800	
	第462回利付国債(2年)	135,000,000	134,570,700	
	第463回利付国債(2年)	120,000,000	119,569,200	
	第464回利付国債(2年)	166,000,000	165,332,680	
	第465回利付国債(2年)	110,000,000	109,517,100	
	第466回利付国債(2年)	113,000,000	112,655,350	
	第467回利付国債(2年)	22,000,000	21,965,900	
	第147回利付国債(5年)	232,000,000	230,526,800	
	第148回利付国債(5年)	287,000,000	284,583,460	

第149回利付国債（5年）	351,000,000	347,314,500	
第150回利付国債（5年）	282,000,000	278,491,920	
第151回利付国債（5年）	275,000,000	271,056,500	
第152回利付国債（5年）	181,000,000	178,766,460	
第153回利付国債（5年）	293,000,000	288,209,450	
第154回利付国債（5年）	275,000,000	270,611,000	
第155回利付国債（5年）	124,000,000	122,488,440	
第156回利付国債（5年）	259,000,000	255,109,820	
第157回利付国債（5年）	101,000,000	99,279,970	
第158回利付国債（5年）	276,000,000	270,455,160	
第159回利付国債（5年）	120,000,000	117,322,800	
第160回利付国債（5年）	136,000,000	133,414,640	
第163回利付国債（5年）	235,000,000	231,712,350	
第164回利付国債（5年）	140,000,000	136,724,000	
第165回利付国債（5年）	123,000,000	120,586,740	
第166回利付国債（5年）	155,000,000	152,543,250	
第167回利付国債（5年）	160,000,000	157,182,400	
第168回利付国債（5年）	150,000,000	148,558,500	
第169回利付国債（5年）	31,000,000	30,578,090	
第170回利付国債（5年）	128,000,000	126,590,720	
第173回利付国債（5年）	59,000,000	58,288,460	
第174回利付国債（5年）	164,000,000	162,755,240	
第1回利付国債（40年）	6,000,000	6,379,620	
第2回利付国債（40年）	15,000,000	15,338,550	
第3回利付国債（40年）	3,000,000	3,044,340	
第4回利付国債（40年）	27,000,000	27,135,000	
第5回利付国債（40年）	73,000,000	69,924,510	
第6回利付国債（40年）	71,000,000	66,147,860	
第7回利付国債（40年）	82,000,000	72,405,180	
第8回利付国債（40年）	80,000,000	64,873,600	
第9回利付国債（40年）	124,000,000	72,151,880	
第10回利付国債（40年）	103,000,000	70,430,370	
第11回利付国債（40年）	94,000,000	61,262,620	
第12回利付国債（40年）	101,000,000	57,683,120	
第13回利付国債（40年）	113,000,000	63,108,240	
第14回利付国債（40年）	119,000,000	70,320,670	
第15回利付国債（40年）	140,000,000	90,732,600	
第16回利付国債（40年）	143,000,000	100,925,110	
第17回利付国債（40年）	107,000,000	97,937,100	

第1回利付国債（10年）	30,000,000	28,852,500	
第2回利付国債（10年）	15,000,000	14,771,100	
第342回利付国債（10年）	200,000,000	198,946,000	
第343回利付国債（10年）	195,000,000	193,613,550	
第344回利付国債（10年）	190,000,000	188,299,500	
第345回利付国債（10年）	190,000,000	187,974,600	
第346回利付国債（10年）	221,000,000	218,272,860	
第347回利付国債（10年）	310,000,000	305,622,800	
第348回利付国債（10年）	237,000,000	233,217,480	
第349回利付国債（10年）	246,000,000	241,608,900	
第350回利付国債（10年）	252,000,000	246,937,320	
第351回利付国債（10年）	258,000,000	252,244,020	
第352回利付国債（10年）	272,000,000	265,257,120	
第353回利付国債（10年）	246,000,000	239,316,180	
第354回利付国債（10年）	336,000,000	325,987,200	
第355回利付国債（10年）	313,000,000	302,930,790	
第356回利付国債（10年）	425,000,000	410,482,000	
第357回利付国債（10年）	313,000,000	301,475,340	
第358回利付国債（10年）	309,000,000	296,856,300	
第359回利付国債（10年）	342,000,000	327,759,120	
第360回利付国債（10年）	326,000,000	311,740,760	
第361回利付国債（10年）	313,000,000	298,652,080	
第362回利付国債（10年）	311,000,000	296,006,690	
第363回利付国債（10年）	295,000,000	279,972,700	
第364回利付国債（10年）	277,000,000	262,119,560	
第365回利付国債（10年）	316,000,000	298,139,680	
第366回利付国債（10年）	353,000,000	334,400,430	
第367回利付国債（10年）	345,000,000	325,666,200	
第368回利付国債（10年）	274,000,000	257,702,480	
第369回利付国債（10年）	256,000,000	245,736,960	
第370回利付国債（10年）	310,000,000	296,769,200	
第371回利付国債（10年）	291,000,000	275,454,780	
第372回利付国債（10年）	355,000,000	346,455,150	
第373回利付国債（10年）	350,000,000	334,736,500	
第374回利付国債（10年）	240,000,000	232,956,000	
第375回利付国債（10年）	264,000,000	262,545,360	
第376回利付国債（10年）	262,000,000	255,093,680	
第2回利付国債（30年）	6,000,000	6,449,820	
第3回利付国債（30年）	20,000,000	21,461,600	

第5回利付国債（30年）	20,000,000	21,564,400	
第15回利付国債（30年）	4,000,000	4,474,760	
第17回利付国債（30年）	11,000,000	12,210,440	
第21回利付国債（30年）	7,000,000	7,712,040	
第22回利付国債（30年）	10,000,000	11,222,200	
第23回利付国債（30年）	6,000,000	6,737,760	
第25回利付国債（30年）	15,000,000	16,519,500	
第26回利付国債（30年）	15,000,000	16,677,450	
第27回利付国債（30年）	8,000,000	8,979,040	
第28回利付国債（30年）	31,000,000	34,764,950	
第29回利付国債（30年）	56,000,000	62,095,040	
第30回利付国債（30年）	15,000,000	16,409,400	
第31回利付国債（30年）	48,000,000	51,785,280	
第32回利付国債（30年）	29,000,000	31,589,410	
第33回利付国債（30年）	40,000,000	41,818,400	
第34回利付国債（30年）	84,000,000	89,888,400	
第35回利付国債（30年）	50,000,000	51,912,000	
第36回利付国債（30年）	73,000,000	75,505,360	
第37回利付国債（30年）	66,000,000	67,018,380	
第38回利付国債（30年）	87,000,000	86,644,170	
第39回利付国債（30年）	78,000,000	78,804,960	
第40回利付国債（30年）	81,000,000	80,382,780	
第41回利付国債（30年）	69,000,000	67,174,260	
第42回利付国債（30年）	65,000,000	63,130,600	
第43回利付国債（30年）	71,000,000	68,743,620	
第44回利付国債（30年）	74,000,000	71,473,640	
第45回利付国債（30年）	94,000,000	87,560,060	
第46回利付国債（30年）	87,000,000	80,812,560	
第47回利付国債（30年）	86,000,000	81,017,160	
第48回利付国債（30年）	75,000,000	67,928,250	
第49回利付国債（30年）	106,000,000	95,710,580	
第50回利付国債（30年）	114,000,000	90,839,760	
第51回利付国債（30年）	68,000,000	48,052,880	
第52回利付国債（30年）	92,000,000	67,873,920	
第53回利付国債（30年）	88,000,000	66,119,680	
第54回利付国債（30年）	92,000,000	72,072,800	
第55回利付国債（30年）	99,000,000	77,222,970	
第56回利付国債（30年）	69,000,000	53,588,850	
第57回利付国債（30年）	81,000,000	62,637,300	

第58回利付国債（30年）	112,000,000	86,236,640	
第59回利付国債（30年）	88,000,000	65,834,560	
第60回利付国債（30年）	88,000,000	68,815,120	
第61回利付国債（30年）	86,000,000	63,798,240	
第62回利付国債（30年）	86,000,000	60,287,720	
第63回利付国債（30年）	96,000,000	65,107,200	
第64回利付国債（30年）	90,000,000	60,669,900	
第65回利付国債（30年）	80,000,000	53,604,800	
第66回利付国債（30年）	80,000,000	53,243,200	
第67回利付国債（30年）	107,000,000	74,898,930	
第68回利付国債（30年）	101,000,000	70,244,490	
第69回利付国債（30年）	107,000,000	76,068,440	
第70回利付国債（30年）	113,000,000	79,896,650	
第71回利付国債（30年）	100,000,000	70,316,000	
第72回利付国債（30年）	94,000,000	65,784,020	
第73回利付国債（30年）	93,000,000	64,777,290	
第74回利付国債（30年）	85,000,000	64,124,850	
第75回利付国債（30年）	82,000,000	66,652,060	
第76回利付国債（30年）	83,000,000	69,034,420	
第77回利付国債（30年）	83,000,000	72,267,270	
第78回利付国債（30年）	93,000,000	76,926,810	
第79回利付国債（30年）	75,000,000	58,809,750	
第80回利付国債（30年）	89,000,000	80,688,290	
第81回利付国債（30年）	82,000,000	70,746,320	
第82回利付国債（30年）	79,000,000	71,423,110	
第83回利付国債（30年）	94,000,000	92,839,100	
第84回利付国債（30年）	69,000,000	66,567,060	
第85回利付国債（20年）	20,000,000	20,348,800	
第86回利付国債（20年）	20,000,000	20,394,000	
第87回利付国債（20年）	25,000,000	25,464,250	
第88回利付国債（20年）	20,000,000	20,466,400	
第89回利付国債（20年）	20,000,000	20,438,800	
第90回利付国債（20年）	65,000,000	66,649,050	
第93回利付国債（20年）	8,000,000	8,223,520	
第94回利付国債（20年）	8,000,000	8,240,400	
第95回利付国債（20年）	16,000,000	16,608,000	
第99回利付国債（20年）	20,000,000	20,785,000	
第100回利付国債（20年）	20,000,000	20,899,000	
第105回利付国債（20年）	20,000,000	20,939,000	

第106回利付国債(20年)	20,000,000	21,009,800	
第107回利付国債(20年)	8,000,000	8,392,640	
第108回利付国債(20年)	25,000,000	26,038,250	
第109回利付国債(20年)	9,000,000	9,389,160	
第111回利付国債(20年)	11,000,000	11,636,020	
第112回利付国債(20年)	10,000,000	10,535,900	
第113回利付国債(20年)	5,000,000	5,281,550	
第115回利付国債(20年)	10,000,000	10,631,700	
第116回利付国債(20年)	40,000,000	42,638,000	
第117回利付国債(20年)	60,000,000	63,661,800	
第118回利付国債(20年)	10,000,000	10,581,900	
第120回利付国債(20年)	37,000,000	38,371,220	
第121回利付国債(20年)	30,000,000	31,653,600	
第122回利付国債(20年)	35,000,000	36,740,900	
第123回利付国債(20年)	58,000,000	61,981,700	
第124回利付国債(20年)	40,000,000	42,521,600	
第125回利付国債(20年)	45,000,000	48,460,050	
第126回利付国債(20年)	40,000,000	42,596,800	
第127回利付国債(20年)	25,000,000	26,477,500	
第128回利付国債(20年)	33,000,000	34,994,520	
第129回利付国債(20年)	28,000,000	29,522,920	
第130回利付国債(20年)	54,000,000	56,992,680	
第131回利付国債(20年)	45,000,000	47,212,200	
第132回利付国債(20年)	52,000,000	54,593,240	
第133回利付国債(20年)	71,000,000	75,024,990	
第134回利付国債(20年)	46,000,000	48,646,380	
第135回利付国債(20年)	40,000,000	42,019,600	
第136回利付国債(20年)	40,000,000	41,752,000	
第137回利付国債(20年)	47,000,000	49,383,370	
第138回利付国債(20年)	47,000,000	48,717,850	
第139回利付国債(20年)	52,000,000	54,259,400	
第140回利付国債(20年)	78,000,000	81,935,100	
第141回利付国債(20年)	86,000,000	90,337,840	
第142回利付国債(20年)	84,000,000	88,882,920	
第143回利付国債(20年)	137,000,000	142,917,030	
第144回利付国債(20年)	62,000,000	64,187,980	
第145回利付国債(20年)	211,000,000	221,661,830	
第146回利付国債(20年)	135,000,000	141,728,400	
第147回利付国債(20年)	127,000,000	132,196,840	

第148回利付国債(20年)	126,000,000	129,969,000	
第149回利付国債(20年)	125,000,000	128,762,500	
第150回利付国債(20年)	151,000,000	153,875,040	
第151回利付国債(20年)	188,000,000	187,749,960	
第152回利付国債(20年)	189,000,000	188,317,710	
第153回利付国債(20年)	180,000,000	180,743,400	
第154回利付国債(20年)	161,000,000	159,792,500	
第155回利付国債(20年)	191,000,000	185,266,180	
第156回利付国債(20年)	198,000,000	179,263,260	
第157回利付国債(20年)	165,000,000	145,261,050	
第158回利付国債(20年)	169,000,000	153,463,830	
第159回利付国債(20年)	162,000,000	148,255,920	
第160回利付国債(20年)	160,000,000	147,611,200	
第161回利付国債(20年)	164,000,000	148,808,680	
第162回利付国債(20年)	170,000,000	153,574,600	
第163回利付国債(20年)	140,000,000	125,910,400	
第164回利付国債(20年)	171,000,000	151,068,240	
第165回利付国債(20年)	141,000,000	123,961,560	
第166回利付国債(20年)	136,000,000	122,360,560	
第167回利付国債(20年)	171,000,000	148,941,000	
第168回利付国債(20年)	167,000,000	142,576,250	
第169回利付国債(20年)	150,000,000	125,427,000	
第170回利付国債(20年)	153,000,000	127,213,380	
第171回利付国債(20年)	135,000,000	111,609,900	
第172回利付国債(20年)	159,000,000	132,831,780	
第173回利付国債(20年)	170,000,000	141,229,200	
第174回利付国債(20年)	173,000,000	142,911,840	
第175回利付国債(20年)	158,000,000	131,963,180	
第176回利付国債(20年)	148,000,000	122,937,680	
第177回利付国債(20年)	156,000,000	126,672,000	
第178回利付国債(20年)	154,000,000	126,575,680	
第179回利付国債(20年)	151,000,000	123,412,300	
第180回利付国債(20年)	154,000,000	132,011,880	
第181回利付国債(20年)	156,000,000	135,429,840	
第182回利付国債(20年)	130,000,000	116,333,100	
第183回利付国債(20年)	145,000,000	135,862,100	
第184回利付国債(20年)	81,000,000	71,966,880	
第185回利付国債(20年)	128,000,000	113,347,840	
第186回利付国債(20年)	149,000,000	140,794,570	

	第187回利付国債（20年）	80,000,000	72,820,000	
	第188回利付国債（20年）	102,000,000	97,431,420	
	第189回利付国債（20年）	106,000,000	106,074,200	
	第190回利付国債（20年）	83,000,000	81,520,940	
国債証券	合計	30,613,000,000	28,565,301,080	
地方債証券	第781回東京都公募公債	100,000,000	97,627,000	
	第26回神奈川県公募公債（20年）	20,000,000	20,372,400	
	第6回大阪府公募公債（20年）	50,000,000	52,691,500	
	平成28年度第2回京都府公募公債（15年）	50,000,000	47,578,000	
	第2回兵庫県公募公債（15年）	100,000,000	101,407,000	
	第4回静岡県公募公債（20年）	100,000,000	103,199,000	
	平成31年度第1回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	96,462,000	
	平成29年度第7回広島県公募公債	100,000,000	97,976,000	
	第4回埼玉県公募公債（10年）	100,000,000	97,710,000	
	平成27年度第3回福岡県公募公債	200,000,000	200,008,000	
	令和4年度第1回長野県公募公債（10年）	100,000,000	94,598,000	
	第24回群馬県公募公債（10年）	100,000,000	93,964,000	
	令和4年度第2回熊本県公募公債（5年）	140,400,000	137,987,928	
	平成24年度第2回福井県公募公債	100,000,000	104,359,000	
	令和元年度第2回徳島県公募公債	100,000,000	95,830,000	
	令和元年度第3回岡山県公募公債（10年）	100,000,000	95,314,000	
地方債証券	合計	1,560,400,000	1,537,083,828	
特殊債券	第348回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	97,759,000	
特殊債券	合計	100,000,000	97,759,000	
社債券	第33回道路債券	100,000,000	113,516,000	
	第23回国際協力銀行債券	100,000,000	101,265,000	
	第101回都市再生債券	100,000,000	99,548,000	
	第54回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	19,837,000	20,096,864	
	第55回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,284,000	22,530,683	
	第56回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	21,291,000	21,534,356	
	第59回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,772,000	23,048,452	

	第15回株式会社デンソー無担保社債	100,000,000	98,374,000	
	第21回トヨタ自動車株式会社無担保社債	100,000,000	98,346,000	
	第80回三菱商事株式会社無担保社債	100,000,000	101,451,000	
	第32回NTTファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	99,121,000	
	第87回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	97,930,000	
	第118回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	98,747,000	
	第83回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	101,360,000	
	第503回中部電力株式会社社債	100,000,000	100,009,000	
	第536回関西電力株式会社社債	100,000,000	95,032,000	
	第463回中国電力株式会社社債	100,000,000	97,942,000	
	第7回株式会社ファーストリテイリング無担保社債	100,000,000	97,757,000	
	社債券 合計	1,486,184,000	1,487,608,355	
	合計	33,759,584,000	31,687,752,263	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035

2025年1月31日 現在

種類	金額
I 資産総額	5,531,627,174 円
II 負債総額	3,563,528 円
III 純資産総額 (I - II)	5,528,063,646 円
IV 発行済数量	3,299,152,782 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.6756 円

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045

2025年1月31日 現在

種類	金額
I 資産総額	3,193,424,979 円
II 負債総額	411,343 円
III 純資産総額 (I - II)	3,193,013,636 円
IV 発行済数量	1,850,176,657 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.7258 円

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055

2025年1月31日 現在

種類	金額
I 資産総額	2,005,819,530 円
II 負債総額	9,533,011 円
III 純資産総額 (I - II)	1,996,286,519 円
IV 発行済数量	1,128,534,413 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.7689 円

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065

2025年1月31日 現在

種類	金額
I 資産総額	3,025,197,708 円
II 負債総額	1,900,063 円
III 純資産総額 (I - II)	3,023,297,645 円
IV 発行済数量	1,659,737,641 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.8216 円

(ご参考：親投資信託の現況)

TMA日本株TOPIXマザーファンド

2025年1月31日 現在

種類	金額
I 資産総額	76,939,734,532 円
II 負債総額	487,561,245 円
III 純資産総額 (I - II)	76,452,173,287 円
IV 発行済数量	29,065,045,951 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	2.6304 円

TMA外国債券インデックスマザーファンド

2025年1月31日 現在

種類	金額
I 資産総額	25,589,117,794 円
II 負債総額	170,429,836 円
III 純資産総額 (I - II)	25,418,687,958 円
IV 発行済数量	12,438,329,988 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	2.0436 円

TMA外国株式インデックスマザーファンド

2025年1月31日 現在

種類	金額
I 資産総額	312,899,925,019 円
II 負債総額	83,357,908 円
III 純資産総額 (I - II)	312,816,567,111 円
IV 発行済数量	43,907,947,045 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	7.1244 円

TMA日本債券インデックスマザーファンド

2025年1月31日 現在

種類	金額
I 資産総額	32,235,868,147 円
II 負債総額	336,620,681 円
III 純資産総額 (I - II)	31,899,247,466 円
IV 発行済数量	26,840,399,681 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.1885 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

特典はありません。

3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

2025年1月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

- ①運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。
- ②運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。
- ③決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。
- ④売買の執行はトレーディング部が行います。
- ⑤運用部門とは独立した運用リスク管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、運用リスク管理部門担当役員を委員長としリスク管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。
- ⑥運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025年1月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	169	2,875,562
単位型公社債投資信託	1	2,682
単位型株式投資信託	19	91,765
合計	189	2,970,009

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第282条及び第306条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月5日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保直毅

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井章悟

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	20,784,858	20,242,052
前払費用	427,401	523,560
未収委託者報酬	3,200,726	3,523,505
未収収益	3,021,468	4,088,251
未収入金	4	-
その他の流動資産	18,592	26,495
流動資産計	27,453,052	28,403,865
固定資産		
有形固定資産	* 1 433,750	* 1 631,543
建物	307,934	434,854
器具備品	125,816	196,689
無形固定資産	348,422	397,761
電話加入権	3,795	3,795
ソフトウェア	314,954	372,797
ソフトウェア仮勘定	29,672	21,168
投資その他の資産	3,508,324	3,566,905
投資有価証券	48,291	49,108
関係会社株式	1,668,529	1,668,529
その他の関係会社有価証券	520,000	80,000
長期前払費用	30,700	16,227
敷金	474,324	474,324
その他長期差入保証金	21,230	21,230
繰延税金資産	954,048	1,257,485
投資損失引当金	△ 208,800	-
固定資産計	4,290,497	4,596,210
資産合計	31,743,550	33,000,075
負債の部		
流動負債		
未払金	3,477,655	4,260,390
未払手数料	1,464,843	1,583,647
その他未払金	2,012,811	2,676,743
未払費用	335,471	321,531
未払消費税等	266,103	420,603
未払法人税等	1,210,000	1,391,000
預り金	60,297	72,829
前受収益	2,579	2,583
賞与引当金	288,706	296,807
その他の流動負債	8	24
流動負債計	5,640,822	6,765,771
固定負債		
退職給付引当金	886,720	927,210
固定負債計	886,720	927,210
負債合計	6,527,543	7,692,982
純資産の部		
株主資本	25,210,382	25,296,494
資本金	2,000,000	2,000,000

資本剰余金	400,000	400,000
その他資本剰余金	400,000	400,000
利益剰余金	22,810,382	22,896,494
利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	22,310,382	22,396,494
繰越利益剰余金	22,310,382	22,396,494
評価・換算差額等	5,624	10,599
その他有価証券評価差額金	5,624	10,599
純資産合計	25,216,006	25,307,093
負債・純資産合計	31,743,550	33,000,075

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	16,696,838	16,958,564
運用受託報酬	11,663,951	13,291,669
投資助言報酬	92,682	107,390
その他営業収益	661,029	678,515
営業収益計	29,114,502	31,036,140
営業費用		
支払手数料	7,669,451	7,801,482
広告宣伝費	206,908	203,242
調査費	7,435,066	8,650,200
調査費	2,823,854	3,298,847
委託調査費	4,611,211	5,351,353
委託計算費	119,180	116,944
営業雑経費	265,287	263,317
通信費	60,267	57,380
印刷費	160,147	157,178
協会費	23,883	24,327
諸会費	12,732	15,737
図書費	8,256	8,693
営業費用計	15,695,895	17,035,188
一般管理費		
給料	3,883,418	4,075,417
役員報酬	83,430	82,371
給料・手当	2,848,648	3,010,062
賞与	951,339	982,983
交際費	13,259	25,693
寄付金	4,696	9,893
旅費交通費	140,480	162,304
租税公課	174,372	246,078
不動産賃借料	468,091	468,091
退職給付費用	163,194	178,404
賞与引当金繰入	288,706	296,807
固定資産減価償却費	165,502	247,247
法定福利費	629,504	686,198
福利厚生費	10,617	14,385
諸経費	503,320	642,231
一般管理費計	6,445,164	7,052,753

営業利益		6,973,442	6,948,198
営業外収益			
受取利息		189	185
受取配当金	* 1	4,304	1,238
雑益		13,722	15,069
営業外収益計		18,216	16,493
営業外費用			
為替差損		54,263	80,542
雑損		9,120	15,415
営業外費用計		63,383	95,958
経常利益		6,928,275	6,868,734
特別利益			
投資有価証券売却益		480	829
その他特別利益		-	402
特別利益計		480	1,232
特別損失			
固定資産除却損		190	30,348
投資有価証券評価損		501	-
投資損失引当金繰入額		208,800	-
その他特別損失		392	382
特別損失計		209,884	30,731
税引前当期純利益		6,718,870	6,839,235
法人税、住民税及び事業税		2,220,524	2,410,514
法人税等調整額		△ 149,911	△ 305,632
法人税等合計		2,070,612	2,104,882
当期純利益		4,648,257	4,734,352

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,412,741
当期変動額					
剰余金の配当					△ 4,750,617
当期純利益					4,648,257
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 102,359
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,310,382

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	22,912,741	25,312,741	5,529	5,529	25,318,271

当期変動額					
剰余金の配当	△ 4,750,617	△ 4,750,617			△ 4,750,617
当期純利益	4,648,257	4,648,257			4,648,257
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			94	94	94
当期変動額合計	△ 102,359	△ 102,359	94	94	△ 102,264
当期末残高	22,810,382	25,210,382	5,624	5,624	25,216,006

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,310,382
当期変動額					
剰余金の配当					△ 4,648,241
当期純利益					4,734,352
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	86,111
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,396,494

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	22,810,382	25,210,382	5,624	5,624	25,216,006
当期変動額					
剰余金の配当	△ 4,648,241	△ 4,648,241			△ 4,648,241
当期純利益	4,734,352	4,734,352			4,734,352
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			4,974	4,974	4,974
当期変動額合計	86,111	86,111	4,974	4,974	91,086
当期末残高	22,896,494	25,296,494	10,599	10,599	25,307,093

注記事項

（重要な会計方針）

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ② 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬(運用報酬)については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

(重要な会計上の見積り)

第38期	第39期
------	------

2023年3月31日現在	2024年3月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表関係)

第38期 2023年3月31日現在	第39期 2024年3月31日現在
* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります
建物 217,486千円 器具備品 477,945千円	建物 245,354千円 器具備品 481,065千円

(損益計算書関係)

第38期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。 関係会社からの受取配当金 3,605千円 上記のほか、関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は9,067千円であります。	関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は9,623千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	2022年4月1日 現在	増加	減少	2023年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,750,617千円
(ロ) 1株当たり配当額	124,037円
(ハ) 基準日	2022年3月31日
(ニ) 効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,648,241千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	121,364円
(ニ) 基準日	2023年3月31日
(ホ) 効力発生日	2023年6月29日

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	2023年4月1日 現在	増加	減少	2024年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,648,241千円
(ロ) 1株当たり配当額	121,364円
(ハ) 基準日	2023年3月31日
(ニ) 効力発生日	2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,787,448千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	98,889円
(ニ) 基準日	2024年3月31日
(ホ) 効力発生日	2024年6月26日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第38期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒され	(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左

<p>ております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。</p> <p>② 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。</p> <p>投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。</p> <p>③ 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。</p>	<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスク 同左</p> <p>② 市場リスク 同左</p> <p>③ 流動性リスク 同左</p>
--	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

第38期（2023年3月31日現在）

2023年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	48,291	48,291	-
敷金	474,324	475,064	739
資産計	522,615	523,355	739

(注1) 以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収収益
未収入金
預り金
未払金
未払費用

(注2) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	28,227

その他の関係会社有価証券	520,000
--------------	---------

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの	1,679	18,855	995	995
合計	1,679	18,855	995	995

第39期（2024年3月31日現在）

2024年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券 敷金	49,108 474,324	49,108 472,538	- △1,786
資産計	523,432	521,646	△1,786

(注1) 以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収収益
預り金
未払金
未払費用

(注2) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式 子会社株式 関連会社株式 その他の関係会社有価証券	1,640,302 28,227 80,000

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの	-	18,872	1,912	1,101
合計	-	18,872	1,912	1,101

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第38期（2023年3月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	-	48,291	-	48,291
資産計	-	48,291	-	48,291

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	475,064	-	475,064
資産計	-	475,064	-	475,064

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第39期（2024年3月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	-	49,108	-	49,108
資産計	-	49,108	-	49,108

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	472,538	-	472,538
資産計	-	472,538	-	472,538

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第38期 2023年3月31日現在	第39期 2024年3月31日現在																																
<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式28,227千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 520,000千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載しておりません。</p> <p>2. その他有価証券 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託</td> <td>27,605</td> <td>18,645</td> <td>8,960</td> </tr> <tr> <td>②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託</td> <td>20,685</td> <td>21,539</td> <td>△853</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>48,291</td> <td>40,184</td> <td>8,106</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。</p>	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	27,605	18,645	8,960	②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	20,685	21,539	△853	合計	48,291	40,184	8,106	<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式28,227千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 80,000千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載しておりません。</p> <p>2. その他有価証券 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託</td> <td>37,893</td> <td>20,877</td> <td>17,015</td> </tr> <tr> <td>②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託</td> <td>11,214</td> <td>12,953</td> <td>△1,738</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>49,108</td> <td>33,831</td> <td>15,277</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：千円)</p>	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	37,893	20,877	17,015	②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	11,214	12,953	△1,738	合計	49,108	33,831	15,277
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額																														
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	27,605	18,645	8,960																														
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	20,685	21,539	△853																														
合計	48,291	40,184	8,106																														
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額																														
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	37,893	20,877	17,015																														
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	11,214	12,953	△1,738																														
合計	49,108	33,831	15,277																														

区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,767	829	-
合計	5,767	829	-

4. 減損処理を行った有価証券
当事業年度において、有価証券について501千円（その他有価証券の証券投資信託501千円）減損処理を行っております。

4. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(収益認識関係)

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	16,696,838	-	16,696,838
運用受託報酬	11,529,748	134,202	11,663,951
投資助言報酬	92,682	-	92,682
その他営業収益	661,029	-	661,029
合計	28,980,299	134,202	29,114,502

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高） 5,513,048千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高） 6,222,195千円

(*) なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	16,958,564	-	16,958,564
運用受託報酬	12,488,818	802,851	13,291,669
投資助言報酬	107,390	-	107,390
その他営業収益	678,515	-	678,515
合計	30,233,289	802,851	31,036,140

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高） 6,222,195千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高） 7,611,757千円

（＊）なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

（退職給付関係）

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	852,862千円
勤務費用	70,929千円
利息費用	3,351千円
数理計算上の差異の発生額	△24,231千円
退職給付の支払額	△33,244千円
退職給付債務の期末残高	869,667千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	869,667千円
未積立退職給付債務	869,667千円
未認識数理計算上の差異	17,052千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,720千円
退職給付引当金	886,720千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,720千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	70,929千円
利息費用	3,351千円
数理計算上の差異の費用処理額	644千円
その他	6,556千円
確定給付制度に係る退職給付費用	81,482千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 0.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、81,712千円であります。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	869,667千円
勤務費用	73,630千円
利息費用	6,822千円
数理計算上の差異の発生額	29,062千円
退職給付の支払額	△38,184千円
退職給付債務の期末残高	940,999千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	940,999千円
未積立退職給付債務	940,999千円
未認識数理計算上の差異	△13,789千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	927,210千円
退職給付引当金	927,210千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	927,210千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	73,630千円
利息費用	6,822千円
数理計算上の差異の費用処理額	△1,778千円
その他	10,687千円
確定給付制度に係る退職給付費用	89,362千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 0.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、89,041千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金	271,513千円	283,911千円
未払金	2,092千円	3,362千円
賞与引当金	88,401千円	90,882千円
未払法定福利費	11,663千円	12,359千円
未払事業所税	3,929千円	4,097千円
未払事業税	64,984千円	73,982千円
未払調査費	102,531千円	108,813千円
減価償却超過額	24,211千円	7,259千円
繰延資産超過額	9,605千円	12,236千円
未払確定拠出年金	2,120千円	2,331千円
未収実績連動報酬	48,549千円	264,384千円
投資損失引当金	63,934千円	-
未払費用	267,102千円	404,707千円
繰延税金資産小計	960,642千円	1,268,329千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	960,642千円	1,268,329千円
繰延税金負債		
前払費用	4,110千円	6,166千円
その他有価証券評価差額金	2,482千円	4,677千円
繰延税金負債合計	6,593千円	10,844千円
繰延税金資産の純額	954,048千円	1,257,485千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

3. 法人税及び地方法人税に関する税効果会計の会計処理

当社は、前事業年度からグループ通算制度を適用しているため、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用

する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を前事業年度の期首から適用しています。

(セグメント情報等)

第38期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日												
<p>[セグメント情報] 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。</p> <p>当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p> <p>[関連情報] 1. 製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>日本</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25,542,522</td> <td>3,571,980</td> <td>29,114,502</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。</p> <p>(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド(毎月決算型)</p> <p>(2) 委託者報酬 3,989,751千円</p> <p>(3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント</p>	日本	その他	合計	25,542,522	3,571,980	29,114,502	<p>[セグメント情報] 同左</p> <p>[関連情報] 1. 製品及びサービスごとの情報 同左</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>日本</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27,411,151</td> <td>3,624,988</td> <td>31,036,140</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。</p> <p>(2) 有形固定資産 同左</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド(毎月決算型)</p> <p>(2) 委託者報酬 3,106,318千円</p> <p>(3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント</p>	日本	その他	合計	27,411,151	3,624,988	31,036,140
日本	その他	合計											
25,542,522	3,571,980	29,114,502											
日本	その他	合計											
27,411,151	3,624,988	31,036,140											

(関連当事者情報)

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

- (1) 親会社情報
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社をもつ会社	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区	101,994,694 千円	損害保険業	なし	投資信託の取扱 役員の兼任	投資信託に係る事務代 hands 手数料の支払	1,337,087 千円	未払手数料	450,379 千円

(注) *取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

*取引金額には、消費税等は含まれておりません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

- (1) 親会社情報
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

第38期	
	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
1株当たり純資産額	658,381円38銭
1株当たり当期純利益金額	121,364円43銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	
<p>(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎</p>	
貸借対照表の純資産の部の合計額	25,216,006千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	25,216,006千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
<p>1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎</p>	
損益計算書上の当期純利益金額	4,648,257千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	4,648,257千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

第39期	
	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
1株当たり純資産額	660,759円61銭
1株当たり当期純利益金額	123,612円34銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	
<p>(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎</p>	
貸借対照表の純資産の部の合計額	25,307,093千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	25,307,093千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
<p>1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎</p>	
損益計算書上の当期純利益金額	4,734,352千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	4,734,352千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月4日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井章悟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奈良将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (2024年9月30日現在)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	1,645,916
前払費用	445,712
関係会社短期貸付金	* 1 16,221,561
未収委託者報酬	3,309,378
未収収益	4,469,276
未収入金	36,149
その他の流動資産	32,038
流動資産計	26,160,035
固定資産	
有形固定資産	* 2 575,879
建物	410,868
器具備品	165,010
無形固定資産	391,206
電話加入権	3,795
ソフトウェア	363,120
ソフトウェア仮勘定	24,290
投資その他の資産	3,670,742
投資有価証券	45,368
関係会社株式	1,669,314
その他の関係会社有価証券	80,000
長期前払費用	16,599
敷金	474,324
その他長期差入保証金	21,230
繰延税金資産	1,363,906
固定資産計	4,637,828
資産合計	30,797,863
負債の部	
流動負債	
未払金	3,575,044
未払手数料	1,469,010
その他未払金	2,106,034
未払費用	417,932
未払消費税等	265,456
未払法人税等	1,238,000
預り金	68,079
前受収益	12,827
賞与引当金	414,756
流動負債計	5,992,095
固定負債	
退職給付引当金	907,625
固定負債計	907,625
負債合計	6,899,721
純資産の部	
株主資本	23,888,762
資本金	2,000,000

資本剰余金	400,000
その他資本剰余金	400,000
利益剰余金	21,488,762
利益準備金	500,000
その他利益剰余金	20,988,762
繰越利益剰余金	20,988,762
評価・換算差額等	9,379
その他有価証券評価差額金	9,379
純資産合計	23,898,141
負債・純資産合計	30,797,863

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2024年4月1日	
至 2024年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	8,038,620
運用受託報酬	6,708,309
投資助言報酬	59,208
その他営業収益	346,477
営業収益計	15,152,615
営業費用	
支払手数料	3,610,428
広告宣伝費	110,741
調査費	4,419,764
調査費	1,792,091
委託調査費	2,627,672
委託計算費	64,325
営業雑経費	136,280
通信費	29,635
印刷費	77,926
協会費	13,804
諸会費	10,164
図書費	4,750
営業費用計	8,341,540
一般管理費	
給料	1,768,814
役員報酬	39,165
給料・手当	1,586,043
賞与	143,605
交際費	7,666
寄付金	200
旅費交通費	77,766
租税公課	88,884
不動産賃借料	234,046
退職給付費用	89,439
賞与引当金繰入	414,756
固定資産減価償却費	* 1 123,747
法定福利費	349,296
福利厚生費	8,552
諸経費	231,573
一般管理費計	3,394,743

営業利益	3,416,330
営業外収益	
受取利息	8,215
受取配当金	1,300
為替差益	7,169
雑益	6,792
営業外収益計	23,477
営業外費用	
雑損	4,606
営業外費用計	4,606
経常利益	3,435,202
特別利益	-
特別損失	-
税引前中間純利益	3,435,202
法人税、住民税及び事業税	1,161,368
法人税等調整額	△ 105,882
法人税等合計	1,055,485
中間純利益	2,379,716

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金
				繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,396,494
当中間期変動額					
剰余金の配当					△ 3,787,448
中間純利益					2,379,716
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	-	-	△ 1,407,732
当中間期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	20,988,762

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	22,896,494	25,296,494	10,599	10,599	25,307,093
当中間期変動額					
剰余金の配当	△ 3,787,448	△ 3,787,448			△ 3,787,448
中間純利益	2,379,716	2,379,716			2,379,716
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			△ 1,219	△ 1,219	△ 1,219
当中間期変動額合計	△ 1,407,732	△ 1,407,732	△ 1,219	△ 1,219	△ 1,408,951
当中間期末残高	21,488,762	23,888,762	9,379	9,379	23,898,141

注記事項

(重要な会計方針)

当中間会計期間 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>① 市場価格のない株式等以外のもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>② 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理しております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>4. 収益及び費用の計上基準 当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報</p>

酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間 (2024年9月30日現在)						
* 1. 貸出コミットメント	<p>当社は、グループ全体の資金管理や資金効率の向上をはかることを目的として、キャッシュ・マネジメント・サービス（以下「CMS」）を導入しております。当社は、関係会社と、CMSによる貸出コミットメントを定めた金銭消費貸借契約を締結しています。「関係会社短期貸付金」は、これによる貸付金であります。CMSにおける貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>30,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>16,221,561千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>13,778,438千円</td> </tr> </table> <p>なお、上記金銭消費貸借契約書において、経済情勢、金融情勢の変化、契約当事者の経営状態の変化、その他事由があるときには、貸出コミットメントの金額及び利息の条件について、契約当事者間で同意の上で変更できるものと定められており、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当社の資金が不足している場合には、資金を借り入れる場合があります。</p>	貸出コミットメントの総額	30,000,000千円	貸出実行残高	16,221,561千円	差引額	13,778,438千円
貸出コミットメントの総額	30,000,000千円						
貸出実行残高	16,221,561千円						
差引額	13,778,438千円						
* 2. 有形固定資産の減価償却累計額	<table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>269,340千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>490,446千円</td> </tr> </table>	建物	269,340千円	器具備品	490,446千円		
建物	269,340千円						
器具備品	490,446千円						

(中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日				
* 1. 減価償却実施額	<table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>62,689千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>61,057千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	62,689千円	無形固定資産	61,057千円
有形固定資産	62,689千円				
無形固定資産	61,057千円				

(中間株主資本等変動計算書関係)

	当中間会計期間 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項	

株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間 増加 (株)	当中間会計期間 減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・3,787,448千円
- (ロ) 1株当たり配当額・・・・・・・・・・98,889円
- (ハ) 基準日・・・・・・・・・・2024年3月31日
- (ニ) 効力発生日・・・・・・・・・・2024年6月26日

(金融商品関係)

当中間会計期間 (2024年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日現在における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	45,368	45,368	-
敷金	474,324	472,101	△2,223
資産計	519,692	517,469	△2,223

(注1) 以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

- 現金・預金
- 関係会社短期貸付金
- 未収委託者報酬
- 未収収益
- 未収入金
- 預り金
- 未払金
- 未払費用

(注2) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの中間貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,641,087
関連会社株式	28,227
その他の関係会社有価証券	80,000

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	-	45,368	-	45,368
資産計	-	45,368	-	45,368

(2)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	472,101	-	472,101
資産計	-	472,101	-	472,101

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間 (2024年9月30日現在)

その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	33,767	18,915	14,852
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	11,600	12,933	△1,332
合計		45,368	31,849	13,519

(収益認識関係)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	運用報酬	成功報酬	合計

委託者報酬	8,038,620	-	8,038,620
運用受託報酬	6,708,309	-	6,708,309
投資助言報酬	59,208	-	59,208
その他営業収益	346,477	-	346,477
合計	15,152,615	-	15,152,615

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高） 7,611,757千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高） 7,778,655千円

(*) なお、当中間会計期間の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
13,310,666	1,841,948	15,152,615

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	
1株当たり純資産額	623,972円37銭
1株当たり中間純利益金額	62,133円59銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	
<p>(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎</p>	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	23,898,141千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額	23,898,141千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数	38,300株
<p>1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎</p>	
中間損益計算書上の中間純利益金額	2,379,716千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	2,379,716千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

**追加型証券投資信託 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035
運用の基本方針**

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として以下の親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

- TMA日本株TOPIXマザーファンド
- TMA日本債券インデックスマザーファンド
- TMA外国株式インデックスマザーファンド
- TMA外国債券インデックスマザーファンド

(2) 投資態度

①主として、以下の各指数に連動する投資成果をめざして運用を行う各マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式および債券に分散投資を行います。

資産	マザーファンド	指数
国内株式	TMA日本株TOPIXマザーファンド	TOPIX（配当込み）
国内債券	TMA日本債券インデックスマザーファンド	NOMURA-BPI（総合）
外国株式	TMA外国株式インデックスマザーファンド	MSCIコクサイ指数 （配当込み、円ヘッジなし・円ベース）
外国債券	TMA外国債券インデックスマザーファンド	FTSE世界国債インデックス （除く日本、ヘッジなし・円ベース）

②当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポートフォリオを構築します。

- 国内株式：31%
- 国内債券：28%
- 外国株式：31%
- 外国債券：10%

③資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごとに変更します。

- イ. 2035年（ターゲットイヤー）の10年前となる2025年に近づくにしたいが、リスク性資産（国内外の株式）の比率をゆるやかに減少させ、安定性資産（国内外の債券）の比率をゆるやかに増加させる運用をめざします。
- ロ. 2025年からターゲットイヤーに近づくにしたいが、リスク性資産の比率を大きく引き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運用をめざします。

④2035年の資産配分比率見直し実施日以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への当該比率を一定とします。

⑤当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

⑥実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (9) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- (10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第3条 委託者は、金50億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けません。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条（信託契約の解約）第1項、第52条（信託契約に関する監督官庁の命令）第1項、第53条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）第1項または第55条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第3条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第1項に規定する信託によって生じた受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条（有価証券の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第30条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変

更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1口以上1口単位で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、第47条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合については、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができます。
- ③ 前2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得の申込を受付けないものとします。また、このほか取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ別に定める金額とします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条（先物取引等の運用指図）、第23条（スワップ取引の運用指図）および第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるものに限り。）
3. 金銭債権（1.4.に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。
為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「TMA日本株TOPIXマザーファンド」、「TMA日本債券インデックスマザーファンド」、「TMA外国株式インデックスマザーファンド」、「TMA外国債券インデックスマザーファンド」（以下それぞれを総称し、「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
23. 外国の者に対する権利で前2号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額

のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第32条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第21条（信用取引の指図範囲）から第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）まで、第26条（有価証券の貸付の指図および範囲）から第28条（有価証券の借入）まで、第30条（外国為替予約の指図）、第35条（有価証券の売却等の指図）から第37条（資金の借入）までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第21条（信用取引の指図範囲）から第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）まで、第26条（有価証券の貸付の指図および範囲）から第28条（有価証券の借入）まで、第30条（外国為替予約の指図）、第35条（有価証券の売却等の指図）から第37条（資金の借入）までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ④ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の運用指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第25条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。

【有価証券の空売の運用指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条（有価証券の借入）の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入の指図は、当該借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超え

ることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第29条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

- ④ 第1項および第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第31条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第36条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第40条 この信託の計算期間は、毎年1月26日から翌年1月25日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2020年1月27日までとし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第42条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第1計算期間から第16計算期間まで：年10,000分の28
2. 第17計算期間以降：年10,000分の18
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

第46条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第49条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第47条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

第47条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から指定販売会社の営業所等において受益者に支払います。

- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

【収益分配金および償還金の時効】

第48条 受益者が、収益分配金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額としします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。

- ④ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受けないものとしします。また、委託者は、取引所における取引の停止、

外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第51条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前ま

で、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第57条 この信託は、受益者が第49条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第51条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【運用状況に係る情報の提供】

第58条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 第12条（受益権の申込単位および価額）および第49条（一部解約）に規定する「別に定める受付不可日」は、次のものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ロンドン証券取引所の休業日
フランクフルト証券取引所の休業日

附則第3条 第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第4条 第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

2019年9月20日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

**追加型証券投資信託 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045
運用の基本方針**

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として以下の親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

- TMA日本株TOP I Xマザーファンド
- TMA日本債券インデックスマザーファンド
- TMA外国株式インデックスマザーファンド
- TMA外国債券インデックスマザーファンド

(2) 投資態度

①主として、以下の各指数に連動する投資成果をめざして運用を行う各マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式および債券に分散投資を行います。

資産	マザーファンド	指数
国内株式	TMA日本株TOP I Xマザーファンド	TOP I X（配当込み）
国内債券	TMA日本債券インデックスマザーファンド	NOMURA-B P I（総合）
外国株式	TMA外国株式インデックスマザーファンド	M S C I コクサイ指数 （配当込み、円ヘッジなし・円ベース）
外国債券	TMA外国債券インデックスマザーファンド	F T S E 世界国債インデックス （除く日本、ヘッジなし・円ベース）

②当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポートフォリオを構築します。

- 国内株式：32%
- 国内債券：26%
- 外国株式：32%
- 外国債券：10%

③資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごとに変更します。

- イ. 2045年（ターゲットイヤー）の10年前となる2035年に近づくにしたいが、リスク性資産（国内外の株式）の比率をゆるやかに減少させ、安定性資産（国内外の債券）の比率をゆるやかに増加させる運用をめざします。
- ロ. 2035年からターゲットイヤーに近づくにしたいが、リスク性資産の比率を大きく引き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運用をめざします。

④2045年の資産配分比率見直し実施日以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への当該比率を一定とします。

⑤当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

⑥実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- (4) マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (9) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- (10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第3条 委託者は、金50億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けません。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条（信託契約の解約）第1項、第52条（信託契約に関する監督官庁の命令）第1項、第53条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）第1項または第55条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第3条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第1項に規定する信託によって生じた受益権については50億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条（有価証券の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第30条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変

更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1口以上1口単位で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、第47条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合については、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができます。
- ③ 前2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得の申込を受付けないものとします。また、このほか取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ別に定める金額とします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条（先物取引等の運用指図）、第23条（スワップ取引の運用指図）および第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるものに限り。）
3. 金銭債権（1.4.に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。
為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「TMA日本株TOPIXマザーファンド」、「TMA日本債券インデックスマザーファンド」、「TMA外国株式インデックスマザーファンド」、「TMA外国債券インデックスマザーファンド」（以下それぞれを総称し、「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
23. 外国の者に対する権利で前2号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額

のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第32条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第21条（信用取引の指図範囲）から第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）まで、第26条（有価証券の貸付の指図および範囲）から第28条（有価証券の借入）まで、第30条（外国為替予約の指図）、第35条（有価証券の売却等の指図）から第37条（資金の借入）までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第21条（信用取引の指図範囲）から第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）まで、第26条（有価証券の貸付の指図および範囲）から第28条（有価証券の借入）まで、第30条（外国為替予約の指図）、第35条（有価証券の売却等の指図）から第37条（資金の借入）までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ④ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の運用指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第25条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。

【有価証券の空売の運用指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条（有価証券の借入）の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入の指図は、当該借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超え

ることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第29条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

- ④ 第1項および第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第31条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第36条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第40条 この信託の計算期間は、毎年1月26日から翌年1月25日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2020年1月27日までとし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第42条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第1計算期間から第26計算期間まで：年10,000分の28
2. 第27計算期間以降：年10,000分の18
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

第46条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第49条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第47条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

第47条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から指定販売会社の営業所等において受益者に支払います。

⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第48条 受益者が、収益分配金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

④ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受けないものとします。また、委託者は、取引所における取引の停止、

外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第51条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前ま

で、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第57条 この信託は、受益者が第49条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第51条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【運用状況に係る情報の提供】

第58条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 第12条（受益権の申込単位および価額）および第49条（一部解約）に規定する「別に定める受付不可日」は、次のものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ロンドン証券取引所の休業日
フランクフルト証券取引所の休業日

附則第3条 第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第4条 第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

2019年9月20日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

**追加型証券投資信託 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055
運用の基本方針**

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として以下の親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

- TMA日本株TOP I Xマザーファンド
- TMA日本債券インデックスマザーファンド
- TMA外国株式インデックスマザーファンド
- TMA外国債券インデックスマザーファンド

(2) 投資態度

①主として、以下の各指数に連動する投資成果をめざして運用を行う各マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式および債券に分散投資を行います。

資産	マザーファンド	指数
国内株式	TMA日本株TOP I Xマザーファンド	TOP I X（配当込み）
国内債券	TMA日本債券インデックスマザーファンド	NOMURA-B P I（総合）
外国株式	TMA外国株式インデックスマザーファンド	M S C I コクサイ指数 （配当込み、円ヘッジなし・円ベース）
外国債券	TMA外国債券インデックスマザーファンド	F T S E 世界国債インデックス （除く日本、ヘッジなし・円ベース）

②当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポートフォリオを構築します。

- 国内株式：34%
- 国内債券：22%
- 外国株式：34%
- 外国債券：10%

③資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごとに変更します。

- イ. 2055年（ターゲットイヤー）の10年前となる2045年に近づくにしたいが、リスク性資産（国内外の株式）の比率をゆるやかに減少させ、安定性資産（国内外の債券）の比率をゆるやかに増加させる運用をめざします。
- ロ. 2045年からターゲットイヤーに近づくにしたいが、リスク性資産の比率を大きく引き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運用をめざします。

④2055年の資産配分比率見直し実施日以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への当該比率を一定とします。

⑤当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

⑥実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- (4) マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (9) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- (10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第3条 委託者は、金50億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けません。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条（信託契約の解約）第1項、第52条（信託契約に関する監督官庁の命令）第1項、第53条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）第1項または第55条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第3条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第1項に規定する信託によって生じた受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条（有価証券の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第30条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変

更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1口以上1口単位で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、第47条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合については、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができます。
- ③ 前2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得の申込を受付けないものとします。また、このほか取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ別に定める金額とします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条（先物取引等の運用指図）、第23条（スワップ取引の運用指図）および第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるものに限り。）
3. 金銭債権（1.4.に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。
為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「TMA日本株TOPIXマザーファンド」、「TMA日本債券インデックスマザーファンド」、「TMA外国株式インデックスマザーファンド」、「TMA外国債券インデックスマザーファンド」（以下それぞれを総称し、「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
23. 外国の者に対する権利で前2号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額

のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第32条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第21条（信用取引の指図範囲）から第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）まで、第26条（有価証券の貸付の指図および範囲）から第28条（有価証券の借入）まで、第30条（外国為替予約の指図）、第35条（有価証券の売却等の指図）から第37条（資金の借入）までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第21条（信用取引の指図範囲）から第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）まで、第26条（有価証券の貸付の指図および範囲）から第28条（有価証券の借入）まで、第30条（外国為替予約の指図）、第35条（有価証券の売却等の指図）から第37条（資金の借入）までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ④ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の運用指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第25条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。

【有価証券の空売の運用指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条（有価証券の借入）の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入の指図は、当該借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超え

ることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第29条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

- ④ 第1項および第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第31条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第36条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第40条 この信託の計算期間は、毎年1月26日から翌年1月25日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2020年1月27日までとし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第42条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第1計算期間から第36計算期間まで：年10,000分の28
2. 第37計算期間以降：年10,000分の18
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

第46条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第49条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第47条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

第47条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から指定販売会社の営業所等において受益者に支払います。

- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

【収益分配金および償還金の時効】

第48条 受益者が、収益分配金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。

- ④ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受けないものとしします。また、委託者は、取引所における取引の停止、

外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第51条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前ま

で、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第57条 この信託は、受益者が第49条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第51条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【運用状況に係る情報の提供】

第58条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 第12条（受益権の申込単位および価額）および第49条（一部解約）に規定する「別に定める受付不可日」は、次のものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ロンドン証券取引所の休業日
フランクフルト証券取引所の休業日

附則第3条 第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第4条 第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

2019年9月20日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

**追加型証券投資信託 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065
運用の基本方針**

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として以下の親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

- TMA日本株TOP I Xマザーファンド
- TMA日本債券インデックスマザーファンド
- TMA外国株式インデックスマザーファンド
- TMA外国債券インデックスマザーファンド

(2) 投資態度

①主として、以下の各指数に連動する投資成果をめざして運用を行う各マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式および債券に分散投資を行います。

資産	マザーファンド	指数
国内株式	TMA日本株TOP I Xマザーファンド	TOP I X（配当込み）
国内債券	TMA日本債券インデックスマザーファンド	NOMURA-B P I（総合）
外国株式	TMA外国株式インデックスマザーファンド	M S C I コクサイ指数 （配当込み、円ヘッジなし・円ベース）
外国債券	TMA外国債券インデックスマザーファンド	F T S E 世界国債インデックス （除く日本、ヘッジなし・円ベース）

②当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポートフォリオを構築します。

- 国内株式：35%
- 国内債券：20%
- 外国株式：35%
- 外国債券：10%

③資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごとに変更します。

- イ. 2065年（ターゲットイヤー）の10年前となる2055年に近づくにしたいが、リスク性資産（国内外の株式）の比率をゆるやかに減少させ、安定性資産（国内外の債券）の比率をゆるやかに増加させる運用をめざします。
- ロ. 2055年からターゲットイヤーに近づくにしたいが、リスク性資産の比率を大きく引き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運用をめざします。

④2065年の資産配分比率見直し実施日以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への当該比率を一定とします。

⑤当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

⑥実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- (4) マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (9) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- (10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第3条 委託者は、金50億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けません。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条（信託契約の解約）第1項、第52条（信託契約に関する監督官庁の命令）第1項、第53条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）第1項または第55条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第3条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第1項に規定する信託によって生じた受益権については50億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条（有価証券の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第30条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変

更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1口以上1口単位で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、第47条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合については、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができます。
- ③ 前2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得の申込を受付けないものとします。また、このほか取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ別に定める金額とします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条（先物取引等の運用指図）、第23条（スワップ取引の運用指図）および第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権（1.4.に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。
為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「TMA日本株TOPIXマザーファンド」、「TMA日本債券インデックスマザーファンド」、「TMA外国株式インデックスマザーファンド」、「TMA外国債券インデックスマザーファンド」（以下それぞれを総称し、「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
23. 外国の者に対する権利で前2号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額

のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【利害関係人等との取引等】

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第32条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第21条（信用取引の指図範囲）から第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）まで、第26条（有価証券の貸付の指図および範囲）から第28条（有価証券の借入）まで、第30条（外国為替予約の指図）、第35条（有価証券の売却等の指図）から第37条（資金の借入）までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第21条（信用取引の指図範囲）から第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）まで、第26条（有価証券の貸付の指図および範囲）から第28条（有価証券の借入）まで、第30条（外国為替予約の指図）、第35条（有価証券の売却等の指図）から第37条（資金の借入）までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

- 第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

- 第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができます。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の運用指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第25条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。

【有価証券の空売の運用指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条（有価証券の借入）の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入の指図は、当該借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超え

ることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第29条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

- ④ 第1項および第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第31条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第36条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第40条 この信託の計算期間は、毎年1月26日から翌年1月25日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2020年1月27日までとし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第42条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第1計算期間から第46計算期間まで：年10,000分の28
2. 第47計算期間以降：年10,000分の18
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

第46条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第49条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第47条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

第47条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から指定販売会社の営業所等において受益者に支払います。

- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

【収益分配金および償還金の時効】

第48条 受益者が、収益分配金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額としします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。

- ④ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受けないものとしします。また、委託者は、取引所における取引の停止、

外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第51条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前ま

で、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第57条 この信託は、受益者が第49条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第51条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【運用状況に係る情報の提供】

第58条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 第12条（受益権の申込単位および価額）および第49条（一部解約）に規定する「別に定める受付不可日」は、次のものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ロンドン証券取引所の休業日
フランクフルト証券取引所の休業日

附則第3条 第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第4条 第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

2019年9月20日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社